

第2次倉敷市地域福祉計画

令和3年度～令和7年度

地域でつながりだれもが安全・安心に
暮らしていける支え合いのまち



令和3年3月
倉 敷 市

はじめに

倉敷市では、現在、平成27年に策定した地域福祉計画に基づき、「地域でつながる 安全・安心に暮らしていけるまち」の実現を目指し、市民の皆様や地域・団体等と連携しながら地域福祉の推進に努めています。

こうした中、国においては、子ども、高齢者、障がい者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指すこととしており、その一環として、社会福祉法を改正し、地域福祉計画の充実と推進を明確にしました。

本市においても、地域福祉に関して、地域の交流機会の減少などによる住民同士のつながりの希薄化や、地域役員などの担い手不足によるコミュニティの弱体化など、これまでの課題が深刻化している一方で、各分野横断的な対応が必要な生活困窮やひきこもりなどの新たな課題への対応など、本市の地域福祉を取り巻く状況は、一段と複雑化、多様化しています。

加えて、平成30年7月に発生した未曾有の豪雨災害は、真備地区を中心に甚大な被害をもたらしました。今後、すべての市民の皆様が安全安心な暮らしを続けていくためには、地域福祉の面からも災害に備えた取組を推進していく必要があります。

このような本市の地域福祉を取り巻く社会情勢や市民ニーズの変化に応じていくため、これまでの計画を一步進め、「地域でつながり だれもが 安全・安心に暮らしていける 支え合いのまち」を新たな基本理念とする第2次倉敷市地域福祉計画を策定いたしました。

この計画では、これまでの取組に加え、新たに市や各関係機関の連携による包括的な支援に関する事項を盛り込むことで、制度の狭間の課題や、複合化、複雑化した課題への支援体制を整備し、生活に困難を抱える様々な人への支援の充実を図ることとしています。これらの取組を市民の皆様、地域・団体、行政が共に連携を図りながら実施していくことで、倉敷市を子どもから高齢者までのあらゆる世代の人々が、これまで以上に安心していきいきと暮らしていける持続可能なまちにしていきたいと考えていますので、引き続き御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、慎重かつ熱心な御審議をいただきました倉敷市社会福祉審議会地域福祉計画策定専門分科会委員の皆様をはじめ、アンケート調査や住民福祉座談会に御協力いただきました市民の皆様並びに関係各位に、心から感謝を申し上げます。

令和3年3月



倉敷市長 伊東 香織

目 次

第 1 章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	3
5	地域福祉圏域の設定	5

第 2 章 倉敷市を取り巻く状況

1	統計データからみられる現状	6
2	アンケート調査からみられる現状	14
3	社会情勢等の変化や前期計画の評価を踏まえた課題	30
4	第 2 次倉敷市地域福祉計画の着眼点	35

第 3 章 計画の基本方針

1	基本理念	37
2	SDGs を踏まえて	38
3	基本目標	39
4	体系図	40

第 4 章 施策の展開

基本目標 1	互いに助け合い、支え合う地域づくり	42
基本目標 2	誰もが安心して相談でき解決につながる地域づくり	53
基本目標 3	地域で安心して暮らすための仕組みづくり	61

第 5 章 計画の推進

1	計画の推進体制	69
2	計画の広報	70
3	計画の進捗管理	70

資料編

1	地域福祉の取り組み事例	71
2	市の取り組み関係部署一覧（第4章）	77
3	地域福祉計画策定に向けたアンケート調査	85
4	住民福祉座談会のまとめ（倉敷市社会福祉協議会実施）	128
5	策定の経過	132
6	倉敷市社会福祉審議会条例	133
7	倉敷市社会福祉審議会運営要綱	135
8	倉敷市地域福祉計画策定幹事会及び庁内検討会設置要領	140
9	社会福祉法	142
10	倉敷市社会福祉審議会地域福祉計画策定専門分科会に属する委員	144
11	倉敷市地域福祉計画策定幹事会・庁内検討会名簿	145
12	用語解説	147

第 1 章

計画の概要



計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化・人口減少の進行とともに、ライフスタイルや価値観の多様化等を背景として、家庭での扶養機能や地域での相互扶助機能が低下しており、ひとり暮らし高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者、障がい者に対する虐待や自殺等に加えて、引きこもり状態の長期化等による８０５０問題や介護と育児を同時に担うダブルケアの問題等、複合的な課題が顕在化しています。また、防災・減災の観点からも、地域の多様な担い手を育て、その連携を強めていくことが重要な課題になっています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響等により地域の行事や集まりが減少し、住民同士の関係の希薄化や生活に困難を抱える人の孤立化が危惧されています。

今後、こうした課題に対応し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、地域の人と人とがつながり、お互いに支え、支えられる関係をつくり、市や関係機関等と連携しながら、様々な地域課題の解決を図っていくことが必要です。

国では、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指して、平成２８年７月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、社会福祉法等の関係法令を改正したところです。

本市においては、平成２７年２月に倉敷市地域福祉計画を策定し、自助・共助・公助の取組を進めてきました。倉敷市地域福祉計画は、計画期間が令和２年度に終了することから、策定以降の社会情勢等の変化や、本市における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、子どもから高齢者まであらゆる世代の人々が、これまで以上に安心していきいきと暮らしていけるまちを目指し、新たな第２次倉敷市地域福祉計画を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

本計画においては、次の5つの事項についてその具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を盛り込むものとします。

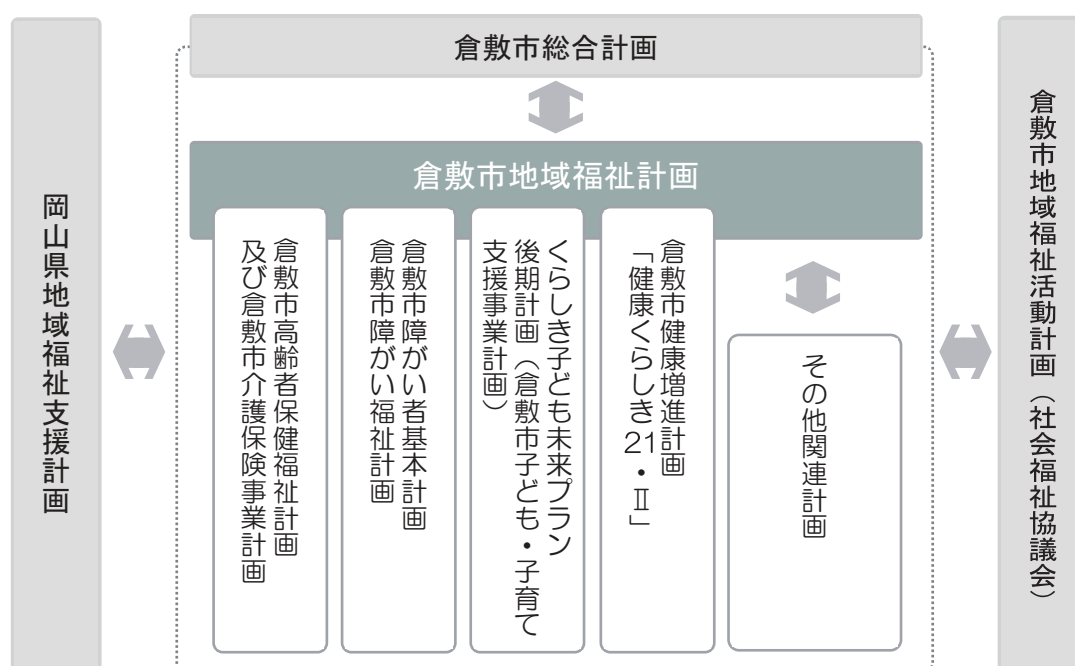
- ① 地域における高齢者の福祉, 障がい者の福祉, 児童の福祉その他の福祉に関し, 共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 他の計画との関連

本計画は、倉敷市第七次総合計画を上位計画とし、倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画や倉敷市障がい者基本計画、倉敷市障がい福祉計画、くらしき子ども未来プラン後期計画（倉敷市子ども・子育て支援事業計画）、倉敷市健康増進計画「健康くらしき21・Ⅱ」等の分野別計画を横断して、市の地域福祉における基本方針と施策展開の方向を明らかにするものです。

また、県の岡山県地域福祉支援計画や倉敷市社会福祉協議会が地域福祉推進の具体的な取組をとりまとめている倉敷市地域福祉活動計画と連携しながら計画を推進していきます。

[位置づけ図]



3 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から7年度までの5か年とします。

ただし、社会情勢の変化や大きな制度改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、地域社会の現状や地域活動等への参加状況などを把握し、市民ニーズに即した計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施しました。

	一般アンケート調査	市民モニター調査
調査対象者	倉敷市在住の16歳以上の市民より無作為抽出	倉敷市の市民モニターとして登録している方
調査期間	令和元年9月30日～ 令和元年10月22日	令和元年9月20日～ 令和元年10月4日
調査方法	郵送による配布・回収	インターネットによる回答
配布・回収状況	配布 2,000 件 回収 993 件 回収率 49.7%	配布 1,224 件 回収 570 件 回収率 46.6%

（２）住民福祉座談会の実施

倉敷市社会福祉協議会では、地域住民が抱える生活課題、地域課題を把握するため、市内６地区で１０回の住民福祉座談会を実施しました。

延べ３８２人の参加者から、生活課題や課題解決に向けた取組や、その解決方法について御意見をいただきました。

（３）パブリックコメントの実施

広く市民の皆様の御意見を計画に反映させるため、令和２年１１月１６日から令和２年１２月１１日までパブリックコメントを実施しました。

（４）倉敷市社会福祉審議会地域福祉計画策定専門分科会での審議

計画案を検討する場として、倉敷市社会福祉審議会地域福祉計画策定専門分科会において、令和元年８月から令和３年１月まで計５回の審議を行いました。

この分科会には、地域福祉関係者や学識経験者など、審議会委員１１名及び臨時委員１１名（公募による臨時委員２名を含む。）に参画いただき、幅広い意見の集約を行いました。

（５）倉敷市地域福祉計画策定幹事会及び庁内検討会の設置

倉敷市社会福祉審議会地域福祉計画策定専門分科会に提示する計画素案を作成するため、関係部局の代表者で構成する倉敷市地域福祉計画策定幹事会、及び関係部署の職員で構成する倉敷市地域福祉計画策定庁内検討会を設置し、それぞれ検討を行いました。

5 地域福祉圏域の設定

地域福祉においては、地域住民の身近な生活課題に対応するために、町内会・自治会などの小さな単位で活動を行う必要があります。一方、福祉サービスや行政施策の拠点については、学区などのある程度大きな単位で、それぞれのサービスが利用できるよう整備することが求められます。

このため本市では、地域福祉の活動やサービスの内容に応じた圏域を次の図のようにイメージして、地域福祉の課題解決に取り組んでいきます。

[地域福祉圏域のイメージ]

町内会，自治会等の区域の生活圏域

行政情報の周知，防災・防犯活動，見守りネットワーク，
サロン活動等

身近な相談，日常的な見守り・声かけの活動等

小学校区程度の生活圏域（コミュニティ協議会，地区社会福祉協議会）

地域福祉活動に関する情報交換，学区計画の作成，
活動拠点の整備・サロン活動等

中学校区程度の生活圏域（高齢者支援センター，地域子育て支援拠点等）

身近な地域での専門的な相談・支援等

市全域（市，市社会福祉協議会）

市全域を対象とした複合的な相談対応，総合的な支援等

県域・広域（県，県南西部保健医療圏等）

県や広域での連携，総合的な支援や相談，地域福祉支援計画等



第2章

倉敷市を取り巻く状況



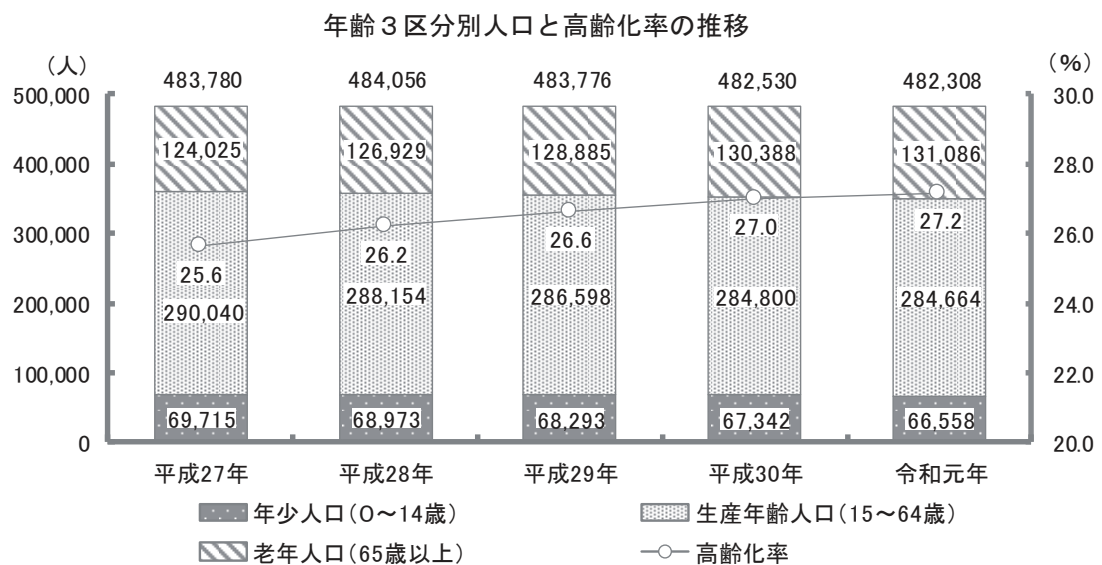
倉敷市を取り巻く状況

1 統計データからみられる現状

(1) 人口・世帯の状況

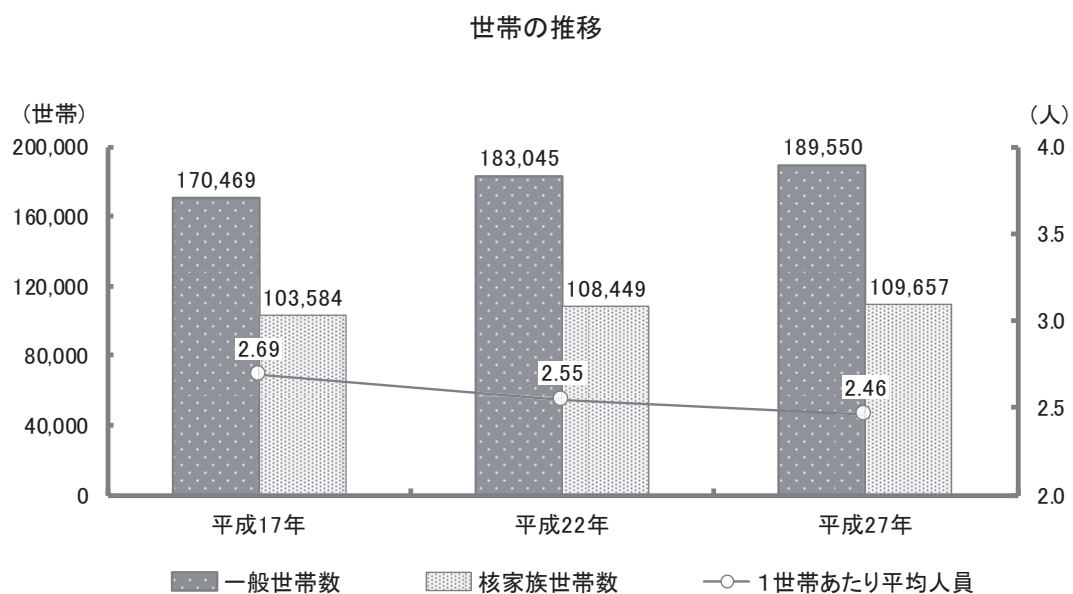
① 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和元年は482,308人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加し、令和元年の高齢化率は27.2%となっています。



② 世帯の推移

核家族世帯数は年々増加しており、平成27年は109,657世帯となっています。また、1世帯あたり平均人員は年々減少しており、平成27年は2.46人となっています。

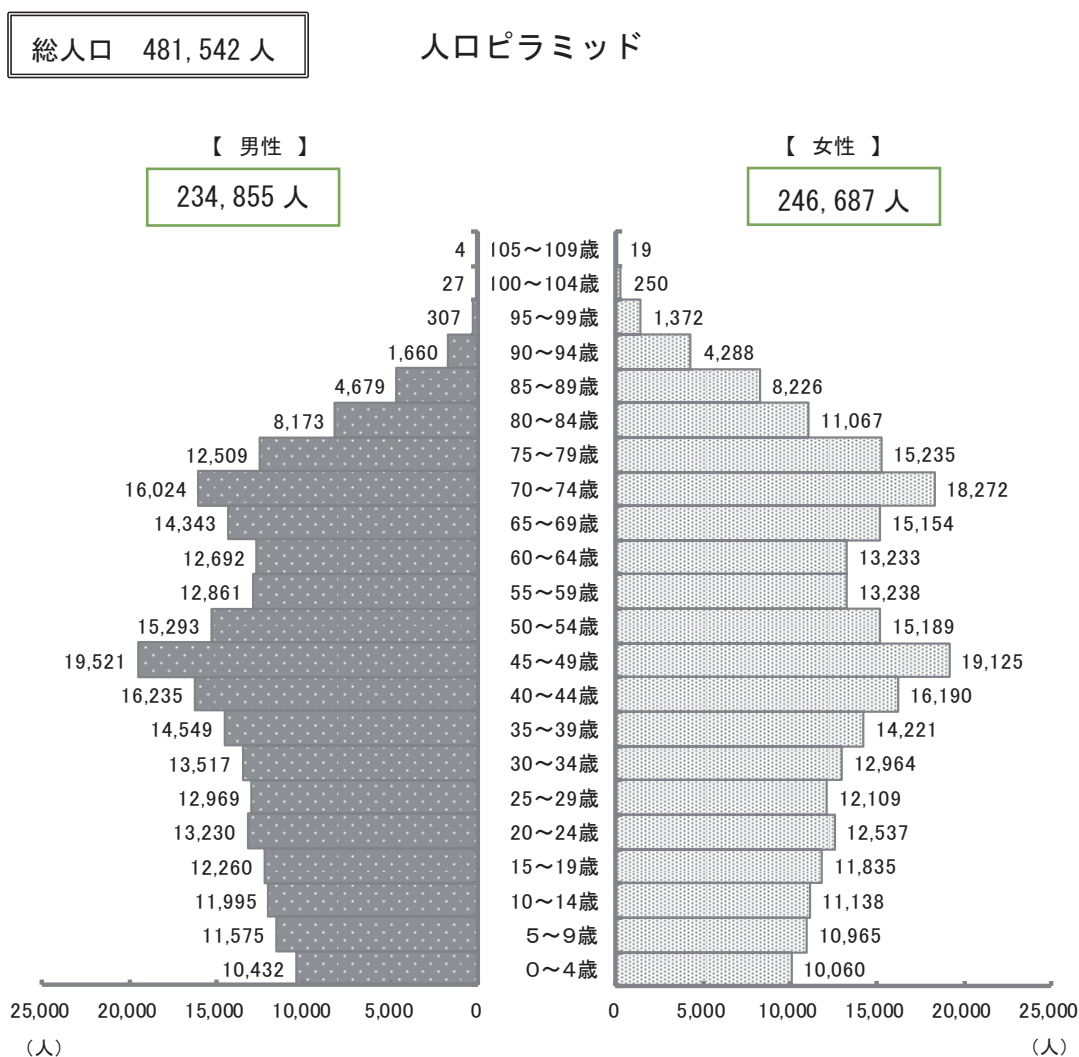


資料：国勢調査



③ 人口構成

令和2年3月末現在の人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される「つぼ型」となっています。人口が最も多いのは、男性では45～49歳、次いで40～44歳となっており、女性では45～49歳、次いで70～74歳となっています。



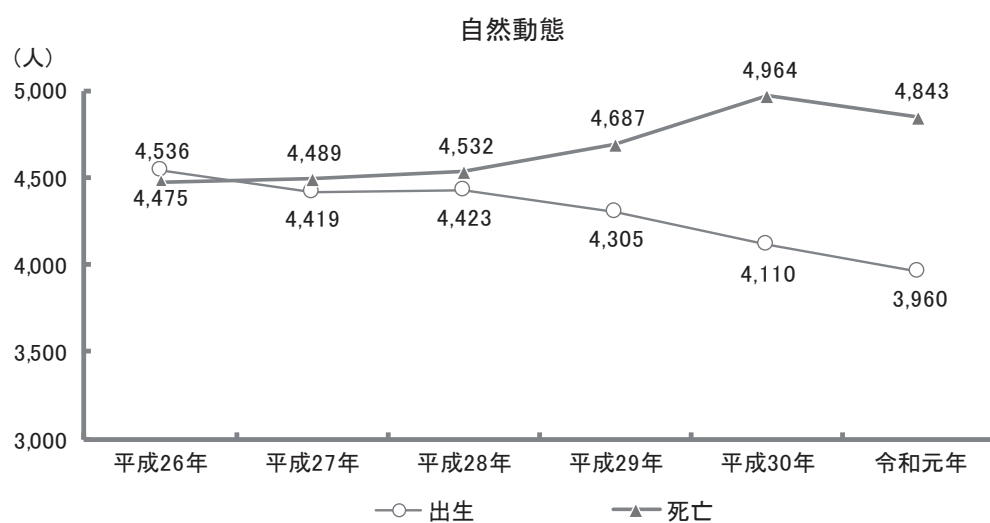
資料：住民基本台帳（令和2年3月31日）

(2) 人口動態

① 自然動態

出生数と死亡数の推移をみると、出生数は平成26年以降減少傾向にあり平成26年の4,536人から令和元年の3,960人へと576人減少しています。また、死亡数は平成26年以降増加しており、令和元年までに368人増加しています。

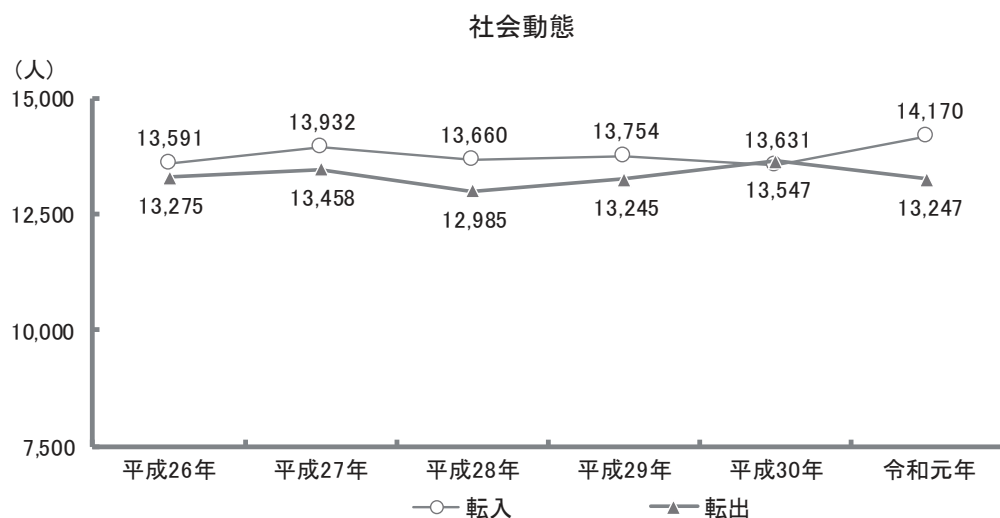
平成27年以降、出生数が死亡数を下回る、自然減の状態が続いています。



資料：倉敷市統計書（各年1月～12月合計）

② 社会動態

転入数と転出数の推移をみると、平成30年に転入数が転出数を下回り、社会減となっていますが、他の年では転入数が転出数を上回る、社会増となっています。



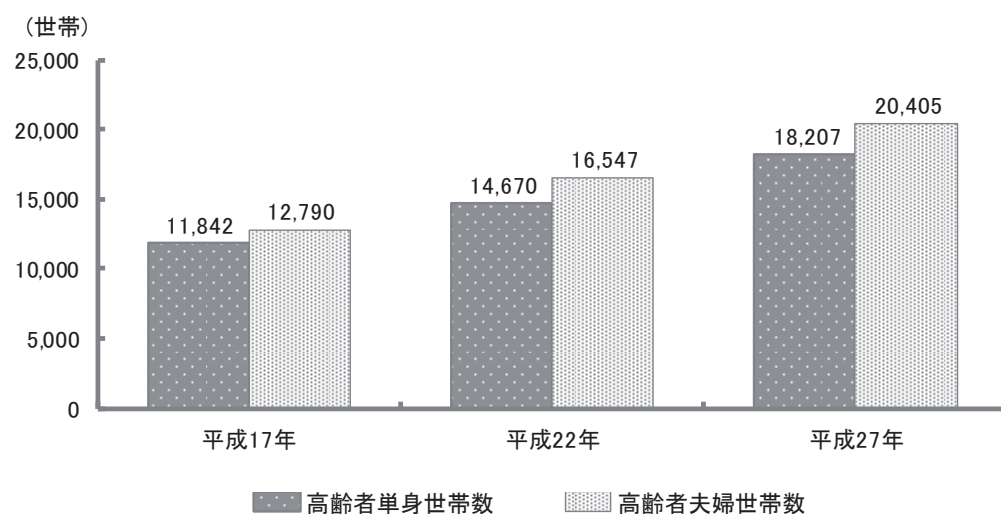
資料：倉敷市統計書（各年1月～12月合計）

(3) 高齢者の状況

① 高齢者単身世帯数、高齢者夫婦世帯数の推移

高齢者単身世帯数は、平成17年と比較して、平成27年は約1.5倍の18,207世帯となっています。また、高齢者夫婦世帯数は、平成17年と比較して、平成27年は約1.6倍の20,405世帯となっています。

高齢者単身世帯数（65歳以上）、高齢者夫婦世帯数の推移（夫婦ともに65歳以上）

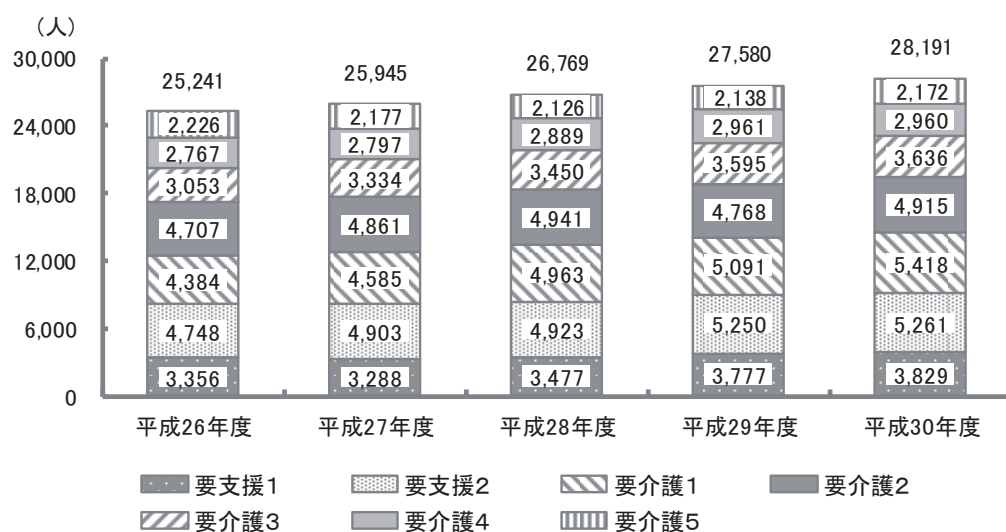


資料：国勢調査

② 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、年々増加しており、平成26年度と比較して平成30年度は1.1倍の28,191人となっています。

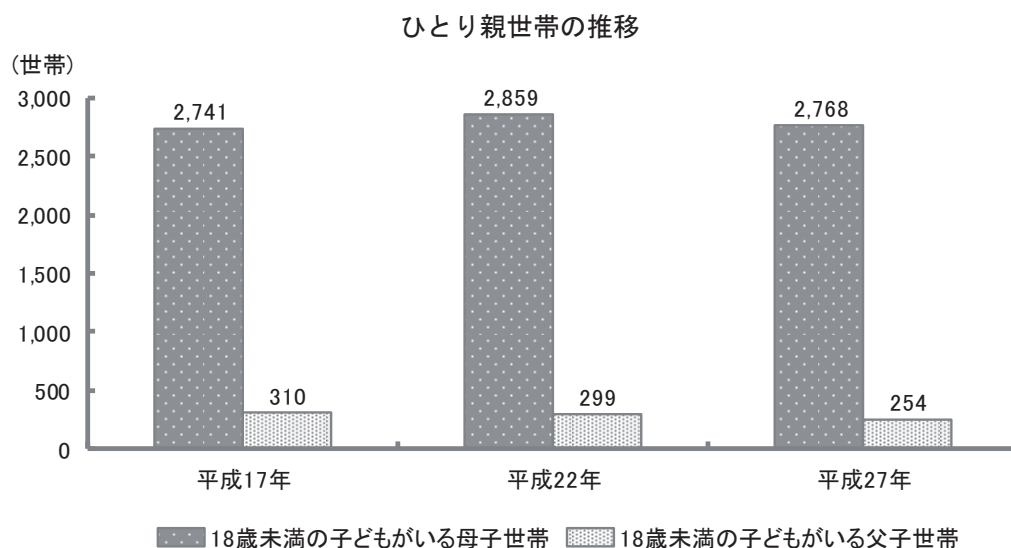
要支援・要介護認定者数の推移



資料：倉敷市統計書

(4) ひとり親家庭の状況

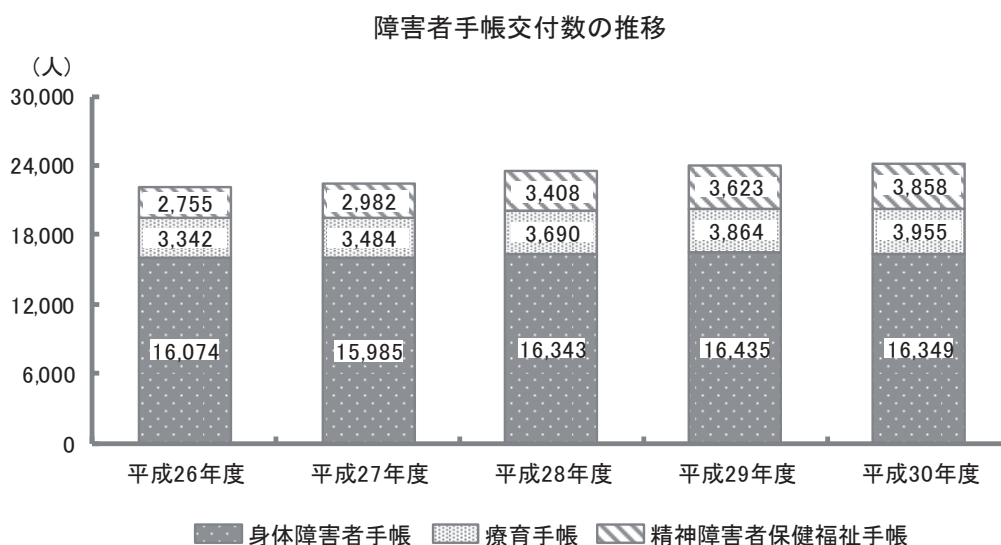
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は、ほぼ横ばいに推移しており平成27年は2,768世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は減少傾向にあり平成27年は254世帯となっています。



資料：国勢調査

(5) 障がいのある人の状況

障がいのある人の状況は、平成26年度と比較すると、平成30年度では身体障害者手帳交付数は横ばいで16,349人、療育手帳交付数は1.2倍の3,955人、精神障害者保健福祉手帳交付数は1.4倍の3,858人となっています。

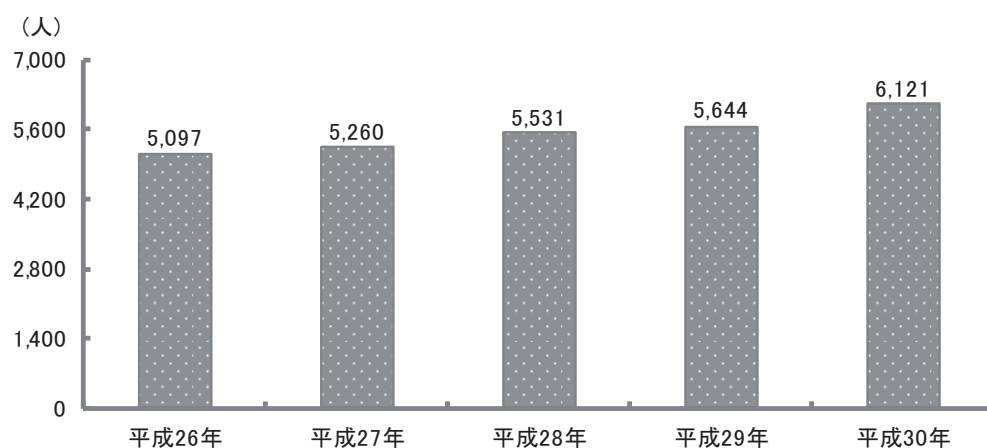


資料：市障がい福祉課，市保健課

（６）外国人の状況

外国人は増加傾向にあり、平成３０年は6,121人となっています。

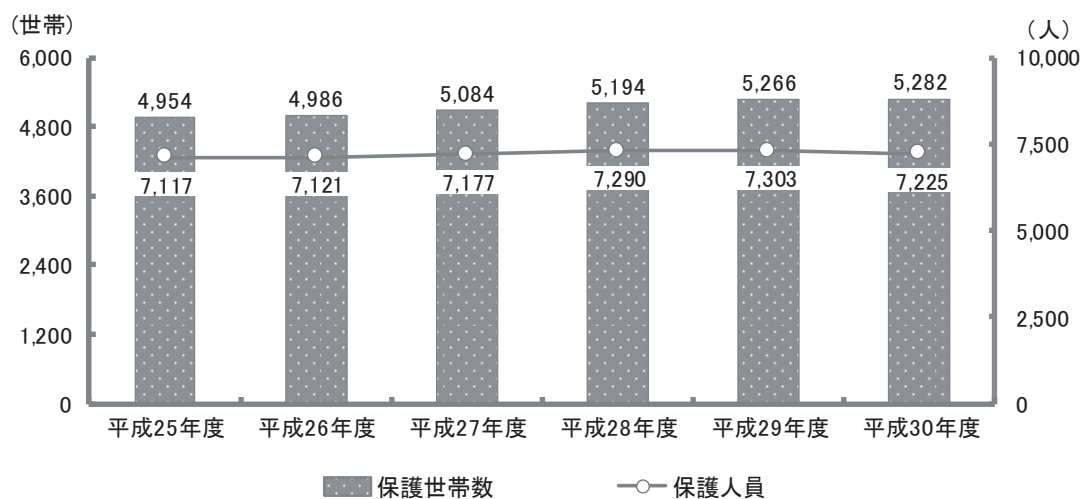
外国人住民数の推移



（７）生活保護世帯の状況

生活保護世帯数は年々増加しており、平成３０年度の生活保護世帯数は5,282世帯となっています。一方、保護人員は、横ばい傾向にあり、平成３０年度の保護人員は7,225人となっています。

生活保護世帯の推移（月平均）

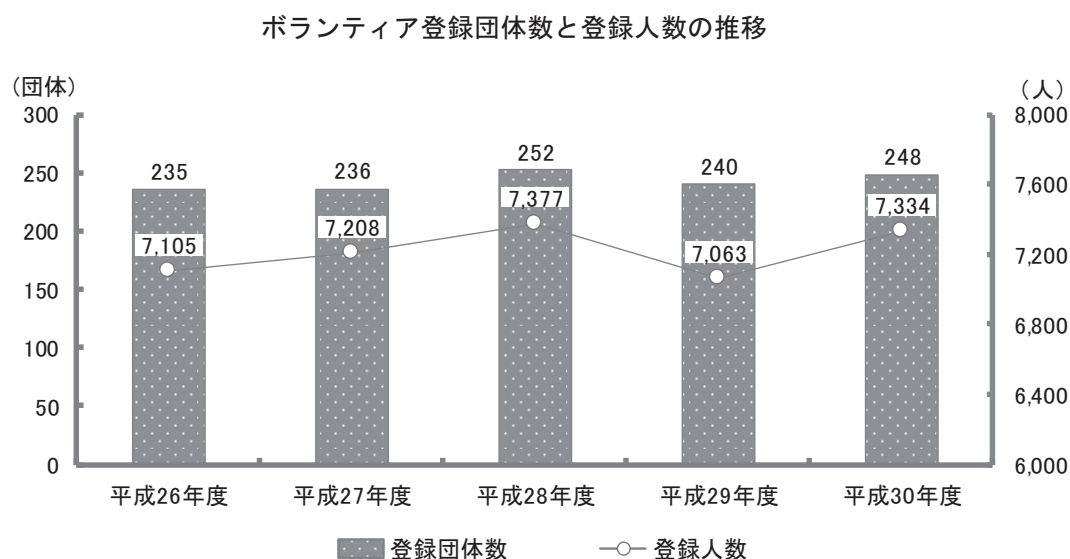


資料：市生活福祉課

(8) ボランティア・NPO活動の状況

① ボランティア登録団体数と登録人数の推移

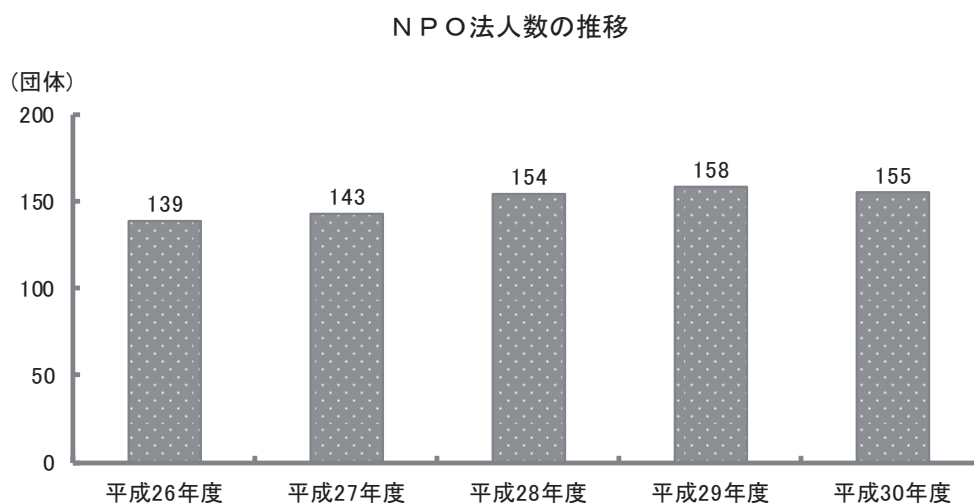
ボランティア登録団体数は横ばい傾向で推移しています。また、登録人数についても横ばい傾向にあり、平成30年度の登録人数は7,334人となっています。



資料：倉敷市社会福祉協議会 倉敷ボランティアセンター

② NPO法人数の推移

本市に主たる事務所を置くNPO法人の数は、平成30年度は155法人となっています。



資料：岡山県県民生活交通課

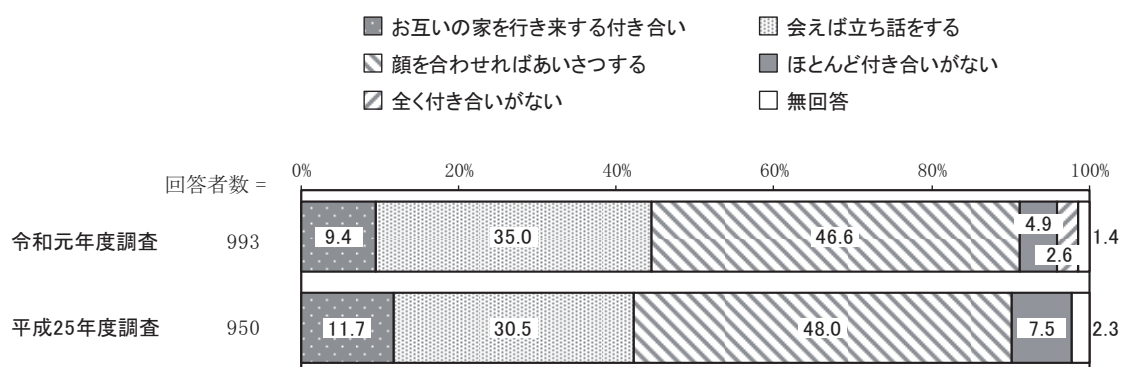
2 アンケート調査からみられる現状

(1) 近所付き合い等について

① 近所の人との付き合いについて

「顔を合わせればあいさつする」の割合が46.6%と最も高く、次いで「会えば立ち話をする」の割合が35.0%となっています。

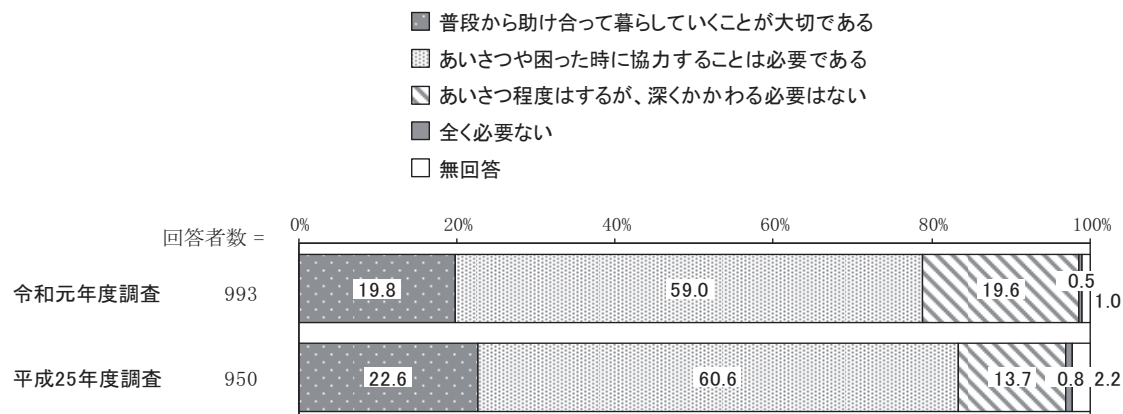
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 近所付き合いに対する考え方

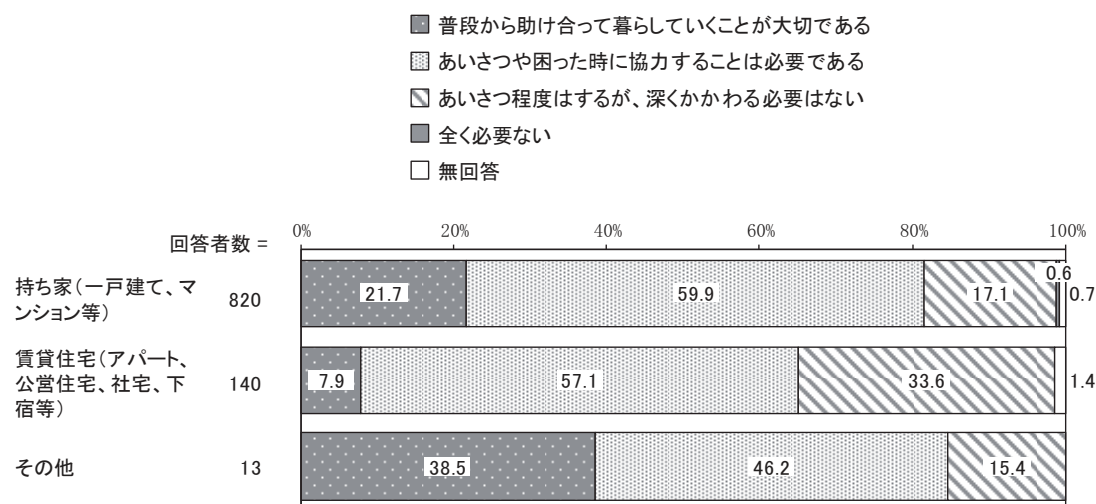
「あいさつや困った時に協力することは必要である」の割合が59.0%と最も高く、次いで「普段から助け合って暮らしていくことが大切である」の割合が19.8%、「あいさつ程度はするが、深くかかわる必要はない」の割合が19.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「あいさつ程度はするが、深くかかわる必要はない」の割合が増加しています。



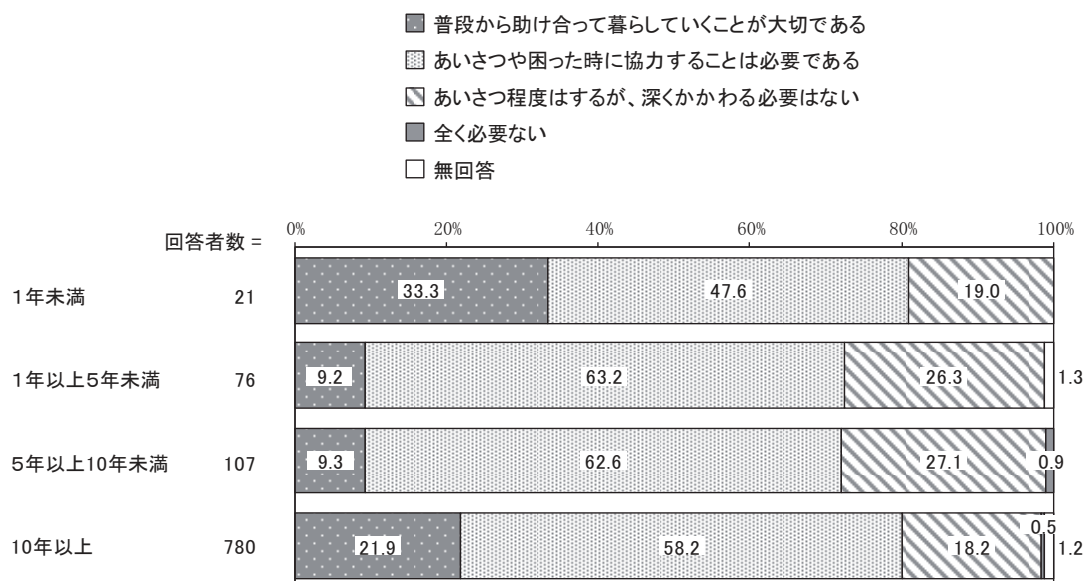
【居住形態別】

居住形態別にみると、賃貸住宅（アパート、公営住宅、社宅、下宿等）に比べ、持ち家（一戸建て、マンション等）の人で「普段から助け合って暮らしていくことが大切である」の割合が高くなっています。また、持ち家（一戸建て、マンション等）に比べ、賃貸住宅（アパート、公営住宅、社宅、下宿等）の人で「あいさつ程度はするが、深くかかわる必要はない」の割合が高くなっています。



【居住年数別】

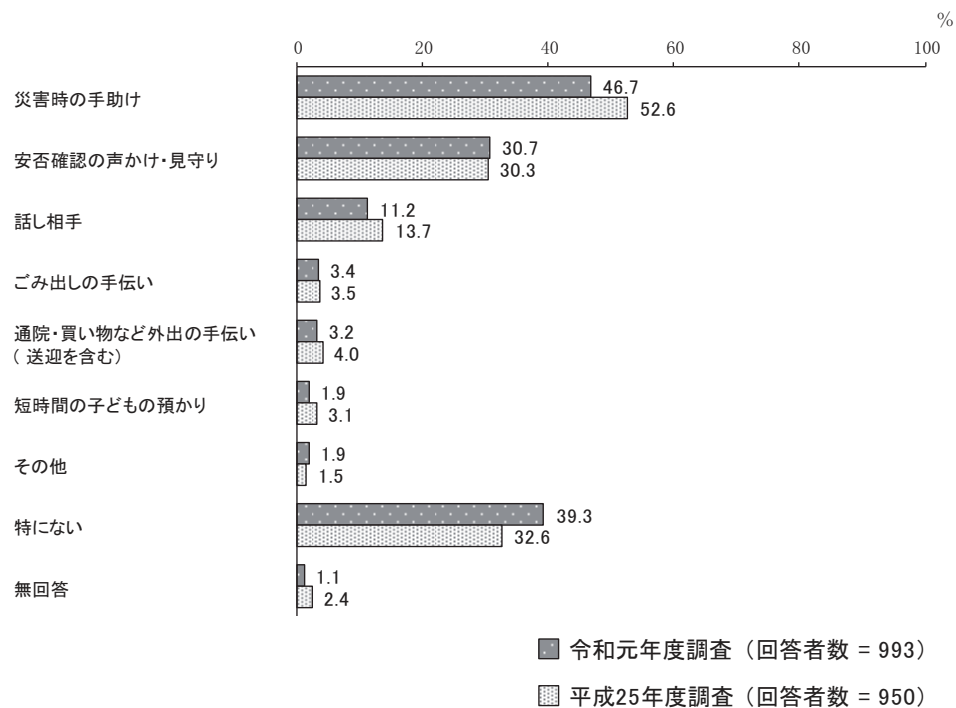
居住年数別にみると、他に比べ、1年未満の人で「普段から助け合って暮らしていくことが大切である」の割合が高くなっています。また、他に比べ、1年以上5年未満、5年以上10年未満の方で「あいさつや困った時に協力することは必要である」「あいさつ程度はするが、深くかかわる必要はない」の割合が高くなっています。



③ 近所に手助けをして欲しいこと

「災害時の手助け」の割合が46.7%と最も高く、次いで「特にない」の割合が39.3%、「安否確認の声かけ・見守り」の割合が30.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「特にない」の割合が増加しています。一方、「災害時の手助け」の割合が減少しています。

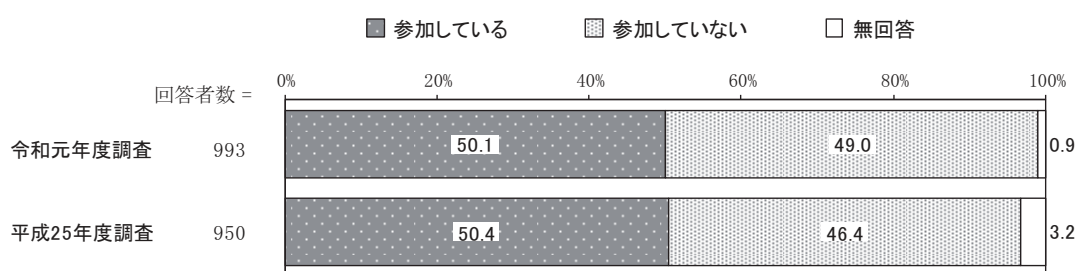


(2) 地域活動について

① 地域活動の参加について

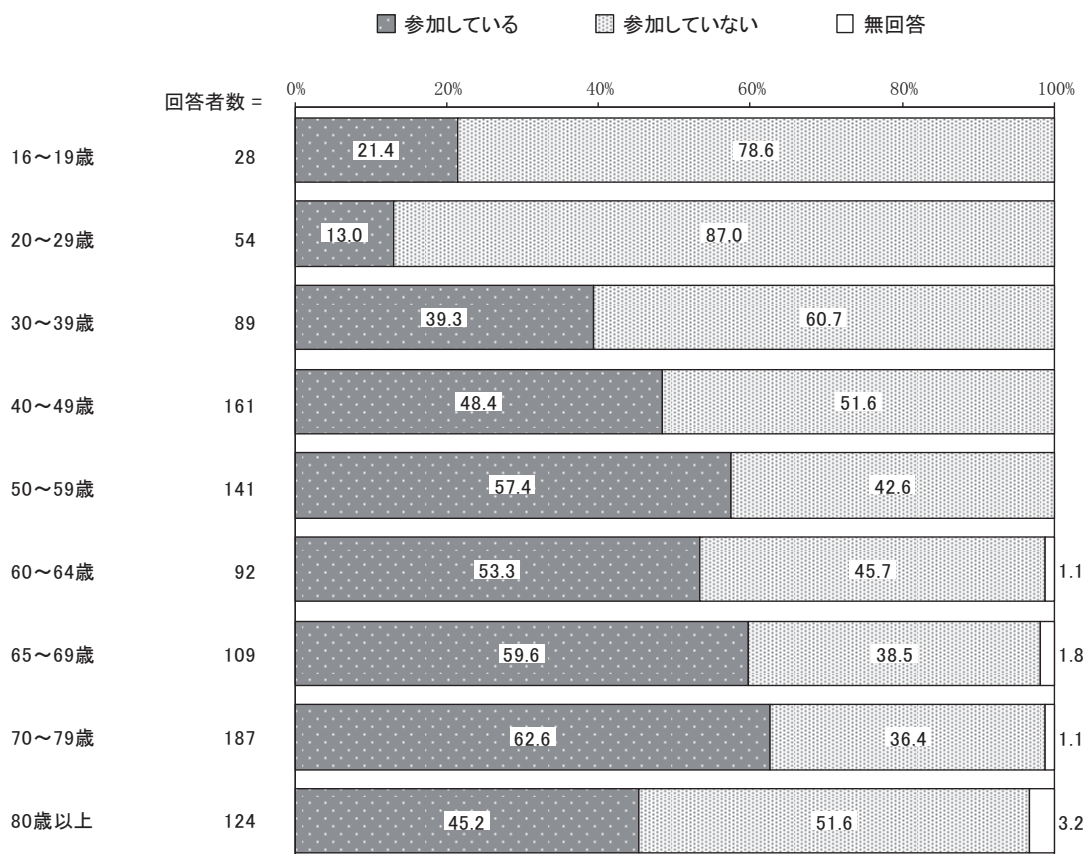
「参加している」の割合が50.1%、「参加していない」の割合が49.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【年齢階層別】

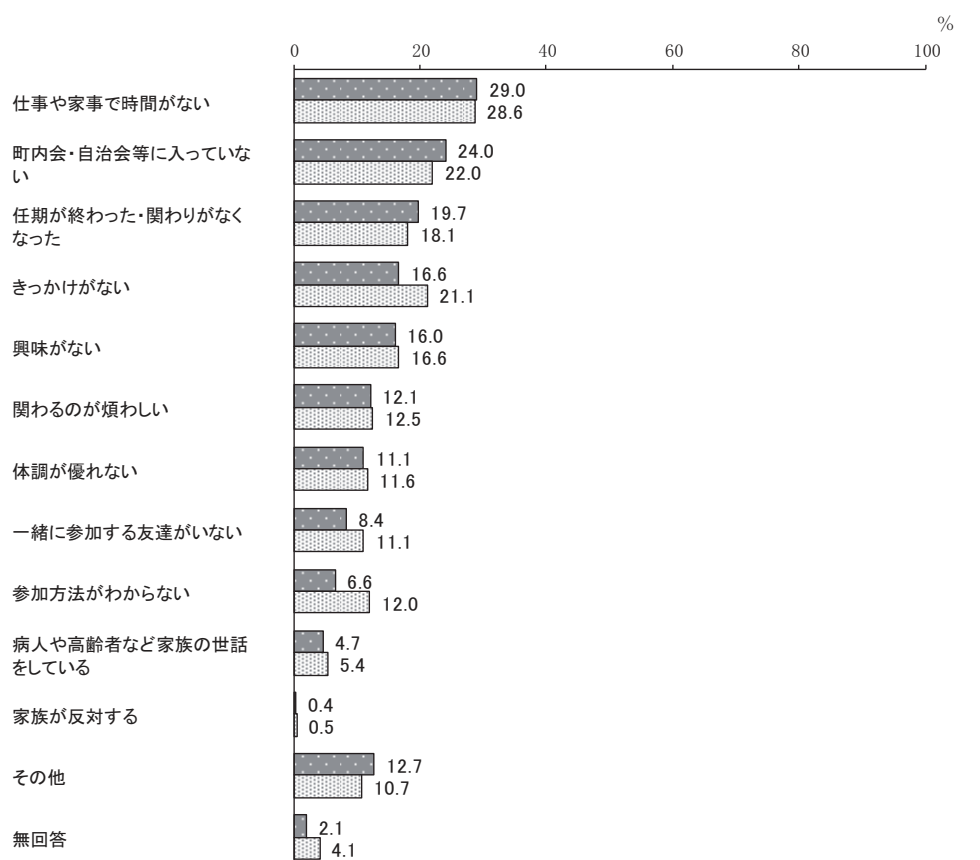
年齢階層別にみると、年齢が高くなるにつれて「参加している」の割合が高くなる傾向がみられます。



② 地域活動に参加していない理由

「仕事や家事で時間がない」の割合が29.0%と最も高く、次いで「町内会・自治会等に入っていない」の割合が24.0%、「任期が終わった・関わりがなくなった」の割合が19.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「参加方法がわからない」の割合が減少しています。



■ 令和元年度調査（回答者数 = 487）

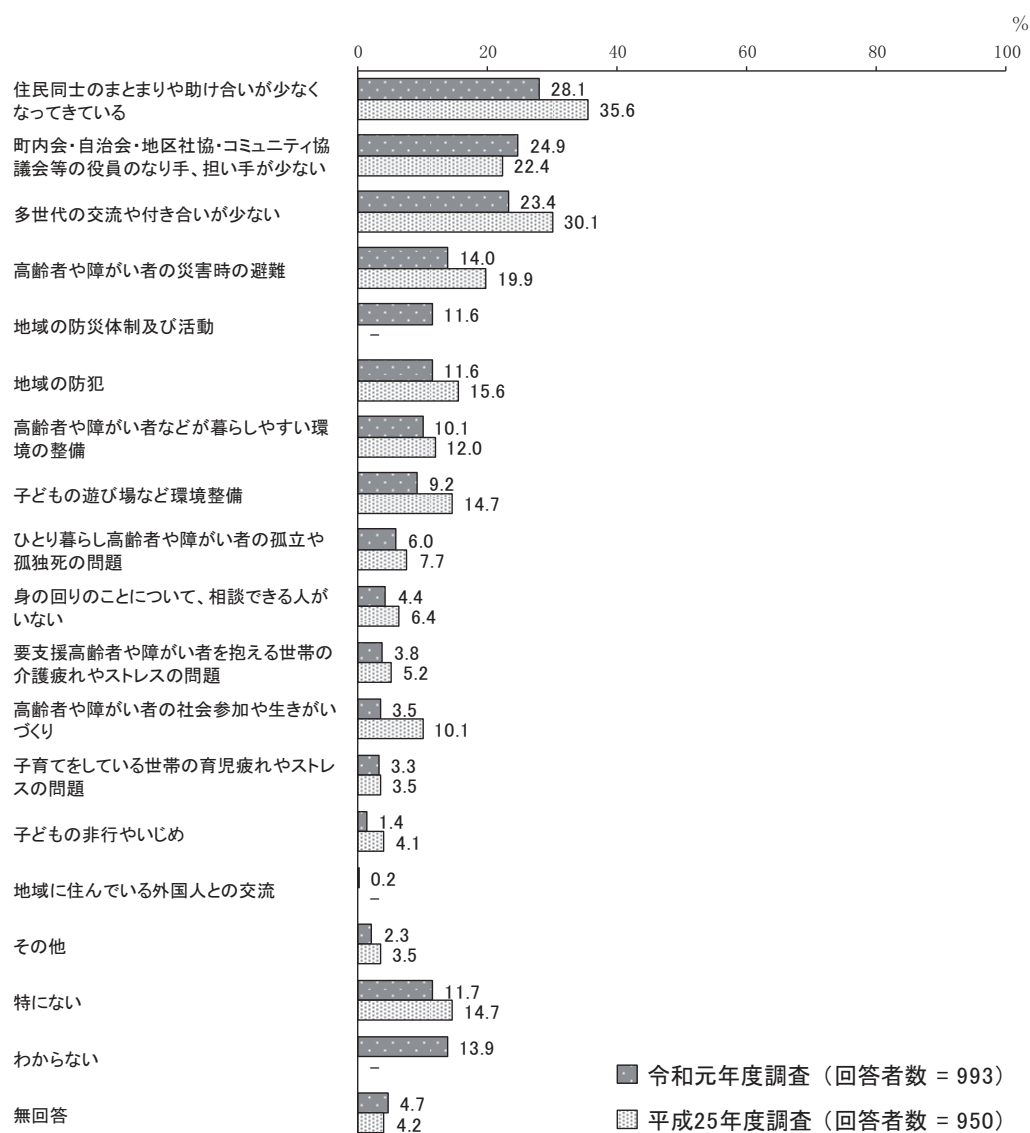
▨ 平成25年度調査（回答者数 = 441）



③ 住んでいる地域での課題や問題

「住民同士のまとまりや助け合いが少なくなっている」の割合が28.1%と最も高く、次いで「町内会・自治会・地区社協・コミュニティ協議会等の役員のなり手、担い手が少ない」の割合が24.9%、「多世代の交流や付き合いが少ない」の割合が23.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「住民同士のまとまりや助け合いが少なくなっている」「多世代の交流や付き合いが少ない」「高齢者や障がい者の災害時の避難」「子どもの遊び場など環境整備」「高齢者や障がい者の社会参加や生きがいがづくり」などの割合が減少しています。



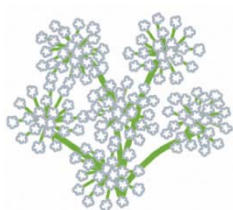
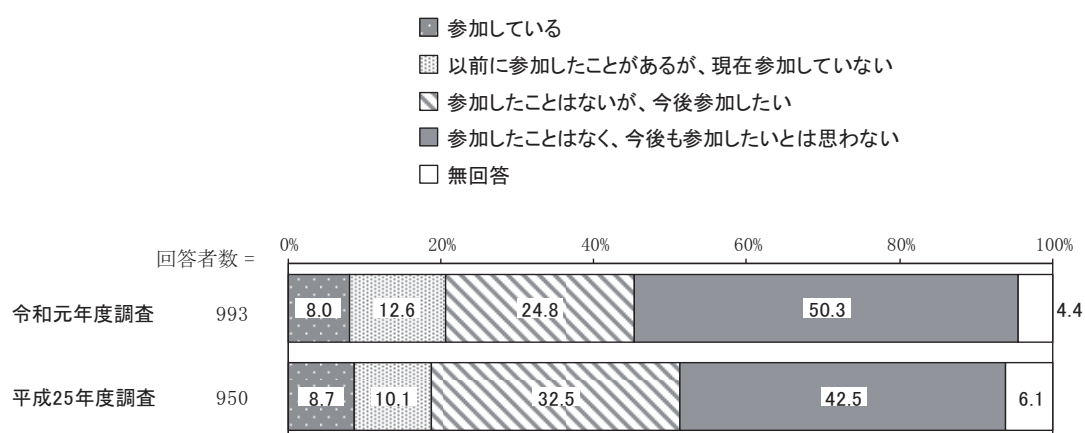
※平成25年度調査では「地域の防災体制及び活動」「地域に住んでいる外国人との交流」「わからない」の選択肢がありません。また、平成25年度調査の「高齢者の社会参加や生きがいがづくり」は令和元年度調査では「高齢者や障がい者の社会参加や生きがいがづくり」に選択肢を変えています。

(3) ボランティア団体やNPO法人等の活動について

① ボランティア団体やNPO法人等の活動について

「参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」の割合が50.3%と最も高く、次いで「参加したことはないが、今後参加したい」の割合が24.8%、「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」の割合が12.6%となっています。

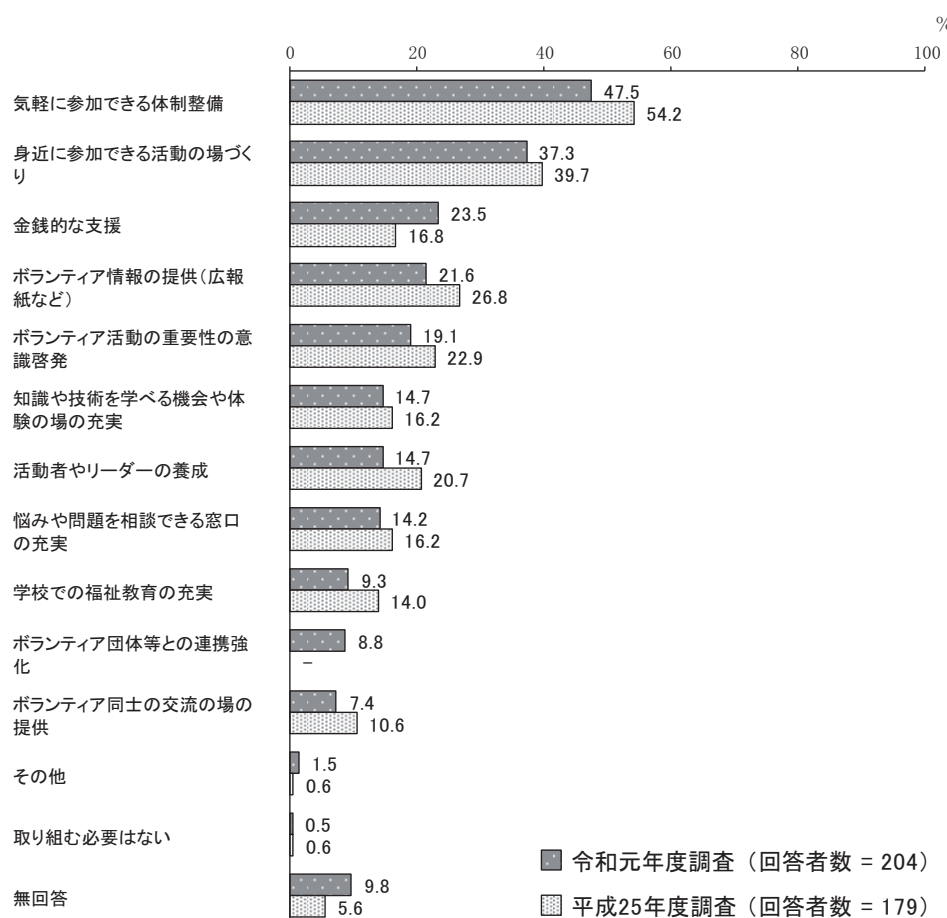
平成25年度調査と比較すると、「参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」の割合が増加しています。一方、「参加したことはないが、今後参加したい」の割合が減少しています。



② ボランティア活動やNPO活動を活性化するために市で必要な取組について

「気軽に参加できる体制整備」の割合が47.5%と最も高く、次いで「身近に参加できる活動の場づくり」の割合が37.3%、「金銭的な支援」の割合が23.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「金銭的な支援」の割合が増加しています。一方、「気軽に参加できる体制整備」「ボランティア情報の提供（広報紙など）」「活動者やリーダーの養成」などの割合が減少しています。

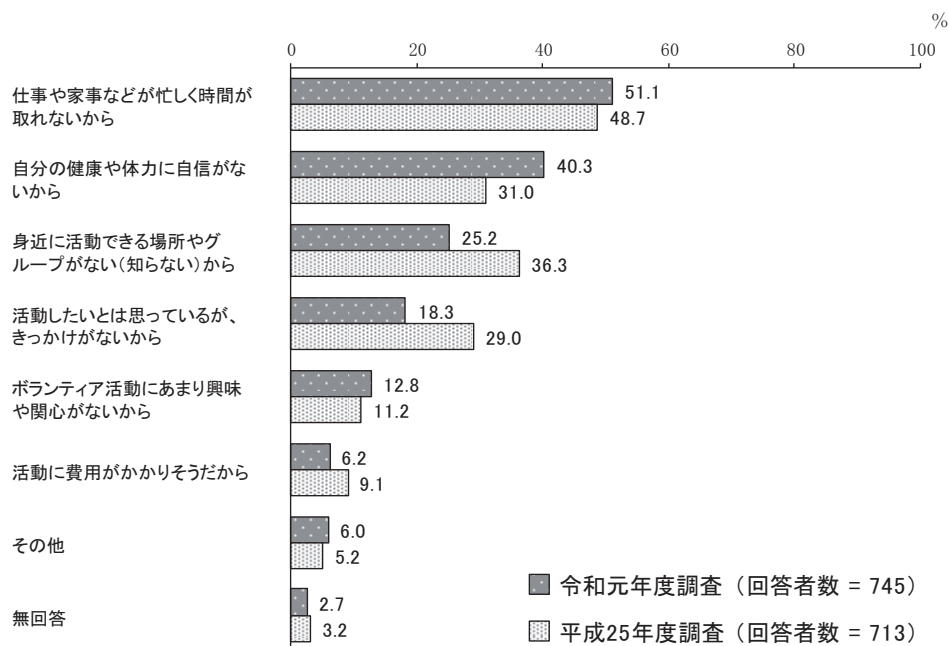


※平成25年度調査では「ボランティア団体等との連携強化」の選択肢がありません。

③ ボランティア活動やNPO活動に参加したことがない理由

「仕事や家事などが忙しく時間が取れないから」の割合が51.1%と最も高く、次いで「自分の健康や体力に自信がないから」の割合が40.3%、「身近に活動できる場所やグループがない（知らない）から」の割合が25.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「自分の健康や体力に自信がないから」の割合が増加しています。一方、「身近に活動できる場所やグループがない（知らない）から」「活動したいとは思っているが、きっかけがないから」などの割合が減少しています。

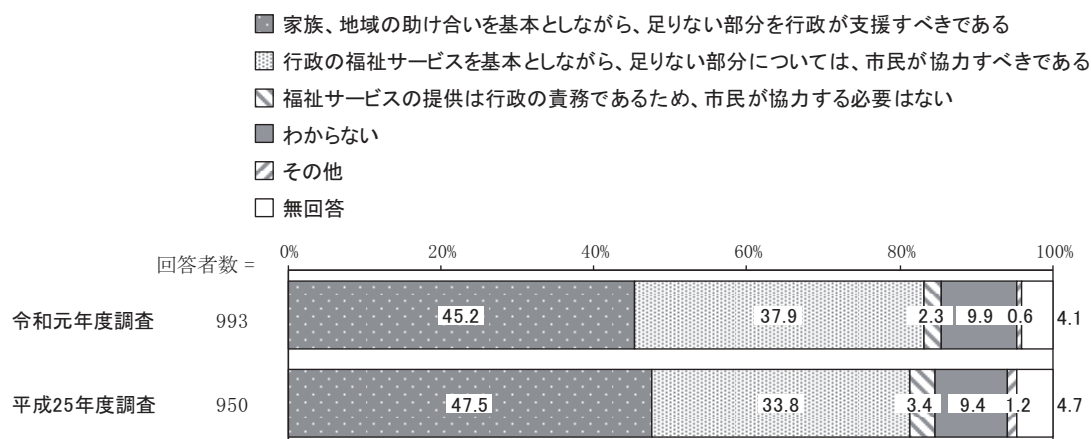


(4) これからの倉敷市の福祉のあり方について

① 行政と市民との関係について

「家族、地域の助け合いを基本としながら、足りない部分を行政が支援すべきである」の割合が45.2%と最も高く、次いで「行政の福祉サービスを基本としながら、足りない部分については、市民が協力すべきである」の割合が37.9%となっています。

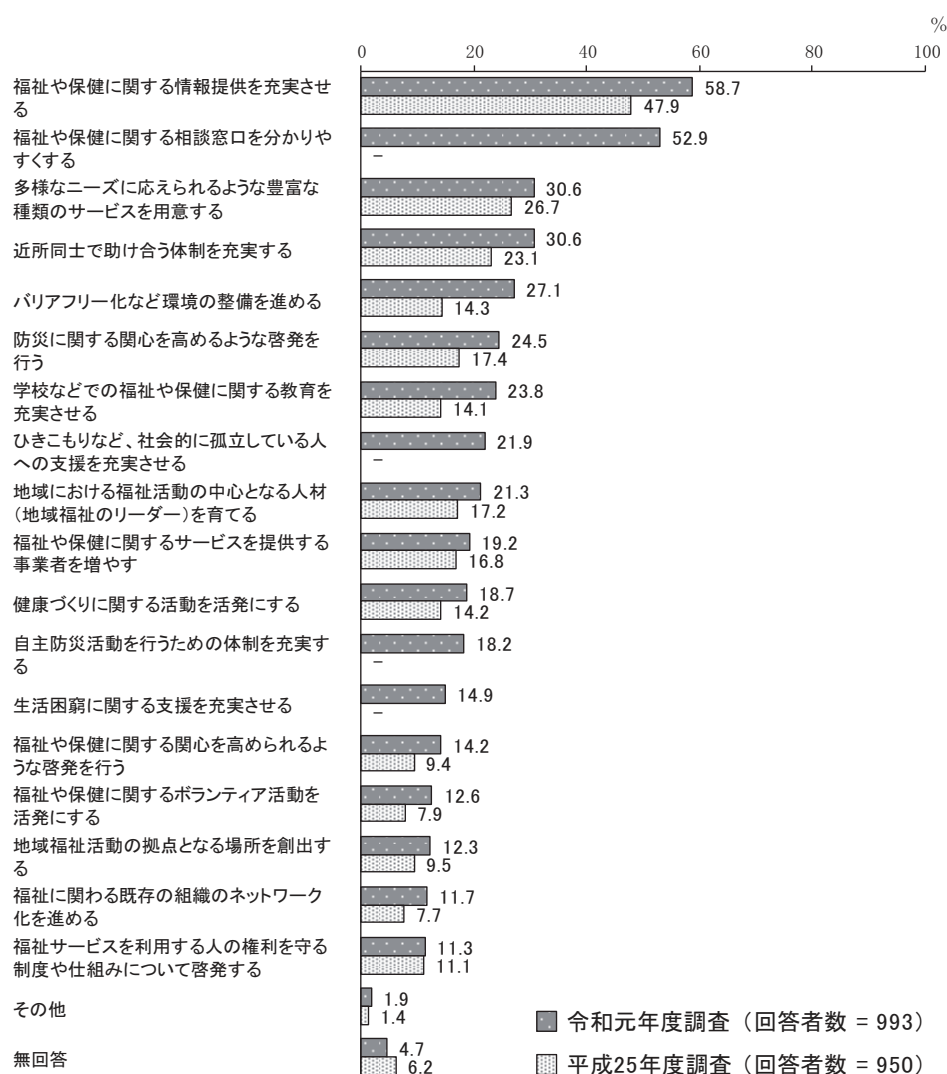
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 住みなれた地域で安心して生活していくために必要なこと

「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」の割合が58.7%と最も高く、次いで「福祉や保健に関する相談窓口を分かりやすくする」の割合が52.9%、「多様なニーズに応えられるような豊富な種類のサービスを用意する」、「近所同士で助け合う体制を充実する」の割合が30.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」「近所同士で助け合う体制を充実する」「バリアフリー化など環境の整備を進める」「防災に関する関心を高めるような啓発を行う」「学校などでの福祉や保健に関する教育を充実させる」などの割合が増加しています。

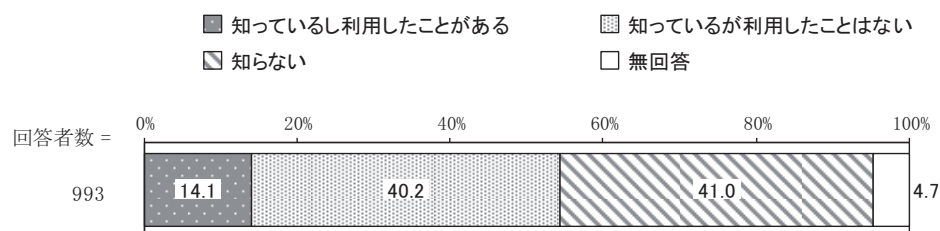


※平成25年度調査では「福祉や保健に関する相談窓口を分かりやすくする」「ひきこもりなど、社会的に孤立している人への支援を充実させる」「自主防災活動を行うための体制を充実する」「生活困窮に関する支援を充実させる」の選択肢がありません。

(5) 相談支援体制について

① 高齢者、介護に関する相談窓口（高齢者支援センターなど）の認知度

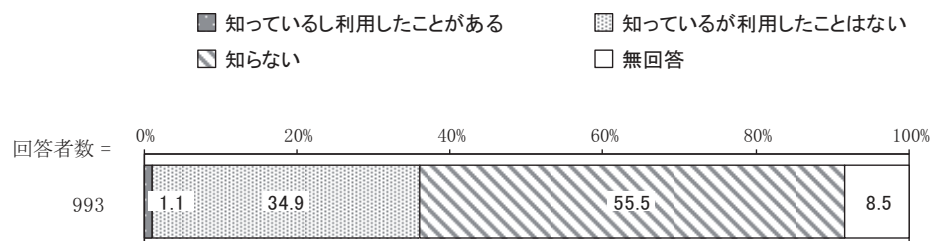
「知らない」の割合が41.0%と最も高く、次いで「知っているが利用したことはない」の割合が40.2%、「知っているし利用したことがある」の割合が14.1%となっています。



② 生活困窮・自立支援に関する相談窓口

（倉敷市生活自立相談支援センターなど）の認知度

「知らない」の割合が55.5%と最も高く、次いで「知っているが利用したことはない」の割合が34.9%となっています。

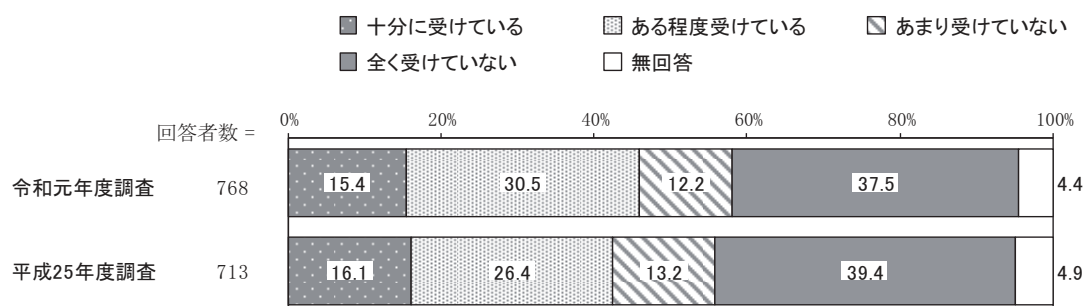


(6) 福祉サービスについて

① 福祉サービスについて

「十分に受けている」と「ある程度受けている」を合わせた“受けている”の割合が45.9%、「あまり受けていない」と「全く受けていない」を合わせた“受けていない”の割合が49.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 福祉サービスを受けていない理由

（「あまり受けていない」「全く受けていない」を選択した方が対象）

【家族構成員別】

家族構成員別にみると、他の世帯に比べ、障がいのある方のいる世帯で「家族が支援してくれる（している）から」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	有効回答数 (件)	現在必要としていないから	近くにサービスがないから	受けるのにお金がかかるから	サービスの内容や利用の仕方がわからないから	サービスを受けない（本人が受けたくない）から	家族が支援してくれて（している）から	周囲の目が気になるから	その他	無回答
妊婦	5	100.0	—	—	20.0	—	—	—	—	—
小学校入学前の乳幼児	48	60.4	4.2	4.2	39.6	—	10.4	—	6.3	—
小学生・中学生	107	65.4	3.7	3.7	32.7	4.7	15.0	1.9	2.8	3.7
65歳以上の方	302	79.1	1.7	5.3	16.9	7.9	14.6	1.0	1.7	2.3
介護を必要とする方	41	29.3	2.4	19.5	24.4	31.7	34.1	—	12.2	2.4
障がいのある方	36	44.4	8.3	16.7	25.0	19.4	41.7	2.8	2.8	—
その他	2	—	—	—	—	50.0	—	—	50.0	—
いずれもない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

③ 具体的にどのような不満を感じているか

（「十分に受けている」「ある程度受けている」方の中で「不満がある」方が対象）

【家族構成員別】

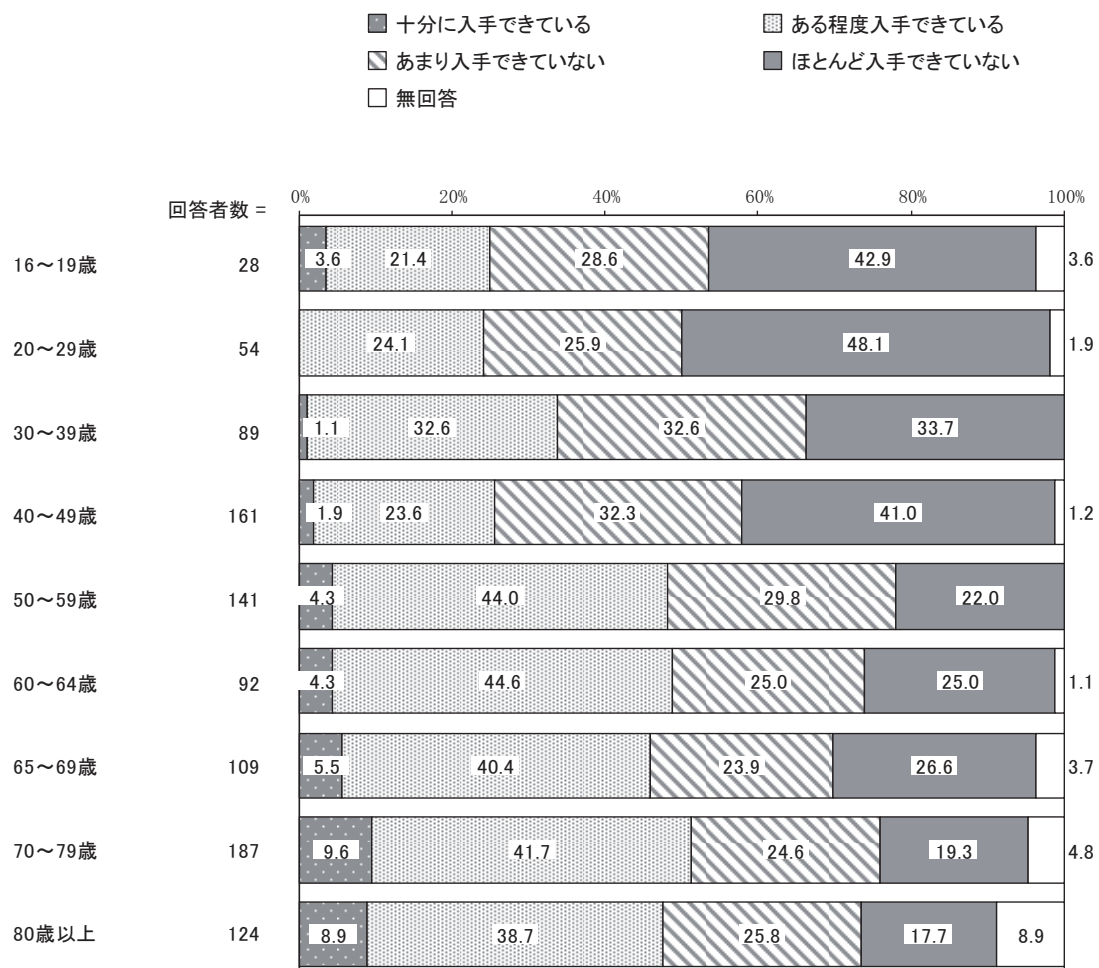
家族構成員別にみると、いずれの区分においても、「説明や情報が少ない」、「サービスの量・回数が足りない」が上位を占めています。

単位：％

区分	有効回答数 (件)	利用料金が安い	サービスの量・回数が足りない	スタッフの能力やサービスの質が低い	遠方のため移動が大変	説明や情報が少ない	その他	無回答
妊婦	5	20.0	20.0	20.0	—	40.0	20.0	—
小学校入学前の乳幼児	22	18.2	36.4	22.7	13.6	54.5	13.6	—
小学生・中学生	27	29.6	40.7	22.2	11.1	51.9	11.1	—
65歳以上の方	60	33.3	45.0	25.0	11.7	41.7	10.0	—
介護を必要とする方	45	35.6	48.9	24.4	8.9	42.2	11.1	—
障がいのある方	32	21.9	37.5	31.3	12.5	46.9	12.5	3.1
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
いずれもない	—	—	—	—	—	—	—	—

④ 福祉サービスに関する情報について

年齢階層別にみると、年齢が高くなるにつれて“入手できている”の割合が高くなる傾向がみられます。また、年齢が低いほど“入手できていない”の割合が高くなっています。

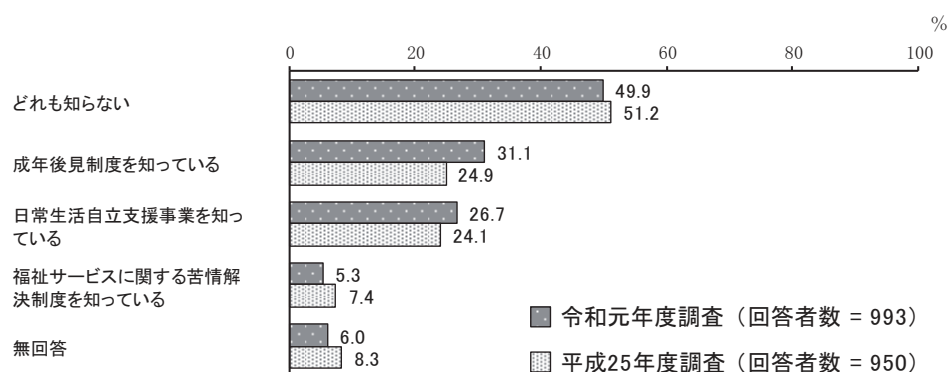


(7) 福祉サービスを必要とする人の人権の確保について

① 福祉サービスを利用する方の権利を守る制度や仕組みについて

「どれも知らない」の割合が49.9%と最も高く、次いで「成年後見制度を知っている」の割合が31.1%、「日常生活自立支援事業を知っている」の割合が26.7%となっています。

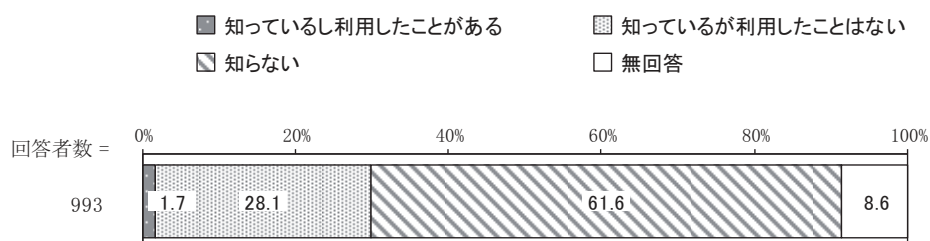
平成25年度調査と比較すると、「成年後見制度を知っている」の割合が増加しています。



② 権利擁護に関する相談窓口

(高齢者支援センター、社会福祉協議会など) について

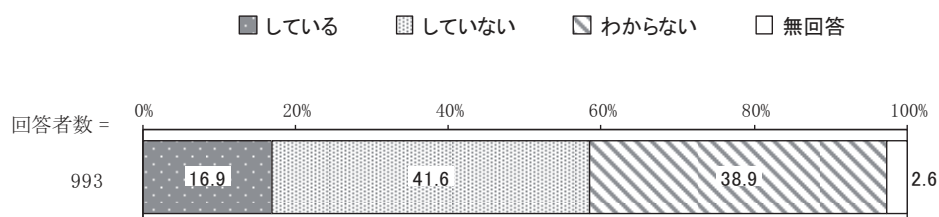
「知らない」の割合が61.6%と最も高く、次いで「知っているが利用したことはない」の割合が28.1%となっています。



(8) 地域での防災について

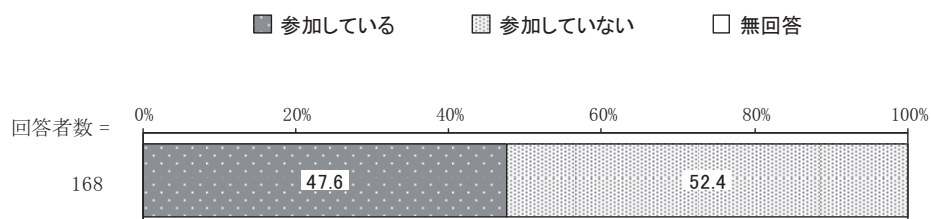
① 防災訓練等を実施している地域

「していない」の割合が41.6%と最も高く、次いで「わからない」の割合が38.9%、「している」の割合が16.9%となっています。



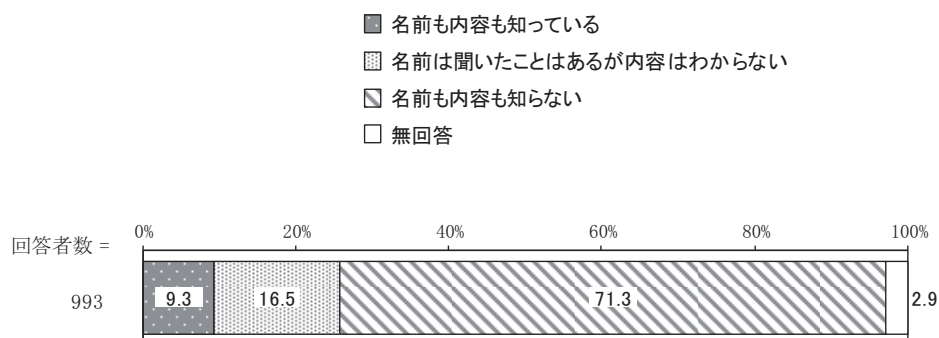
② 防災訓練について

①で防災訓練等を実施していると回答した人のうち、「参加している」の割合が47.6%、「参加していない」の割合が52.4%となっています。



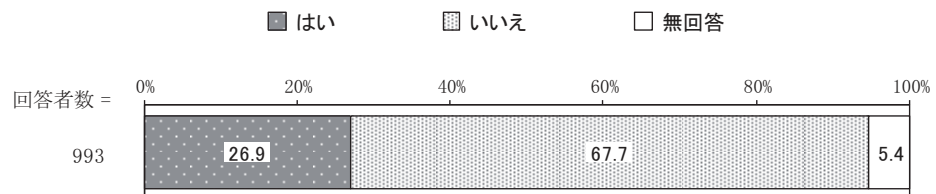
③ 災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）について

「名前も内容も知らない」の割合が71.3%と最も高く、次いで「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」の割合が16.5%となっています。



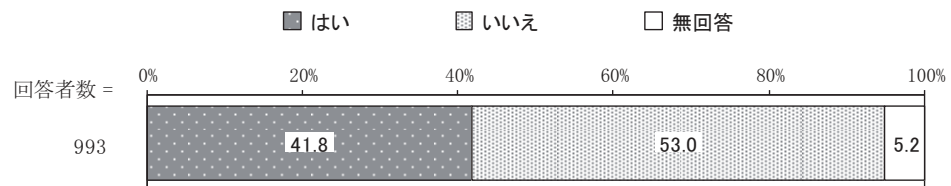
④ 隣近所で支援を必要とする人（高齢者・障がい者（児）等）がいる世帯を把握している

「はい」の割合が26.9%、「いいえ」の割合が67.7%となっています。



⑤ 災害等の緊急時に、避難場所や避難所への誘導等の手助けができるか

「はい」の割合が41.8%、「いいえ」の割合が53.0%となっています。



3 社会情勢等の変化や前期計画の評価を踏まえた課題

前期計画の基本目標に位置づけられている施策ごとに、社会情勢等の変化や市の事業の評価、アンケート調査、住民福祉座談会における現状から、前期計画の評価を踏まえた課題を整理しました。

(1) 互いに助け合い、支え合う地域づくり

① 地域における絆の強化

平成27年の国勢調査によると、本市では、1世帯あたり平均人員は2.46人と減少傾向にある一方、高齢者単身世帯数は18,207世帯、高齢者夫婦世帯数は20,405世帯と増加傾向にあり、核家族や単独世帯の増加など世帯の小規模化が進行しています。

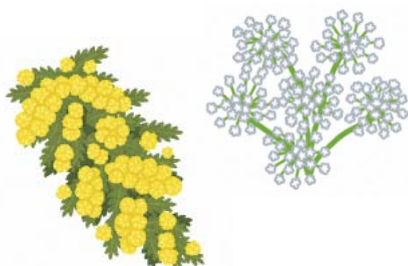
また、アンケート結果からは、近所付き合いが必要だと考える人が約8割と、近所付き合いの必要性については理解されているものの、ふだんの近所付き合いについては、約5割の人が「顔を合わせればあいさつする」程度の付き合いとなっています。また、住んでいる地域での課題や問題について「住民同士のまとまりや助け合いが少なくなってきた」「多世代の交流や付き合いが少ない」の意見があがっています。

さらに、近所に手助けをして欲しいこととして、「災害時の手助け」「安否確認の声かけ・見守り」の意見もあります。

住民福祉座談会においても、一人暮らし高齢者・高齢者世帯の増加や住民同士の交流の希薄化を心配する声が多くあがっています。

以上のことから、同じ地域に住む市民同士のつながりづくりが求められており、本市では、これまで、地域の祭りや学区文化祭、学区体育祭など、地域での行事やイベントの開催の支援により、地域住民の交流促進に努めてきています。

今後も、高齢者や障がいのある人、子育て世代などの多様な人たちが、交流し、活動ができる住民主体の場づくりや、地域の祭りや伝統行事をきっかけとした交流の機会を通じた地域でのふれあいを育む環境づくりを推進するとともに、市民相互の交流を深め、地域住民による支え合い活動を促進することが必要です。



② コミュニティ団体活動の促進

アンケート調査によれば、約5割の人が地域活動に参加しているものの、若い人ほど参加が少ない状況となっています。また、住民福祉座談会では、地域活動の担い手の不足により特定の人が複数の役を兼務するなどの問題や、リーダー養成や担い手に負担をかけない仕組みづくりが必要などの意見がありました。さらに、活動の情報発信を行っている団体や、活動に参加する個人や団体の固定化が課題としてあがっています。

本市では、コミュニティ団体の活動や活動の拠点となる集会所などの建設、修繕に対して補助を行うなど、コミュニティ団体の活動の支援に努めていますが、今後は、コミュニティ意識の高揚につながる、ニーズに合わせた情報発信と、コミュニティ活動を気軽にPRでき、必要な人に情報を届けられる環境づくりが必要です。

③ ボランティア、NPO法人等の活動の促進

アンケート調査では、4人に1人が「ボランティア等に参加したことはないが、今後参加したい」と考えています。また、ボランティア活動やNPO活動を活性化するために市で必要な取組として「気軽に参加できる体制整備」や「身近に参加できる活動の場づくり」の意見があがっています。また、住民福祉座談会では、地域での課題解決のために有償ボランティアの立ち上げが必要などの意見がありました。

本市では、広報紙や社会福祉協議会を通じて、ボランティア情報の提供やボランティアの募集を行うとともに、ボランティア、NPO活動の促進に向けた市民への情報提供の充実を図ってきていますが、今後も、ボランティア活動したいと考えている市民へのきっかけとなる情報発信や参加機会・場の充実、活動しやすい環境整備の検討が必要です。

④ 地域福祉の意識の醸成

アンケート調査からは、地域の福祉に対して「家族、地域の助け合いを基本としながら、足りない部分を行政が支援すべきである」が約5割となっており、地域福祉の必要性を感じている人が多くなっています。

本市では、地域福祉の意識の醸成を図るため、幼児教育や小・中学校において、福祉教育や体験学習の充実に努めていますが、今後も、啓発活動の推進や福祉教育や交流活動の活性化により、子どもに限らず大人も含めて、福祉に対する意識の高揚を図っていくことが必要です。

(2) 誰もが安心して福祉サービスを受けられる地域づくり

① 情報提供・相談支援体制の充実

アンケート結果によれば、高齢者、介護に関する相談窓口の認知度は5割を超えているものの、生活困窮・自立支援に関する相談窓口の認知度は4割に満たない状況となっています。また、福祉サービスに関する情報については若年層ほど入手できていない傾向がみられ、小学校入学前の乳幼児のいる家庭では、「サービスの内容や利用の仕方がわからない」割合が高くなっています。

本市では、住民の相談機関として、総合療育相談センターゆめばるや地域子育て支援拠点、妊婦・子育て相談ステーションすくすく、保育コンシェルジュ、高齢者支援センターなどを設置しています。また、広報紙やホームページ等を活用した情報提供を実施していますが、認知度が思うように上がらない現状があります。

今後は、支援が必要な人へ情報が確実に提供できるよう、様々な相談機関の周知に努めるとともに、新しい情報発信の手法を模索する必要があります。また、多様化・複雑化する福祉ニーズや生活課題に適切に対応するための各相談窓口相互のネットワークの強化や情報提供の充実などが求められます。

② 多様な福祉サービスの基盤整備

高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっています。

アンケート調査では、福祉サービスを利用することができる人のうち約5割がサービスを受けておらず、また、サービスを受けている人のうち、障がいのある人のいる世帯でスタッフの能力・サービスの質に不満を持っている割合が高くなっています。

本市では、福祉サービス利用者の障がいの特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、居宅介護等訪問系サービスの提供による日常生活の支援の充実を図っています。また、保育サービスについては、保育コンシェルジュを本庁及び各保健福祉センター福祉課等へ配置し、保護者からの相談に応じて適宜情報提供を行っています。

今後も、誰もが安心して地域で暮らせるよう福祉サービスの周知を図るとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が求められます。

(3) 地域で安心して暮らすための基盤づくり

① 福祉サービスを必要とする人の人権の確保

平成27年の国勢調査では、本市の高齢者のみ世帯は38,612世帯、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯は3,022世帯、また、平成30年度の生活保護世帯が月平均5,282世帯、障がい者手帳交付数が24,162人となっており、全体的に見れば、支援が必要な人々が増加する傾向にあります。

一方で、アンケート調査からは、福祉サービスを利用する方の権利を守る制度や仕組みについて、「どれも知らない」の割合が約5割、「成年後見制度」「日常生活自立支援事業（倉敷市社会福祉協議会）」についても認知度が3割前後となっており、また、権利擁護に関する相談窓口（高齢者支援センター、社会福祉協議会など）は、「知らない」の割合が約6割となっているなど、制度があまり知られていない現状となっています。

こうしたことから、今後は、権利擁護に関わる事業を充実させるとともに、各種制度について周知・啓発する必要があります。

② 誰もが暮らしやすい環境整備

高齢者等が増加している中で、外出等の移動手段の確保は重要となります。

アンケート調査からは、誰もが住みなれた地域で安心して生活していくために必要なことについて、平成25年度調査に比べ、「バリアフリー化など環境の整備を進める」の割合が増加しています。また、住民福祉座談会では、交通手段の不足についての意見が多数ありました。

本市では、交通不便地域において、高齢者等の移動手段を確保するため、鉄道、バス、コミュニティタクシーなどの公共交通の維持及び利用を促進するとともに、運行費の一部を支援していますが、利用者の少ない路線もあり、費用負担等で課題があります。

今後も引き続き、身近な地域で安心して暮らしていけるような環境づくりや移動手段の確保が求められます。



③ 地域防犯・防災力の強化

本市では、避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法について、ホームページのほかハザードマップの全戸配付などにより啓発・広報を行っています。また、総合防災訓練の実施や地区防災計画作成支援、災害時要援護者台帳を作成し、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、消防機関、警察と情報を共有することで、災害時の安否確認や避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進めています。

しかしその一方で、アンケート調査によれば、自分の地域で防災訓練等を実施していると回答した人が2割に満たず、また、実施していると回答した人のうち、約半数の人が地域の防災訓練に参加していない状況となっています。また、災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）を「名前も内容も知らない」と回答した人の割合が約7割となっています。さらに、隣近所で支援を必要とする人（高齢者・障がい者（児）等）がいる世帯について把握していない人が約7割となっています。加えて、住民福祉座談会においても、災害時の対応について心配する声が多くあがっています。

今後は、防災知識や災害時の知識及び対処法についての普及・啓発の更なる促進に努めるとともに、平成30年7月豪雨災害での経験や教訓を踏まえ、地区の特性に応じた防災・避難体制の強化を図ることが必要です。また、地域の中で誰もが安心して生活できるよう、地域のつながりを強め、犯罪にも強い地域づくりの推進が必要です。

【防災講演会】

倉敷市では、毎年、防災講演会を行っています。この年は、「倉敷市災害に強い地域をつくる検討会」の委員長を務めていただいた片田敏孝東京大学大学院情報学環特任教授に「荒ぶる自然災害に向かい合う犠牲者ゼロの地域づくり」と題して講演を行っていただきました。

令和2年2月1日
防災講演会



4 第2次倉敷市地域福祉計画の着眼点

国の新たな動向や市の事業の評価、アンケート調査等における現状を踏まえ、本市の第2次計画は次の5つの着眼点を重視した内容で、基本理念、基本目標等の見直しを行いました。

1 地域でのつながりの強化，地域交流の促進

核家族の増加や単独世帯の増加など世帯の小規模化が進行しています。家族や地域社会の絆の減少が指摘されている中、ひとり暮らしや若い世代で近所付き合いがまったくない人が多くなってきています。近所付き合いが必要だと考える人が約8割と高いものの、住んでいる地域の課題や問題について、住民同士のまとまりや助け合いが少なくなっていると感じる人が多い状況です。

本市では、これまでも通いの場や公民館等を通じた交流活動の充実を図ってきていますが、今後も引き続き、近所付き合いの重要性の啓発や交流事業を通じて地域のつながり強化や孤立防止につなげることが重要です。

2 相談窓口の周知，専門的な支援へのつなぎ

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、要介護認定者や障がい者、外国人、生活保護世帯など支援が必要な人が増加する中、地域の福祉課題は複雑化・多様化しています。また、こうした支援ニーズは単一あるいは短期間の支援やサービスでは解決しないことが想定され、様々な制度や機関にまたがる、より長期的、専門的な支援を要することが少なくありません。さらに、これらの支援ニーズの中には、いわゆる「制度の狭間」に陥り、いずれの制度の支援対象にもならない課題も含まれており、支援を一層困難にしています。

こうしたことから、相談窓口の周知を行うとともに、行政や民間の相談機関が連携することで、身近な相談から適切にサービスにつなぎ解決する仕組みを構築していくことが重要です。

3 災害時に支え合える地域づくり（自主防災活動の推進）

平成30年7月豪雨災害の経験により、災害時に支援を要する方の安全確保や支援体制づくりの重要性が改めて浮き彫りになりました。災害に備えて、隣近所での住民同士の日頃からのつながりと助け合いを求める声も多く、市民の関心は高くなってきています。

災害に対する市民の関心を防災・減災活動につなげるためにも、自主防災組織・コミュニティ協議会・地区社協・小地域ケア会議などの活性化を図り、お互いに支え合い、見守りを必要とする人が災害時に孤立しない地域づくりを推進することが重要です。

4 ボランティア，地域活動の活性化

アンケート調査では、地域活動に参加している人は約5割となっていますが、賃貸やアパート暮らしの方、近年転入された方で特に参加が少ないという結果となっています。また、参加していない理由として、仕事や家事等で時間がないことや自治会・町内会に加入していないことがあげられており、社会構造やライフスタイルの変化による影響がうかがえます。

また、ボランティア活動については、参加している人が1割以下となっており、参加していない理由として、仕事や家事等で時間がないことに加えて、活動についての情報が不足していることがあげられています。

地域活動、ボランティア活動ともに参加しやすい方法の検討や情報発信を行い、活動への参加につなげることが重要です。

5 認知症高齢者，障がい者等の権利擁護の推進

平成30年度における本市の認知症の人は16,000人を超えており、令和7年度には約21,600人になると推計されています。また、療育・精神障害保健福祉手帳取得者も増加傾向にあり、今後の増加が予測されます。

そのような中で、判断能力が十分でない人の権利を守る制度や仕組みの認知度は、「どれも知らない」の割合が前回調査同様に約5割と依然として高い状況です。

必要な人が必要な援助を受けることができるよう、成年後見制度等の普及啓発を図り、制度の利用につなげ、権利擁護を推進することが重要です。

第3章

計画の基本方針



計画の基本方針

1 基本理念

基本理念

地域でつながり だれもが 安全・安心に暮らしていける 支え合いのまち



本市の市政運営の基本となる倉敷市第七次総合計画においては、「豊かな自然と 紡がれた歴史・文化を 次代へ繋ぎ 人と人との絆と慈しみの心で 地域を結ぶまち倉敷」をめざす将来像として掲げています。

地域福祉をめぐる状況は少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化等を背景に、様々な分野の課題が絡み合い複雑化しています。これらの課題の解決にむけて、地域福祉推進の主役である住民が、自らが暮らす地域の問題を我が事と捉え、主体的に地域福祉活動に参画するとともに、コミュニティ団体、ボランティア団体、社会福祉協議会などと行政が連携を図りながら、住民の生活課題を解決できる体制を構築することが必要となります。

本計画では、総合計画のめざす将来像を踏まえるとともに、地域共生社会の実現を目指し、基本理念を『地域でつながり だれもが 安全・安心に暮らしていける 支え合いのまち』とします。

2 SDGsを踏まえて

SDGs（エスディーゼーズ）は、平成27年9月の国連サミットで採択された、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために掲げた17の世界共通の目標で、2030年（令和12年）までの達成を目指しています。

倉敷市は、令和2年7月に、国からSDGs達成に向け優れた取組を行っている都市として「SDGs未来都市」「自治体SDGsモデル事業」に選定されました。

SDGsの実現を目指すことは、人口減少を見据えた持続可能な地域社会・経済の確立に資するものであり、地域福祉の考え方ともつながることから、本計画において、SDGsの観点を取り入れ、SDGs達成に向けた取組を推進し、地域福祉の向上につなげていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 基本目標

(1) 互いに助け合い、支え合う地域づくり

すべての人が、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に関心を持ち、自ら参画し、地域における多世代の方との交流、議論を通じて解決につなげられる場の充実に努めます。

また、住民の福祉意識の醸成や住民や地域の団体など地域の資源を最大限活用し、見守り・助け合いの活動を促進することで、お互いに支え合う地域を目指します。

(2) 誰もが安心して相談でき解決につながる地域づくり

子どもから高齢者まで誰もが抱える生活の問題について気軽に相談でき、その人の問題に応じた支援につながり、解決できるような仕組みづくりを行います。

また、地域の支援者や相談機関、行政内の連携を図り、相談体制を構築し、生活困窮者、ひきこもり、ダブルケア、子どもの貧困等生活に困難を抱える人への支援を行います。

(3) 地域で安心して暮らすための仕組みづくり

誰もが地域でいつまでも安心して暮らせるよう、災害への備えとして、自主防災活動の推進や災害時要援護者の支援等を行うとともに、犯罪被害を防止するため、日頃の見守り活動の推進などにより、地域の防災力・防犯力の強化を図ります。

また、ボランティア等人的資源の活用を含めた移動手段の確保を検討し、誰もが暮らしやすい環境整備を推進します。

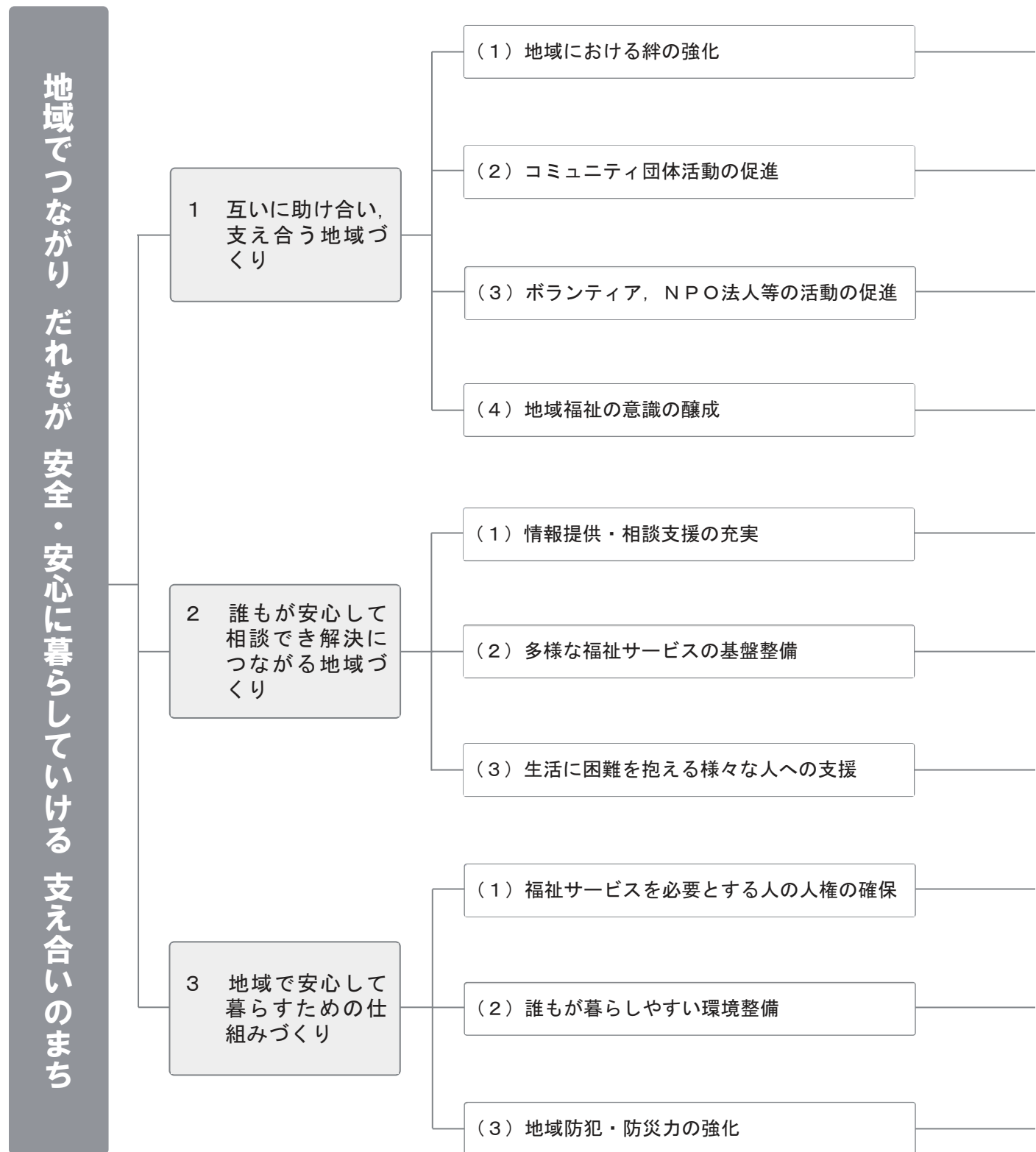
さらに、一人ひとりの権利が守られるよう、成年後見制度の利用促進を図るなど、福祉サービスを必要とする人の権利擁護に努めます。

4 体系図

[基本理念]

[基本目標]

[施策]



[取組]

- ① 近所でのつながり合いの促進 重点 1
- ② 地域での交流の機会、場の充実 重点 1
- ③ 地域における見守り・助け合いの仕組みづくり

- ①コミュニティ活動への参加の促進 重点 4
- ②コミュニティ団体の活発化

- ①ボランティア活動の活発化 重点 4
- ②ボランティア人材の養成
- ③保健福祉に関わる委員の活動支援

- ①地域福祉の意識啓発
- ②福祉教育の推進

- ①情報提供の充実
- ②相談支援の充実 重点 2
- ③市役所内及び関係機関の連携強化

- ①福祉サービス基盤の充実
- ②人材の確保・サービスの質の向上
- ③適切なサービス利用の促進

- ①生活困窮者支援の推進
- ②その他生活に困難を抱える人への支援の仕組みづくり 重点 2

- ①権利擁護の推進 重点 5
- ②虐待防止体制の充実

- ①移動・外出支援の充実
- ②バリアフリーのまちづくり

- ①地域防犯の推進
- ②地域防災の推進 重点 3

※第2次計画着眼点に基づく、重点的な取組に重点マークと着眼点に対応する番号を付けています。

第4章

施策の展開



施策の展開

基本目標 1 互いに助け合い，支え合う地域づくり

(1) 地域における絆の強化

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう，日頃から近所付き合いの中で声かけや見守り，サロン活動への参加などを通じて，何かあったときには助け合える地域づくりを進めます。

① 近所でのつながり合いの促進

重点 1

市民一人ひとりの取り組み

- 挨拶や声かけなど，近所付き合いを積極的に行います。
- 町内会，自治会の行事に参加します。

地域・団体の取り組み

- 趣味を通じた交流の機会を増やすことで，地域のつながりを深めます。
- 地域の転入者に地域の行事やイベント，慣習などを伝えます。

市の取り組み

- 近所付き合いの重要性について啓発します。
市の広報紙で，普段からの近所付き合いの大切さについて啓発します。
- 挨拶・声かけを推進します。
近所での人と人との絆を深めるよう，子どもから大人まで積極的に挨拶・声かけすることを推進します。
- 集合住宅等での近所付き合い等を促進します。
集合住宅等に住む人に地域との関わり合いの大切さについて啓発し，近所付き合いを促進します。

② 地域での交流の機会、場の充実

重点 1

市民一人ひとりの取り組み

- 高齢者、障がい者、外国人など様々な人と交流します。
- 地域での仲間づくりや世代間交流の機会に積極的に参加します。

地域・団体の取り組み

- 地域行事等、地域住民が参加しやすい交流活動を実施します。
- 地域の人がどんな交流や場を求めているかを把握します。

市の取り組み

- 地域での行事やイベントの開催を支援します。
地域住民の交流を促進するために、地域の祭りや学区文化祭、学区体育祭など、地域での行事やイベントの開催を支援します。
- 地域での行事やイベント情報を発信します。
各地域で行っている行事やイベントなどに関する情報を収集し、市広報紙や市ホームページなどで発信します。
- 高齢者の地域交流を促進します。
高齢者の孤独感や閉じこもりを解消するため、ふれあいサロン活動や通いの場など地域での高齢者同士の交流や子ども達との交流を促進します。
- 障がい者の地域交流を促進します。
地域の中で障がい者に対する理解者及び支援者を増やすよう、スポーツ・レクリエーション及び文化活動などを通じて障がい者の地域交流を促進します。
- 子育ての仲間づくりを促進します。
地域子育て支援拠点、子育て広場などで、地域の親同士の交流、ネットワークづくりの場を提供します。
- 子どもと地域の交流を促進します。
小学校の余裕教室などを活用した、子どもたちと地域住民との交流活動を支援します。
- 交流の場の整備を支援します。
 - 地域住民が気軽に集まり、交流のできる場として、集会所などの整備を支援します。
 - 地域住民のレクリエーションの場として、新たな公園の整備や既設の公園のリニューアルを実施します。

- 地域福祉活動団体への助成を行います。
地域福祉基金から、地域のボランティア団体等が実施する保健福祉活動に対して助成します。
- 外国人とのふれあいの場を提供します。
国際交流と相互理解を深めるために、外国人との交流の機会を提供します。

③ 地域における見守り・助け合いの仕組みづくり

市民一人ひとりの取り組み

- 地域行事等の際には、隣近所で声をかけ合います。
- 地域での見守り活動や声かけ活動等、地域での助け合いの活動に参加します。

地域・団体の取り組み

- 地縁型組織と目的型組織と一緒にイベントの運営や、サロンを活用した見守りなどを行います。
- 地域の活動や交流の場の情報を発信します。

市の取り組み

- 高齢者の見守りネットワークを構築します。
地域住民や社会福祉協議会・介護事業者・医療機関などの関係機関の協力を得て、地域の支え合い機能の向上や孤立の防止などの問題解決に努めるため、地域ケア会議及び小地域ケア会議等を活用して、安心していつまでも住み続けることができるよう、見守りネットワークを構築するなどの支援体制の整備を図ります。
- 障がい者の見守りネットワークを構築します。
支援を必要とする障がい者とその家族を地域で支え、必要な情報やサービスを地域で提供できる相談支援事業所などの体制づくりやネットワークづくりを支援します。
- 子育て家庭の見守り体制を構築します。
子育て家庭が地域で孤立せず、安心して子育てができるよう、親子クラブや子育てサロン等の育成を推進し、また、地域子育て支援拠点等のネットワーク化を図り、見守り体制を整備します。

○ 地域で子どもの見守りをします。

あいさつ運動や地域での声かけを推進し、地域全体で子どもを守り育てる意識の高揚を図ります。また、学校、家庭、地域の連携により、地域ぐるみで子育てを支える仕組みづくりを推進します。

○ くらしき心ほっとサポーターの養成と活動支援を行います。

心の健康づくりの推進や偏見除去に関する啓発を行う、くらしき心ほっとサポーターを養成するなど、精神障がい者への理解者を増やすとともに、より市民の身近なところで活動できるよう支援します。

○ ゲートキーパーを養成します。

誰もが心の不調などのサインに気づく力、適切な機関につなげる力をつけることができ、問題を抱える人がどこかに相談すれば、複数の問題であっても連携して解決できるよう、地域のセーフティネットを構築するためにゲートキーパーを養成します。また、地域・企業・学校にも啓発を行い、各々が自主的に取り組めるように働きかけます。

（２）コミュニティ団体活動の促進

地域では、町内会をはじめ、地区社会福祉協議会、コミュニティ協議会、環境衛生協議会など、多くのコミュニティ団体（地縁型組織）が従来から地域住民の共助の基礎として機能しており、よりよい地域づくりには欠かせない存在です。

地縁型組織の活動の活性化、組織力の強化及び地縁型組織による地域福祉活動に対する支援を行います。

① コミュニティ活動への参加の促進

重点 4

市民一人ひとりの取り組み

- 地域の一員であるという意識を持ちます。
- 町内会・自治会などの地域活動に参加・協力します。

地域・団体の取り組み

- 転入者などに気軽に声をかけて、コミュニティ団体に入りやすい雰囲気をつくれます。
- 地域のかかわ版などの情報紙で、身近な出来事や行事予定などを知らせます。

市の取り組み

- コミュニティ意識の高揚を図ります。

様々な世代の方々が気軽に地域の輪に入っていけるよう、コミュニティ団体の活動情報を発信するとともにコミュニティ意識の高揚に努めます。

- コミュニティ活動の拡大を目指します。

コミュニティ交流会などを活用しコミュニティ間の情報交換を行うなど、相互に連携する場づくりに努め、ネットワークを構築し、コミュニティ活動の一層の拡大を支援します。

- 高齢者のコミュニティ活動への参加を促進します。

地域活動への参加を促進し、高齢者の活躍の場を広げる取組を充実します

② コミュニティ団体の活発化

市民一人ひとりの取り組み

- 町内会・自治会等のコミュニティ団体の役員を積極的に引き受けます。
- 地域の行事の準備などに積極的に関わります。

地域・団体の取り組み

- 役員やスタッフになっても大きな負担とならないように地域全体で協力します。
- 地域行事やイベントの開催、地域課題の解決などへの取組を推進します。

市の取り組み

- コミュニティ協議会の活動を支援します。

地域のニーズに応じたコミュニティ協議会の設立支援や、市民自らが主体的に地域の課題解決に取り組む活動に対する支援、及びコミュニティ活動の拠点となる集会所など施設や設備に対する支援を行います。

- 地域福祉活動の活発化を図ります。

町内会・自治会、コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会等の団体の情報交換及び意見収集が行えるようコミュニティ交流会を開催するなどし、地域福祉活動の活発化を図ります。

(3) ボランティア、NPO法人等の活動の促進

地域福祉推進の主体として重要な役割を果たしている、NPOやボランティア団体の活動を支援します。

また、支援を必要とする人と支援したい人がうまく噛みあうよう、マッチングへの支援やコーディネーターの育成等も行います。

① ボランティア活動の活発化

重点4

市民一人ひとりの取り組み

- ボランティア活動やNPO法人の活動に積極的に参加します。
- 自分の能力を地域で活かします。

地域・団体の取り組み

- ボランティア団体による活動内容の情報を発信します。
- ボランティア団体同士による交流を行います。

市の取り組み

- ボランティア活動への参加を促進します。
 - 市の広報紙やホームページを利用して、継続的に市民のボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるよう、問い合わせ先等の周知を図ります。
 - 倉敷市社会福祉協議会（倉敷ボランティアセンター）を通じて、中・高・大学生を対象に夏のボランティア体験事業を実施します。
- ボランティアの情報提供を行います。

ボランティア・NPO活動参加への気運を盛り上げ、きっかけづくりを進めるとともに、活動や交流が促進されるよう情報発信を行います。
- ボランティア養成講座を充実します。

障がい福祉に係るボランティア養成事業として実施されている各種養成講座（手話・点訳・要約筆記等）をさらに充実させ、ボランティア登録者数の増大を図ります。

- ボランティア団体・NPO等を支援します。
 - 公益的な事業に取り組むNPOなどの活動基盤の強化に向けての支援や、市民公益活動団体や個人が、その特性を活かして様々な地域福祉活動に取り組むことができるよう、情報共有や連携しやすい環境整備を促進します。
 - 地域福祉基金から、地域のボランティア団体等が実施する保健福祉活動に対して助成します。
- ボランティア活動を通じて健康増進を支援します。

特別養護老人ホームなど介護保険施設等でのボランティア活動を通じて、高齢者の健康増進を図っていくことを支援します。

② ボランティア人材の養成

市民一人ひとりの取り組み

- ボランティアに必要な知識を身につけるため、研修などに参加します。
- 運転ボランティアなど、空き時間を活用したボランティアに取り組みます。

地域・団体の取り組み

- ボランティア団体やサービス事業所などはボランティア活動希望者を積極的に受け入れます。
- ボランティア講座やリーダー養成研修等への参加を呼びかけます。

市の取り組み

- 認知症サポーター・認知症マイスターを養成します。

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、認知症サポーターを養成します。さらに、認知症を正しく理解した上で、認知症の方や家族に対して具体的な支援を行う認知症マイスターを養成します。
- 介護予防に取り組むボランティアを養成します。

住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らすために、地域住民が主体となった介護予防への取組が行われるよう、介護予防の担い手となる人材を養成します。

- 子育てボランティア等を養成します。

子育てボランティアや子育て広場のネットワーカー、子どもセンターの担い手となるボランティアなど、地域で子育てを支援するボランティアを養成します。

また、子育て相談支援セミナー等の研修を実施し、スキルアップを図ります。

- 地域と人材をつなぐコーディネーターを養成します。

地域連携による学校支援事業及び放課後子ども教室推進事業に係わるコーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーター、ボランティア及び地域連携担当者等学校関係者を対象とし、資質の向上やネットワークの構築を図ります。

- 地域で活動する人の資質の向上を図ります。

地域が主体的に課題を解決するため、研修会や交流する機会を設け、地域で活動する人の資質向上を支援します。

③ 保健福祉に関わる委員の活動支援

市民一人ひとりの取り組み

- 民生委員・児童委員、愛育委員及び栄養委員等の役割について理解します。
- 民生委員・児童委員、愛育委員及び栄養委員等の活動に積極的に協力します。

地域・団体の取り組み

- 地域内の関係団体との連携・協力関係を深めます。
- 地域の情報紙などで保健福祉に関わる委員等の活動を紹介します。

市の取り組み

- 保健福祉に関わる委員の資質の向上を図ります。

民生委員・児童委員、愛育委員及び栄養委員に対し、研修機会を設け、資質向上を支援します。

- 保健福祉に関わる委員の啓発・広報を行います。

民生委員・児童委員、愛育委員及び栄養委員に対する認知度を高めるため、広報紙等を通じて、活動などを紹介します。

- 保健福祉に関わる委員の連携を図ります。

民生委員・児童委員、愛育委員及び栄養委員の日頃の交流が図れるよう支援します。

（４）地域福祉の意識の醸成

あらゆる年齢層の人が地域福祉について学び、見守りや手助けなどが活発になるような機運が醸成されるよう、地域福祉に関する意識啓発を充実します。

また、地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉学習や体験活動を充実します。

さらに、地域の人々と関わりながら学ぶ、生活に結びつく福祉教育を行い、おもいよりの心・やさしい心を持つことができる子どもを育成します。

① 地域福祉の意識啓発

市民一人ひとりの取り組み

- 身の回りのことから助け合いをするという気持ちを育てます。
- お互いを尊重しながら、ふれあう意識を持ちます。

地域・団体の取り組み

- 様々な交流を通じて、地域での助け合い、支え合いの意識を育みます。
- 地域の行事やイベントでは、誰もが参加しやすいよう配慮します。

市の取り組み

- 福祉意識の啓発を行います。
 - 地域で支え合うことの大切さを理解し、地域での支え合い活動を促進するために、地域福祉の重要性の啓発に努め、福祉意識の醸成を図ります。
 - 地域福祉基金への寄附の取組を推進し、地域福祉への関心を高めます。
- 支援を必要とする人に対する理解の促進を図ります。
 - 要介護高齢者や障がい者など、支援を必要とする人に対する市民の理解を深めるための啓発に努めます。
 - 認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、認知症サポーターを養成します。さらに、認知症を正しく理解した上で、認知症の方や家族に対して具体的な支援を行う認知症マイスターを養成します。
- 子育てしやすい職場環境づくりを促進します。

子育て支援に取り組んでいる企業を「子育てサポート企業」として認定している国の制度の周知を行うと共に、従業員に対して仕事と子育ての両立を支援している企業を表彰するなど、子育てしやすい職場環境づくりの啓発に努めます。

② 福祉教育の推進

市民一人ひとりの取り組み

- 子どものころから福祉のこころを育みます。
- 福祉に関するイベントや講演会に参加します。

地域・団体の取り組み

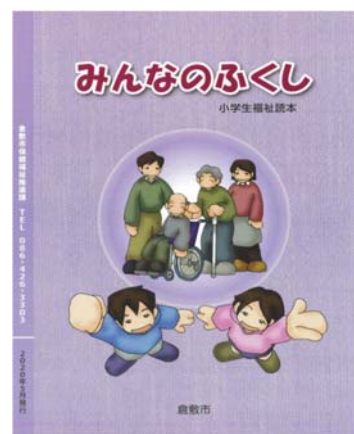
- 学校や地域における福祉教育を推進します。
- 地域でボランティア講座や福祉に関する学習会を開催します。

市の取り組み

- 学校教育における福祉教育を推進します。
幼いころから人権や社会福祉への関心をもち、自ら考え、行動する力を養うために、幼児教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進します。また、地域の老人ホームとの交流会や社会福祉施設等でのボランティア体験学習を実施します。
- 生涯学習における福祉教育を推進します。
福祉分野の講座の充実を図るとともに、市民にとって魅力のある、学習意欲を高めることのできるような講座づくりに取り組みます。

【みんなのふくし】

市の保健福祉事業に関する正しい知識の普及・啓発を図るために、社会科・道徳・特別活動の副読本として、『みんなのふくし』を市内の小学5年生（または4年生）に配布しています。



【基本目標 1 互いに助け合い、支え合う地域づくり 評価指標】

計画策定時に把握した数値を基準値として、計画の終期である令和7年度における目標数値を示しています。

	評価指標項目	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)
① 地域における絆の強化	地域やコミュニティの中で、困っているときに相談できる人がいると思っている人の割合	48.4%	55%
	ふれあいサロン参加者数	5,375 人	6,500 人
	学校・家庭・地域が連携した事業に参加した子どもの数	269,474 人	286,000 人
② コミュニティ団体活動の促進	地域の課題を解決するためには、ボランティア・NPOの市民活動が必要だと考えている人の割合	46.0%	55%
	地域の課題に対して、自分たちでできることは地域コミュニティで解決しようと考えている人の割合	52.3%	60%
	コミュニティ協議会活動への参加者数	207,093 人	207,100 人
③ ボランティア、NPO法人等の活動の促進	学校・家庭・地域が連携した事業に参加したボランティアの数	237,864 人	252,000 人
	倉敷ボランティアセンターに登録している、ボランティア登録団体数、登録人数	196 団体 7,561 人	200 団体 8,000 人
	市内のNPO法人数	151 法人	160 法人
④ 地域福祉の醸成	認知症サポーター養成講座受講者数	3,723 人	4,000 人
	男女共同参画推進事業所認定事業所数	30 事業所	70 事業所
	福祉出前講座の開催回数	70 回	95 回

基本目標２ 誰もが安心して相談でき解決につながる地域づくり

（１）情報提供・相談支援の充実

誰もが安心してサービスが利用できるよう、子育て支援、高齢者福祉、障がい福祉、健康づくりなどに関する情報の提供体制の充実を推進します。

子ども、高齢者、障がい者などが、日常生活の中での困りごとや福祉サービスの適切な利用などに対して、身近な地域の専門的な相談支援を受けられるよう充実を図ります。

また、住民の様々な地域課題に対し、庁内の関係各課の情報を共有し、対応等について連携強化を図ります。

① 情報提供の充実

市民一人ひとりの取り組み

- 積極的に福祉情報を確認し、活用します。
- 市のホームページ、パンフレットを必要に応じて確認します。

地域・団体の取り組み

- 障がいのある人や高齢者に配慮した情報伝達を行います。
- 回覧板など地域に密着した情報伝達手段を活用し、地域福祉活動の情報を提供します。

市の取り組み

- 福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供します。
市民が適切なサービスを受けることができるよう、サービスの内容や利用要件、サービス提供事業者等に関する情報をわかりやすく提供します。
- 様々な媒体を通じた情報提供を行います。
広報紙をはじめ各種刊行物、ホームページ、SNS等、広報媒体ごとに高齢者や障がい者、妊婦などの利用者に配慮した情報提供手段の充実に努めます。また、出前講座や、子育て家庭やひとり暮らし高齢者などへの家庭訪問など、利用者の視点に立った情報提供を推進します。
- 情報格差の是正を図ります。
保健、医療、福祉に関する様々な情報資料について、すべての市民が手軽に入手できるように、点字や録音による情報提供の充実を図ります。また、市ホームページのユニバーサルデザイン化を全庁的に推進します。

② 相談支援の充実

重点2

市民一人ひとりの取り組み

- 地域の各種相談窓口を把握するとともに、必要に応じて活用します。
- 困ったことがあれば、周りの人や身近な相談支援機関に相談します。

地域・団体の取り組み

- 地域活動等を通して、民生委員・児童委員、高齢者支援センター等の相談窓口の周知を行います。
- 民生委員・児童委員をはじめ、地域で相談支援活動を行っている人の周知を行います。

市の取り組み

- 保健福祉に係る相談窓口の連携に努めます。

総合療育相談センターゆめばるや地域子育て支援拠点、妊婦・子育て相談ステーションすくすく、高齢者支援センターなど保健福祉に係る各種相談窓口が市民の方にとってより利用しやすいものとなるよう、各種相談窓口の連携に努めます。

- 身近な地域の相談体制を充実します。

地域で身近な相談ができるよう、高齢者支援センターや発達障がい者支援センター、総合療育相談センターゆめばる、地域子育て支援拠点など各種関係機関において日常生活上の様々な課題や心配ごとを受け付け、不安や悩みごとの解決の支援に努めます。また、地域に根ざした身近な相談窓口として、民生委員・児童委員、愛育委員及び栄養委員の各委員による相談・支援の充実を図ります。

- 多様な手段による相談体制を充実します。

子育て家庭やひとり暮らし高齢者など支援が必要な家庭には、個別訪問による相談を行います。また、安心して相談できるよう、電話やFAX、電子メールによる相談体制を充実します。

- 障がい者に係る相談機関の連携を強化します。

倉敷地域自立支援協議会を地域において障がい者を支える人材、施設、サービスなどの社会資源を結ぶネットワークの核として、障がい者個々のケースから地域全体の課題まで広く問題解決に取り組み、困難事例への対応のあり方に関する協議をとおして、公的機関や地域における支援者、福祉事業所など地域の関係機関の連携強化を図ります。

- 子育てに関する相談体制を充実します。
 - 保育コンシェルジュを配置し、子どもの預け先に関する保護者の相談に応じ、幼稚園や保育所、認定こども園、一時預かり等の情報を提供します。
 - 子ども家庭総合支援拠点において、専門の職員がすべての子どもとその家庭及び妊産婦等の相談を受け、解決に向けて一緒に考え、状況に応じて必要なサービスにつなぐなどの支援を行います。
 - 妊婦・子育て相談ステーションすくすくにおいて、窓口及び専用ダイヤルでの相談を受け付け、妊娠期から出産、子育て期にわたる相談支援を行います。
- 相談窓口の認知度向上を図ります。

広報紙やホームページ等を通じて、各種の相談窓口の認知度を高めるよう努めます。

③ 市役所内及び関係機関の連携強化

市の取り組み

- 各関係機関との連携を強化し、課題解決に向けた取組を推進します。

市役所内の関係各課や地域の関係機関・専門職などが連携し、支援を必要としている人を適切な支援へつなげるとともに、複合的で複雑化した課題等の解決を図ります。

(2) 多様な福祉サービスの基盤整備

誰もが安心して地域で暮らすためには、福祉サービスの充実が欠かせないことから、利用者ニーズの把握に努め、きめ細やかなサービスの充実を促進します。

また、充実した福祉サービスを提供するため、その担い手である人材を確保するとともに、専門知識の習得等による資質の向上により、サービス全体の質の向上を図ります。

さらに、関係機関との連携を深め、方向性の共有を図ることで、多様な福祉サービスを提供できる基盤整備を進めます。

① 福祉サービス基盤の充実

地域・団体の取り組み

- ボランティア団体、NPO等は、地域の福祉ニーズに対応したサービス、事業を展開します。

市の取り組み

- 高齢者介護サービス等を充実します。
 - 要介護高齢者等がニーズに応じた適切なサービスが受けられるよう、在宅生活を支援する介護サービスの量的・質的な充実に努めるとともに、介護者の負担を軽減するためのサービスの充実に努めます。
 - 特別養護老人ホームなどの介護施設等の整備について、在宅サービスとのバランスを考慮し、必要なサービスが提供できるよう、県や関係機関と連携を図りながら推進します。
- 障がい福祉サービス等を充実します。

利用者の障がいの特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、居宅介護等訪問系サービスの提供による日常生活の支援の充実に図ります。また、障がい者の多様な介護ニーズに対応していくため、生活介護 など介護給付体制の充実に図ります。
- 保育サービス等を充実します。
 - 待機児童対策として、地域の保育需要に応じた受け皿の整備や保育者の確保などを行うとともに、延長保育など多様な保育サービスの提供に努めます。
 - 放課後児童クラブのクラブ室や放課後支援員の確保に努めます。
- 福祉サービスの目標値を設定して取り組みます。

計画的なサービス基盤の整備を図るため、福祉に関わる市の個別計画において、ニーズ量及び供給量の調査等に基づき、サービス目標値を設定し、計画達成に向けて取り組みます。

② 人材の確保・サービスの質の向上

市民一人ひとりの取り組み

- 福祉サービスの担い手として地域における福祉活動を行います。
- 福祉サービスについて苦情がある場合は、事業者に対して明確に伝え、解決できない場合は、身近な相談窓口又は「岡山県運営適正化委員会」へ相談します。

地域・団体の取り組み

- 地域で行える住民参加サービス等の担い手を増やします。
- NPO法人等は、専門研修を行うなど、スタッフの資質の向上に努めます。

市の取り組み

- 専門職を養成、確保します。

市民が十分な福祉サービスを受けることができるよう、介護従事者や保育士等の専門職人材の養成、確保を推進します。

- 専門職の資質の向上を図ります。

介護従事者や保育士等専門職の資質の向上のため、専門研修を行うなど、研修体制の充実を図ります。

- 生活・介護支援サポーターを養成します。

在宅での生活や介護において様々な支援を必要とする高齢者を、身近な地域住民で支えていくために、地域における新たな住民参加サービス等の担い手として、生活・介護支援サポーターを養成します。

- 社会福祉施設・事業所に対する指導監査等を充実します。

社会福祉施設の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、関係法令、国の通知等に基づき社会福祉施設の指導監査を実施します。また、介護保険サービス事業所、障がい福祉サービス事業所等に対して、指定基準を遵守し、適正な事業運営を行うよう、実地指導、集団指導、監査を実施します。

③ 適切なサービス利用の促進

市民一人ひとりの取り組み

- 必要に応じ、各相談窓口に相談し、自分に適した福祉サービスを決定します。
- 福祉サービスに関する情報を確認します。

地域・団体の取り組み

- 福祉サービス利用者のニーズについて、サービス事業所や市の窓口などへ連絡します。
- 地域福祉活動や民生委員・児童委員の訪問活動等を通じて、福祉サービスを必要とする人の把握に努めます。

市の取り組み

- 支援を必要とする人を把握し、適切なサービス利用につなげます。
支援を必要とする人の把握に努め、課題解決や適切なサービス利用につなげられるよう取り組みます。
- 事業所情報をわかりやすく提供します。
福祉サービスを提供する事業者に関わる情報をわかりやすく提供するとともに、事業所による情報公開を促進し、利用者が適切なサービスを受けることができるよう支援します。
- 適正な介護サービスの利用促進を図ります。
真に必要な人が適切な介護サービスを受けられるよう、認定調査状況チェックやケアプランチェック等により、介護保険給付費の適正化を図ります。

(3) 生活に困難を抱える様々な人への支援

地域のふれあい・支え合い体制を維持しながら、生活困窮者のほか、高齢者、障がいのある方、ひとり親家庭、外国人などのうち支援を必要とする人に対して、専門機関等との連携を推進し、地域を見守る関係者等とのネットワークを充実させ、適切な対応を行っていきます。

① 生活困窮者支援の推進

市民一人ひとりの取り組み

- 地域で支援を必要としている人への声掛け、見守りを行います。
- 支援を必要としている人がいれば、市の窓口へ連絡します。

地域・団体の取り組み

- 困ったときに相談できる機関などを共有し、必要に応じて案内します。
- 困っている場合は訪問し、話を聞き、専門機関などにつなぎます。

市の取り組み

- 生活困窮者に対する支援制度等を充実します。

自立相談支援機関として、倉敷市生活自立相談支援センターを設置し、生活に困窮する人に対して、就労支援や家計改善支援等の自立に向けた相談支援を行います。

また、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対しては、就労に向けた準備として、日常生活や社会生活の自立に向けた支援を行います。

- 障がい者雇用に関する事業の推進を図ります。

ハローワークや福祉事業との連携を強化し、企業における障がいのある人の就労を促進するとともに、障がい者団体や住民、福祉サービス事業所と連携して、福祉的就労の場の充実に取り組むなど、障がい者雇用に関する事業の推進を図ります。

- 住み慣れた地域で生活できるよう、地域移行の支援を行います。

施設からの退所や病院から退院する障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう、共同生活援助や、地域移行の支援を行います。また、離職し、住宅の維持や確保が難しくなった人に対して、住宅等確保の支援を行います。

- 様々な困難を抱える家庭の児童・生徒に対して学習支援を行います。

様々な困難を抱える家庭の子どもが将来困難な状況に陥ることがないように、小学生等を対象に、巡回訪問により、学習・生活習慣の習得を支援するとともに、中学生に対して学習教室「くらすぼ」で、高校進学に向けた学習支援を行います。

② その他生活に困難を抱える人への支援の仕組みづくり

重点2

市民一人ひとりの取り組み

- 地域で支援を必要としている人への声掛け，見守りを行います。
- 地域で支援を必要としている人を民生委員など適切な相談者などへつなげます。

地域・団体の取り組み

- 困っている人が相談しやすい地域の関係づくりを行います。
- 一人で悩みを抱え込まないように，関係機関に相談できるようアドバイスします。

市の取り組み

- ひきこもり状態の方とその家族への支援を行います。
ひきこもりとなる原因はそれぞれ異なるため，ひきこもりの原因により関係機関が連携し，支援を行います。
- その人に適した就職及び就労定着を図ります。
障がい者就業・生活支援センターとの連携や，生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業，生活保護受給者等就労自立促進事業など，福祉的支援制度を活用し，その人に適した就職及び就労定着を図ります。
- 外国人の受け入れ体制や多文化共生への取組を強化します。
在留手続き・雇用・医療・福祉・出産・子育て・教育等，生活に関わる様々な相談に対応できる窓口を設置するとともに周知を行うことで，在住の外国人が孤立することのないように支援します。

【国際ふれあい広場】

毎年10月に開催している大規模なイベントで，日本人市民と外国人市民の相互交流機会を提供し，地域の国際化を推進しています。世界の料理屋台やフリーマーケット，世界各国の歌や踊りのパフォーマンスなど盛りだくさんのプログラムで会場を盛り上げます。



【基本目標 2 誰もが安心して相談でき解決につながる地域づくり 評価指標】

計画策定時に把握した数値を基準値として、計画の終期である令和7年度における目標数値を示しています。

	評価指標項目	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)
① 情報提供・相談支援の充実	子育てについて、必要な時に必要な情報が得られていると思う保護者の割合	57.4% ※1 48.8% ※2	63% ※1 63% ※2
	健康福祉プラザ相談室利用者数	4,747 人	5,500 人
	高齢者支援センターの相談件数	101,230 件	102,500 件
	民生委員、児童委員の相談・支援件数	18,734 件	20,000 件
② 多様な福祉サービスの基盤整備	医療・福祉系の大学等へ地域包括ケアに関する説明を行った回数、参加者数	2 回 133 人	3 回 170 人
	小地域ケア会議の設置数、開催回数	56 か所 257 回	61 か所 280 回
	職に対して、やりがいをもって従事できていると思っている介護サービス従事者の割合	(H30) 16.7%	29%
③ 様々な人への支援	倉敷市生活自立相談支援センターの新規相談受付件数	1,997 件	2,000 件
	ミニ地域ケア会議の開催回数	171 回	182 回
	地域社会の一員として生活できていると感じている外国人の割合	43.0%	50%

※ 1 就学前児童の保護者

※ 2 小学生の保護者



基本目標 3 地域で安心して暮らすための仕組みづくり

(1) 福祉サービスを必要とする人の人権の確保

一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、虐待防止対策や権利擁護の充実を図ります。

成年後見制度の継続した制度の周知や利用促進を働きかけていきます。

① 権利擁護の推進

重点 5

市民一人ひとりの取り組み

- 日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護に関する理解を深めます。

地域・団体の取り組み

- 認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を早期発見し、支援につなげていきます。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用を促進します。

市の取り組み

- 高齢者・障がい者等の権利擁護を推進するために、成年後見制度の利用を促進します。

成年後見制度の利用促進のために相談窓口及び対応体制を充実するとともに、高齢者支援センターや弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職団体と連携し、制度の利用促進の計画的な推進に努めます。また、適切な第三者後見の担い手確保や後見活動支援体制の整備を図ります。

- 子どもの権利擁護を推進します。

子育て・子育てを地域社会全体で支援する「倉敷市子ども条例」の理念の普及や、出前講座・啓発資料などにより、子どもの人権に関する市民意識の高揚を図ります。



② 虐待防止体制の充実

市民一人ひとりの取り組み

- 虐待などの疑いがある問題に気づいたら、専門機関に連絡します。
- 人権に対する理解を深めます。

地域・団体の取り組み

- 民生委員・児童委員、愛育委員、市社会福祉協議会、地域住民等が連携して、適切な見守りや通報等により地域の虐待防止、早期発見に努めます。

市の取り組み

- 市民への啓発を推進します。
様々な広報媒体を通じて、虐待の通報・通告義務など虐待防止に関わる情報を伝え、市民の意識啓発を図ります。
- 相談窓口の周知・啓発を図ります。
各地の高齢者支援センターや児童虐待の相談専用電話、障がい者支援センター、倉敷地域基幹相談支援センターなど、虐待防止の相談窓口の充実を図るとともに、市民への周知・啓発に努めます。
- 虐待防止ネットワークを強化します。
高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク会議や倉敷市要保護児童対策地域協議会など関係機関の連携協力体制を強化し、虐待の未然防止、早期発見に努めます。



(2) 誰もが暮らしやすい環境整備

移動が困難な人のための公共交通や福祉交通の充実，移動しやすい歩道や子ども連れや高齢者等に配慮した施設の整備など，誰もが利用しやすいまちの整備を進めます。

公共交通機関や道路，施設等のハード面のバリアフリー化に取り組むとともに，市民の意識向上等のソフト面のバリアフリー化も促進していきます。

① 移動・外出支援の充実

市民一人ひとりの取り組み

- 近所に移動が困難な人がいたら，買い物などの際に声をかけるなど，できる範囲で支援します。

地域・団体の取り組み

- 地域の実情に応じて，コミュニティタクシーの導入など外出が困難な高齢者などの移動を支援するための方法について検討します。

市の取り組み

- 公共交通への転換を促進します。

地域や企業，公共交通事業者と連携して公共交通のサービスを充実させ，自家用車から公共交通への転換を促進し，高齢者など誰もが移動しやすい公共交通機関の確保に努めます。

- 交通不便地域における公共交通の導入を推進します。

バス路線が廃止となった地域や交通不便地域において，高齢者等の移動手段を確保するため，鉄道，バス，コミュニティタクシーなどの公共交通の維持及び利用を促進するとともに，運行費の一部を支援します。

- 福祉交通による支援を行います。

障がい者や介助が必要な方など，一人では公共交通を利用することが困難な移動制約者に対して，介護・福祉タクシーや福祉有償運送などの福祉交通が利用しやすい環境づくりを推進します。



② バリアフリーのまちづくり

市民一人ひとりの取り組み

- 利用しにくい公共施設等があった場合、行政に対して意見・要望等を伝えます。
- 歩行者の妨げとなる道路上などでの違法駐輪などをしないようにします。

地域・団体の取り組み

- バリアフリーという観点で地域の状況を点検し、不便や危険なところがあれば行政や民間事業者など、それぞれの管理者に意見・要望を伝えます。
- 障がい者等が安心して外出できるよう、地域で利用しやすい施設等を掲載した福祉マップを作成します。

市の取り組み

- 公共施設のバリアフリー化を推進します。
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や倉敷市福祉のまちづくり条例に沿った、公共施設の整備をさらに促進します。
- 民間事業者への啓発を行います。
民間事業者に対して倉敷市福祉のまちづくり条例等を周知し、建築の際にバリアフリーを意識した整備がされるよう普及・啓発します。
- 公共交通関連施設のバリアフリー化を推進します。
主要な駅及びその周辺地区の公共交通関連施設について、バリアフリー化を推進します。
- 市民からの意見、提言を広く取り入れます。
すべての市民が豊かに暮らすことができる福祉のまちづくりの推進を図ることを目的として、高齢者や障がい者団体の代表等により構成される「バリアフリー市民会議」等を実施し、その提言により歩道や公共施設などのバリアフリー化を進めます。



(3) 地域防犯・防災力の強化

高齢者や障がいのある人等が犯罪の被害にあわないよう、地域での見守り体制の強化や防犯情報の共有化を図り、地域・学校・家庭等の連携による地域ぐるみの防犯活動を推進します。

災害時や緊急時においては、自助、共助による地域住民相互の支え合い・助け合いが重要であり、防災への意識を高めるとともに、地域での自主防災体制の強化を図ります。

また、災害時における要援護者への対応を迅速に行うため、災害時要援護者台帳のより一層の整備を行うとともに、緊急時における支援体制の強化を図ります。

① 地域防犯の推進

市民一人ひとりの取り組み

- 日頃から防犯意識を高めます。
- 向こう三軒両隣の付き合いを大切にします。

地域・団体の取り組み

- 地域での見回りなどにより犯罪を未然に防ぐ活動を行います。
- 子どもの通学時などにおける地域での見守り活動を広げます。

市の取り組み

- 犯罪の未然防止を推進します。

市、教育委員会、事業者及び警察は、連携して防犯協定を結び、「安全・安心ことも110番」のマグネットシートまたはステッカーを事業者の車両に貼って走行し、業務中に不審者等を発見した場合の110番通報や子どもから助けを求められたときは、緊急避難所として対応します。

- 自主防犯活動を促進します。

地域住民や教育機関、警察等の関係団体と連携し、地域住民を主体とした自主防犯組織の育成や自主防犯パトロール活動など地域安全活動を支援します。

② 地域防災の推進

重点 3

市民一人ひとりの取り組み

- 地域の防災訓練や自主防災組織の活動に積極的に参加します。
- 災害時に備え、非常時持出品や非常用備蓄品を準備します。
- 災害時の連絡体制、避難方法、避難場所や避難所までの経路を確認します。
- 災害時の避難の際には、隣近所に声をかけます。
- 災害時は、自力又は周囲と協力し、命を守ることを第一に行動します。

地域・団体の取り組み

- 災害時に備えて自主防災組織等が中心になり、防災訓練を実施します。
- 災害時における安否確認や避難誘導などが円滑に行えるよう、地域における支援体制を整備します。
- 地域で、災害時要援護者に対する支援体制について話し合います。
- 自主防災組織の結成・活動により、地域における防災・減災体制を構築します。
- 災害時に備えて、地区防災計画の策定に取り組みます。

市の取り組み

- 防災知識の普及・啓発を図ります。
災害時に市民一人ひとりが、緊急時の情報伝達や避難行動を適切に行えるよう、また日頃から減災に取り組めるよう、出前講座等により避難情報の知識、非常持出品の備えや避難時の心構え、家の耐震化や家具の固定など防災知識の普及・啓発を行います。
- 災害時の知識及び対処法についての啓発・広報に努めます。
避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法について、ホームページのほかハザードマップの全戸配付などにより啓発・広報を行います。
- 自主防災組織の結成及び地区防災計画の策定を支援します。
「自助」「共助」「公助」の防災理念のもと、市民の防災力向上のため、町内会などを単位とした自主防災組織の結成促進と活動の活性化に努めるとともに、地区防災計画の策定に取り組む団体を支援します。
- 災害時要援護者に対応した避難所の整備に努めます。
避難所において災害時要援護者が適切な支援を受けることができるよう体制の整備に努めます。また、福祉施設などと連携し、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱な人等、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所の確保に努めます。

- 災害時要援護者の避難支援体制を整備します。

災害時要援護者台帳を作成し、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、消防機関、警察と情報を共有することで、災害時の安否確認や避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進めます。

- 地域防災ネットワークづくりを推進します。

市民、自主防災組織、ボランティア団体、防災関係団体及び市が連携した総合防災訓練を実施します。

- 緊急通報体制を整備します。

ひとり暮らし高齢者や障がい者等が、緊急時に警察や消防署等関係機関に即時に通報できるよう、緊急通報・連絡体制を整備、充実します。

【非常持ち出し品展示】

倉敷市では非常持ち出し袋の見本を作成し、地域に貸し出しを行っています。非常持ち出し品は、水、食料、持病の薬、ラジオ、充電器、貴重品（お位牌や思い出の品なども）、連絡先メモ、季節品、携帯トイレなどのリストをつくって準備しておくで慌てず行動できます。



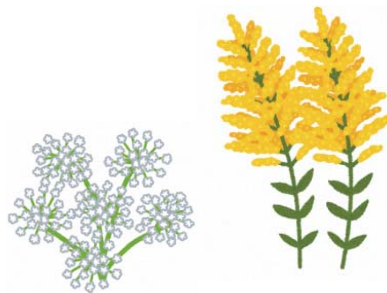
「JFE 西日本フェスタ in くらしき」で防災コーナーを展示



【基本目標 3 地域で安心して暮らすための仕組みづくり 評価指標】

計画策定時に把握した数値を基準値として、計画の終期である令和7年度における目標数値を示しています。

	評価指標項目	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)
①福祉サービスが必要とする人の人権の確保	成年後見制度等、権利擁護に関する出前講座の受講人数	41 人	100 人
	高齢者や障がい者に対する虐待防止に関する出前講座の受講人数	96 人	170 人
	児童虐待防止に関する出前講座受講人数	434 人	450 人
②誰もが暮らしやすい環境整備	障がい者移動支援事業の助成認定者数	3,052 人	3,350 人
	交通弱者（移動手段がない人）が不便なく移動できていると思っている人の割合	23.0%	32%
③地域防犯・防災力の強化	自主防犯パトロール隊数（団体数）	114 団体	120 団体
	防犯協定を締結している事業者数	37 社	40 社
	自主防災組織カバー率	73.3%	90%
	地区防災計画の取組件数	14 件	150 件



第5章

計画の推進



計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内関係部局との連携

本計画は、保健、福祉、教育、交通、都市計画、防犯、防災等、様々な分野にわたっています。このため、コミュニティ活動を推進する関係各課と情報共有し、連携を図りながら、本計画の推進に取り組みます。

(2) 関係機関との連携

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体が連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していく必要があります。

地域住民をはじめ、町内会・自治会、民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、婦人会、福祉事業関係者等がそれぞれの役割を認識し、連携・協働の取組を促進することで、効果的な地域福祉の推進を図ります。

(3) 倉敷市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を担う中心的な団体として位置づけられています。

本計画を推進する上でも、計画の各分野での倉敷市社会福祉協議会の役割は大きく、市と市社会福祉協議会が地域福祉に関する情報を共有し、その活動と連携しながら、一体となって取り組みます。

2 計画の広報

地域福祉を推進する上で、本計画の考え方や施策の実施に向けて、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など全ての人が共通の理解を持つことが必要です。

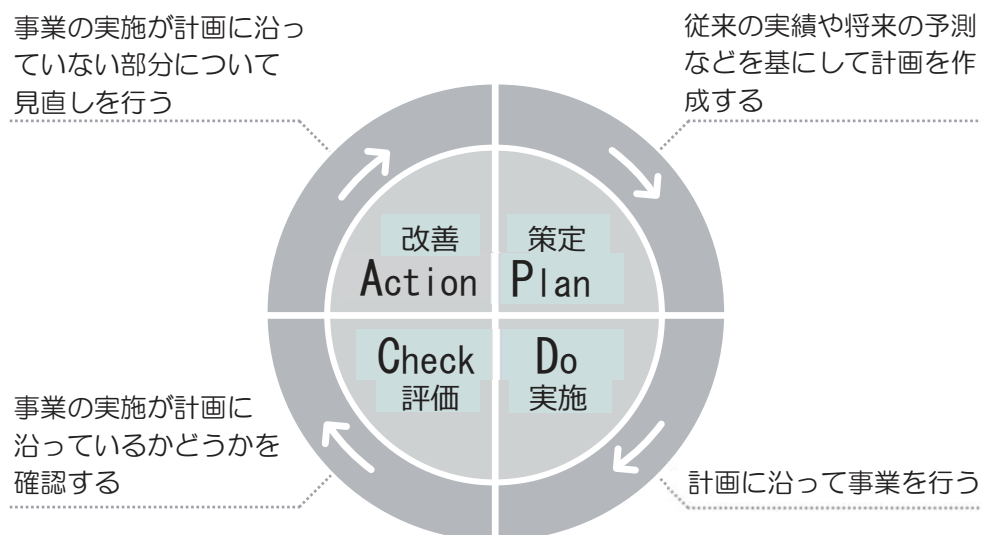
そのため、市のホームページなどへの掲載や各種イベント開催時など様々な機会をとらえて、計画を広く市民に周知していきます。

3 計画の進捗管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握・評価した上で（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

また、計画の実効性を高めるために、第4章に記載している数値目標や、各事業の実施状況等を把握・評価しながら改善・見直しを行います。

PDCAサイクルのイメージ



【資料編】



資料編

1 地域福祉の取り組み事例

いきいきふれあいフェスティバル

倉敷市では、ハンディのある人もない人もお互いに尊重し、支え合える社会づくりを目指して、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが気軽に集い、健康づくりや生きがいづくりなどを楽しみながら体験できる「いきいきふれあいフェスティバル」を毎年実施しています。



フェスティバル開会式の様子。消防音楽隊の演奏も楽しめます！

体育館では健康づくりやボランティア体験ができます！雨でも安心♪



ポッチャの様子。屋外では模擬店や、様々なスポーツやレクリエーションが体験できます！



☆生活困窮者への自立支援の取組

倉敷市では、仕事や家計・生活等にお困りの方の相談に応じ、自立に向けた支援を行う窓口を設置しています。

① 倉敷市生活自立相談支援センター

「仕事がなかなか決まらない」、「家賃が払えない」、「借金が多くて悩んでいる」などの困りごとのある方を対象に、相談支援員が相談をお受けし、寄り添いながら解決に向けたプランを作成して、支援を行います。



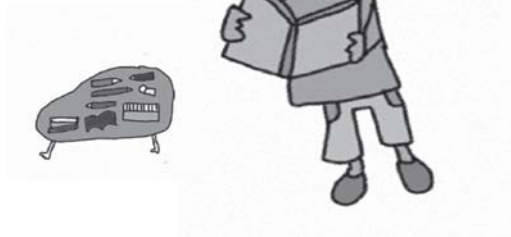
② くらしき就労準備支援センター



「働きたくても何をやって良いかが分からない」、「人とコミュニケーションをとるのが苦手」などの理由で、すぐに仕事に就くことが難しい方を対象に、生活習慣改善のための助言や指導、ボランティアや就労体験などの就労に向けた支援を行います。

③ 子どもの学習・生活支援の取組

様々な困難を抱える家庭の小学生等を対象に、専門支援員が自宅を訪問し、学習・生活習慣の習得を支援するとともに、中学生に対しては学習教室を開催して学習支援を行っています。



☆外国人相談窓口

倉敷市には約6,600人の外国人が住んでいますが（令和2年10月末現在）今後も増加することが見込まれることから、生活に係る様々な事柄について情報提供・相談を多言語で対応する外国人相談窓口を開設しました。

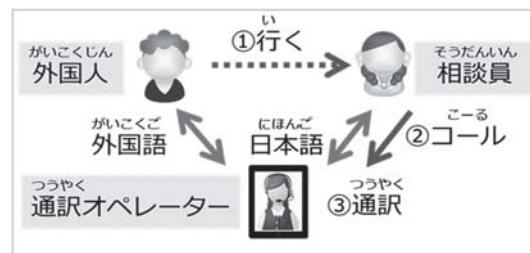
★相談できる言葉★



★相談方法★

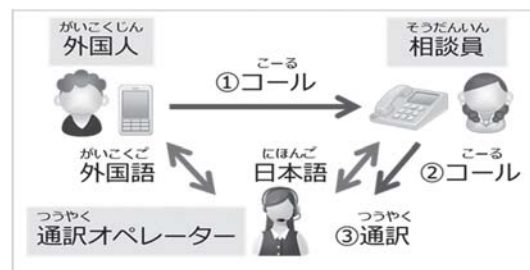
● 来所による相談

相談員が対応できる言語は、相談員が相談に応じます。相談員が対応できない言語についてはタブレットを活用したテレビ電話を通じてオペレーターが通訳を行い相談に応じます。必要に応じて担当部署にご案内します。



● 電話相談

電話での相談についても、相談員もしくは通訳オペレーターの通訳により13言語に対応します。



くに
HPではあなたの国の
ことば しょうかい
言葉で紹介しています

Visit our website for more information
查阅我们的网站以了解更多信息
Đến thăm trang web
của chúng tôi để biết thêm thông tin

妊婦・子育て相談ステーションすくすく

「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」では、保健師や助産師などの専門スタッフ（すくすく相談員）が常駐し、電話や来所で皆様からの相談をお受けします。

妊婦さんやママだけでなく、パパやおじいちゃん、おばあちゃん、子育てに関わる全ての皆様が抱く、何気ない不安や疑問などに丁寧にお答えします。

出産準備に必要なものは？

里帰り出産予定だけど、どうしたらいい？

母乳だけど、ちゃんと飲んでくれるのかな？

つわり中のママにどう接したらいい？

2人目だけど、上の子の赤ちゃん返りが心配。どうかかわったらいいの？

離乳食始めたけど、思うように食べてくれない

ちゃんと体重増えてるか、次の健診まで不安だわ

そんなときは、一人で悩まず、下記の直通ダイヤル「妊婦・子育て相談ほっとライン」や来所でご相談いただけます。すくすくステーションにお越しいただければ、身長・体重測定や授乳量の測定、抱き方や着替え、おむつ交換などの練習、妊娠シミュレータ体験なども出来ます。「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」は、子育てに関わる全ての人をサポートいたします！

妊婦・子育て相談ステーション すくすく

妊娠・出産から子育て期の育児の悩みやサービス利用に関する相談に応じます。来所による相談可

●日時：(月)～(金)（(祝)除く）8時半～17時15分

●場所：倉敷・児島・玉島・水島・真備の各保健推進室内
「妊婦・子育て相談ほっとライン わむわむ」は、人と人との和を結び、子育ての輪を結びます。

【すくすく倉敷】 ☎ 4 2 4 -

【すくすく児島】 ☎ 4 7 2 -

【すくすく玉島】 ☎ 5 2 3 -

【すくすく水島】 ☎ 4 4 6 -

【すくすく真備】 ☎ 6 9 7 -

わ む わ む
0 6 0 6
(下4桁共)



地域で広がりを見せている『通いの場』

～介護予防や地域の支え合い活動につながる通いの場とは～

通いの場は、住民同士が気軽に集い、一緒になって企画し、活動内容を決め、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる活動です。また地域の介護予防の活動の拠点となる活動でもあります。

その内容や種類も、おしゃべりやレクリエーション、創作活動、食事会、ミニ講座、からだを動かすことなど様々です。

個人の家や、地域の集会所など、みんなが通いやすい場所が「会場」となります。



みんなが集まってする体操だから、
楽しく長続きます。



楽しいおしゃべりが、
地域の支え合いにつながります。

★通いの場の効果★

自分たちでやりたいことを決める通いの場では、みんなが主役。参加者が楽しいと思う活動を行い、気の合う仲間とおしゃべりすることで、生きがいづくりにつながります。また、通いの場で体操をしたり、健康についての意識を持つことで、介護予防にもつながります。さらにその効果は個人だけでなく、顔を合わせることで仲間意識や、支え合いの意識が生まれるなど、地域づくりの効果もあります。

「毎日がかようび」

健康長寿課
地域包括ケア推進室 発行
倉敷市社会福祉協議会 制作



通いの場ガイドブック
玉島・船穂・真備地区版

玉島地区地域ケア会議発行



☆子育ての仲間づくりの取組

児童館・児童センター、地域子育て支援拠点、子育て広場などで、子育て親子が気軽に集まり、子ども同士が遊んだり、親同士が交流できる場を提供しています。また、各種行事や三世代交流などを通じて、高齢者と子ども、親など幅広い世代の地域の交流にも努めています。



☆子育て支援に関する情報発信の取組

倉敷市では次のような取組を行っています。

○子育て支援情報コーナー

市内の公共施設や商業施設など20か所（令和3年3月現在）に、子育て情報に特化したパンフレットスタンドを設置しており、地域子育て支援拠点や児童館・児童センターのイベントなど様々な情報が掲載されたチラシや子育てハンドブック、子育て応援！マップなどを自由に持ち帰ることができます。



倉敷芸術科学大学の学生有志により作成されたイラストの看板が目印です

○くらしき子育て応援サイト たのしく子育て あのねっと！

子育て支援に関する行政情報や、子育て支援施設情報など、様々な情報を検索しやすい項目別に集約した子育て総合ポータルサイトです。また、フェイスブック版では、子育て中の親子に役立つ倉敷市内のイベント情報や子育て支援団体の活動の様子が記事や写真で紹介されており、活き活きた情報を発信しています。

「あのねっと！」の

ホームページアドレス <https://kurashiki-city.mamafre.jp/>

facebook アドレス <https://www.facebook.com/anonet.kurashiki/>

2 市の取り組み関係部署一覧（第4章）

1. 互いに助け合い、支え合う地域づくり

項目	取組	頁	主な関係部署
(1) 地域における絆の強化	①近所でのつながり合いの促進	42	保健福祉推進課
	②地域での交流の機会、場の充実	43	市民活動推進課
			文化振興課
			スポーツ振興課
			くらしき情報発信課
			市民活動推進課
			健康長寿課
			地域包括ケア推進室
			障がい福祉課
		44	子育て支援課
			生涯学習課
	③地域における見守り・助け合いの仕組みづくり	44	市民活動推進課 公園緑地課
			保健福祉推進課
			国際課

項目		取組	頁	主な関係部署
		地域で子どもの見守りをします。	45	子育て支援課 市民活動推進課 生涯学習課
		くらしき心ほっとサポーターの養成と活動支援を行います。		保健課
		ゲートキーパーを養成します。		
(2) コミュニティ団体活動の促進	①コミュニティ活動への参加の促進	コミュニティ意識の高揚を図ります。	46	市民活動推進課
		コミュニティ活動の拡大を目指します。		
		高齢者のコミュニティ活動への参加を促進します。		健康長寿課 地域包括ケア推進室
	②コミュニティ団体の活発化	コミュニティ協議会の活動を支援します。		市民活動推進課
		地域福祉活動の活発化を図ります。		
(3) ボランティア、NPO法人等の活動の促進	①ボランティア活動の活発化	ボランティア活動への参加を促進します。	47	障がい福祉課 保健福祉推進課
		ボランティアの情報提供を行います。		市民活動推進課
		ボランティア養成講座を充実します。		障がい福祉課
		ボランティア団体・NPO等を支援します。	48	市民活動推進課 保健福祉推進課
		ボランティア活動を通じて健康増進を支援します。		地域包括ケア推進室
	②ボランティア人材の養成	認知症サポーター・認知症マイスターを養成します。	48	地域包括ケア推進室
		介護予防に取り組むボランティアを養成します。		
		子育てボランティア等を養成します。	49	子育て支援課 生涯学習課
		地域と人材をつなぐコーディネーターを養成します。		生涯学習課

項目		取組	頁	主な関係部署
		地域で活動する人の資質の向上を図ります。		市民活動推進課
	③保健福祉に関わる委員の活動支援	保健福祉に関わる委員の資質の向上を図ります。	49	福祉援護課 健康づくり課
		保健福祉に関わる委員の啓発・広報を行います。		
		保健福祉に関わる委員の連携を図ります。		
(4) 地域福祉の意識の醸成	①地域福祉の意識啓発	福祉意識の啓発を行います。	50	保健福祉推進課
		支援を必要とする人に対する理解の促進を図ります。		地域包括ケア推進室 障がい福祉課
		子育てしやすい職場環境づくりを促進します。		保健福祉推進課 労働政策課 男女共同参画課
	②福祉教育の推進	学校教育における福祉教育を推進します	51	保健福祉推進課 指導課
		生涯学習における福祉教育を推進します。		障がい福祉課

2. 誰もが安心して相談でき解決につながる地域づくり

項目	取組	頁	主な関係部署
(1) 情報提供・相談支援の充実	①情報提供の充実	53	介護保険課
			障がい福祉課 子育て支援課 介護保険課
			くらしき情報発信課 障がい福祉課
	②相談支援の充実	54	障がい福祉課 子育て支援課 地域包括ケア推進室
			福祉援護課 障がい福祉課 子育て支援課 地域包括ケア推進室 健康づくり課
			健康長寿課 障がい福祉課 子育て支援課 地域包括ケア推進室 健康づくり課
			障がい者に係る相談機関の連携を強化します。
		55	子育てに関する相談体制を充実します。
			相談窓口の認知度向上を図ります。
	③市役所内及び関係機関の連携強化	55	関係各課

項目	取組	頁	主な関係部署
(2) 多様な福祉サービスの基盤整備	①福祉サービス 基盤の充実	56	介護保険課 健康長寿課 地域包括ケア推進室
			障がい福祉課
			保育・幼稚園課 子育て支援課
			健康長寿課 障がい福祉課 子育て支援課 介護保険課
	②人材の確保・ サービスの質 の向上	56	地域包括ケア推進室 保育・幼稚園課 介護保険課
			保育・幼稚園課 介護保険課
		57	地域包括ケア推進室
			指導監査課
	③適切なサービス 利用の促進	57	地域包括ケア推進室
			障がい福祉課 子育て支援課 保育・幼稚園課 介護保険課
			介護保険課

項目	取組	頁	主な関係部署
(3) 生活に困難を抱える様々な人への支援	①生活困窮者支援の推進	58	福祉援護課
			障がい福祉課
			福祉援護課
	②その他生活に困難を抱える人への支援の仕組みづくり	59	福祉援護課 生涯学習課 青少年育成センター 保健課 障がい福祉課 地域包括ケア推進室
			障がい福祉課
			国際課

3. 地域で安心して暮らすための仕組みづくり

項目	取組	頁	主な関係部署
(1) 福祉サービスを必要とする人の人権の確保	①権利擁護の推進	61	福祉援護課
			子育て支援課 子ども相談センター
	②虐待防止体制の充実	62	福祉援護課 地域包括ケア推進室 子ども相談センター
			福祉援護課 子ども相談センター
			福祉援護課 子ども相談センター
(2) 誰もが暮らしやすい環境整備	①移動・外出支援の充実	63	交通政策課
			健康長寿課 交通政策課
			障がい福祉課 交通政策課
	②バリアフリーのまちづくり	64	保健福祉推進課
			交通政策課
			保健福祉推進課
			保健福祉推進課
(3) 地域防犯・防災力の強化	①地域防犯の推進	65	生活安全課
			生活安全課
	②地域防災の推進	66	防災推進課
			防災推進課

項目		取組	頁	主な関係部署
		自主防災組織の結成及び地区防災計画の策定を支援します。		
		災害時要援護者に対応した避難所の整備に努めます。		
		災害時要援護者の避難支援体制を整備します。	67	保健福祉推進課
		地域防災ネットワークづくりを推進します。		防災推進課
		緊急通報体制を整備します。		健康長寿課 警防課

3 地域福祉計画策定に向けたアンケート調査

(1) 調査の概要

① 調査の目的

倉敷市では「支援を必要としている人を支え合う地域社会を作ること」を目的として、平成27年から令和2年度を計画期間とした「倉敷市地域福祉計画」を策定しております。このたび、計画の改定を行うに当たり、近所付き合いや地域活動等について、皆さまのご意見をお伺いするためアンケートを実施いたしました。

② 調査対象

倉敷市在住の16歳以上を無作為抽出

倉敷市市民モニター制度

③ 調査期間

16歳以上の市民 : 令和元年9月30日から令和元年10月22日

倉敷市市民モニター : 令和元年9月20日から令和元年10月4日

④ 調査方法

16歳以上の市民 : 郵送による配布・回収

倉敷市市民モニター : インターネットによる回答

⑤ 回収状況

	配 布 数	有効回答数	有効回答率
16歳以上の市民	2,000 件	993 件	49.7%
市民モニター	1,224 件	570 件	46.6%

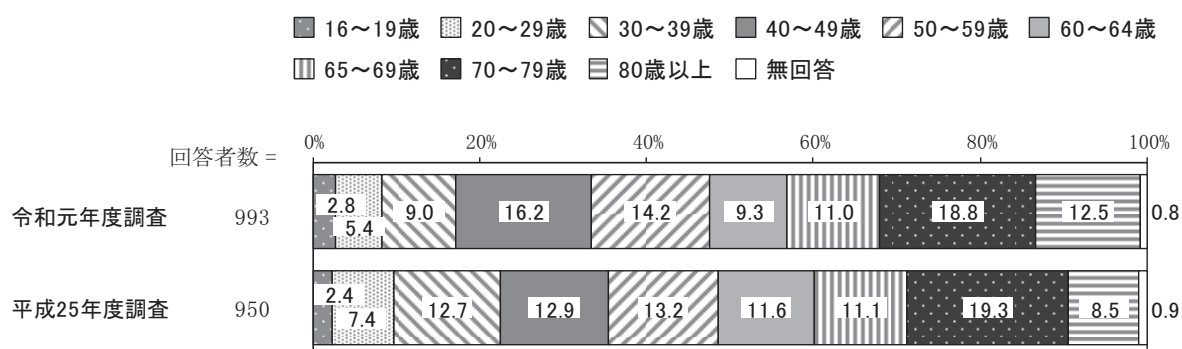
(2) 調査結果

【あなたご自身について】

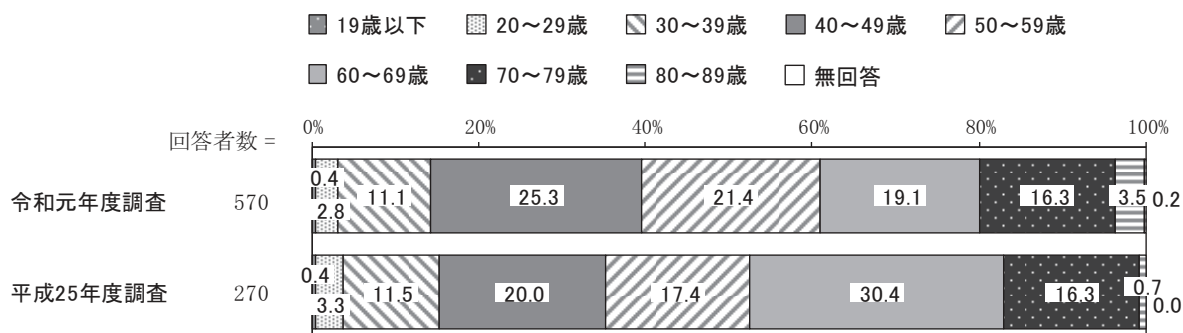
問1 次の項目ごとに、あてはまる番号を1つ選んで○印をつけてください。

① 年齢（令和元年9月1日現在）

■16歳以上の市民調査

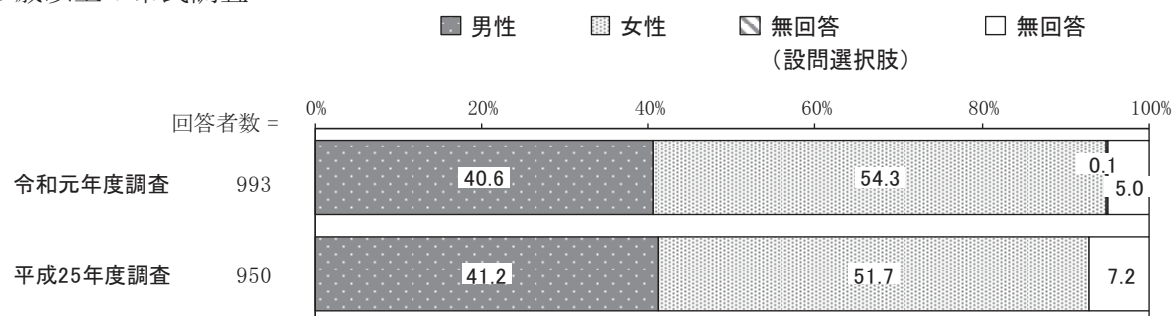


■市民モニター

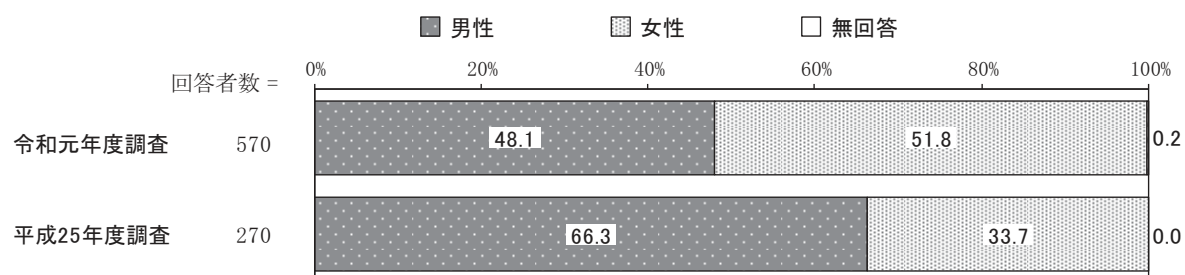


② 性別

■16 歳以上の市民調査



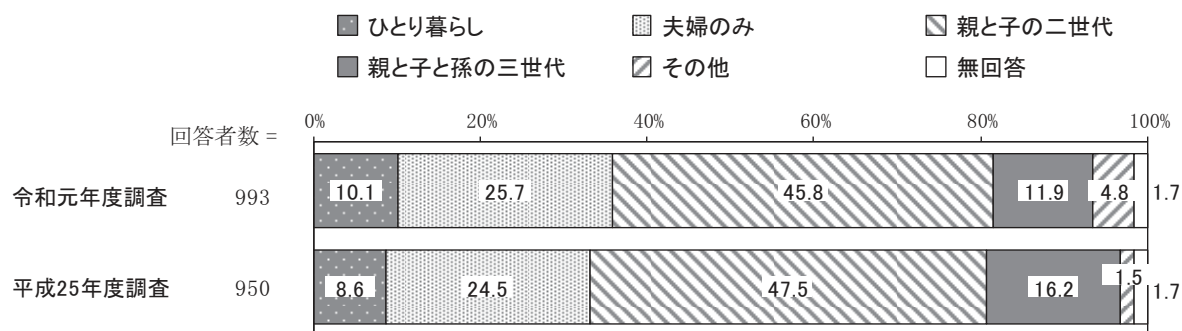
■市民モニター



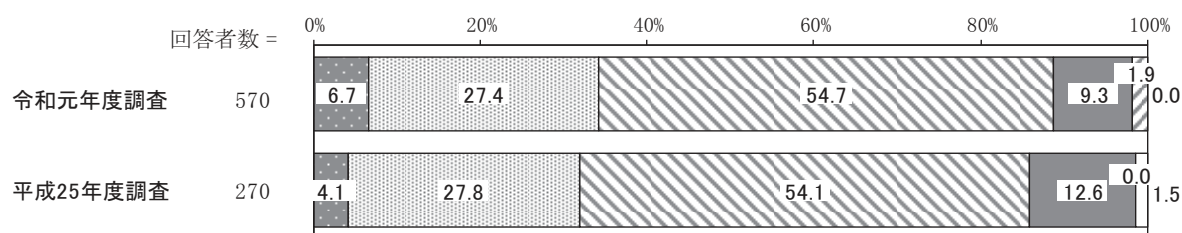
※平成 25 年度調査及び市民モニター調査では「無回答 (設問選択肢)」の選択肢がありません。

③ 家族構成

■16 歳以上の市民調査

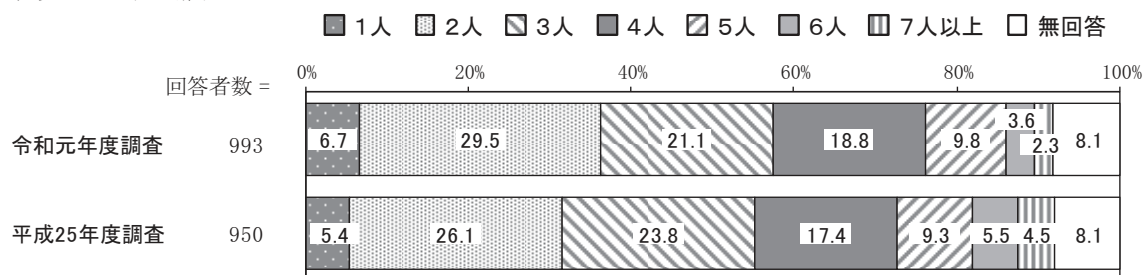


■市民モニター

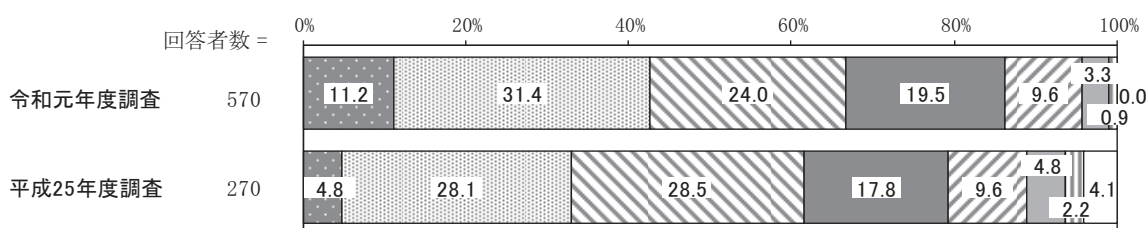


④ 同居人数

■ 16 歳以上の市民調査

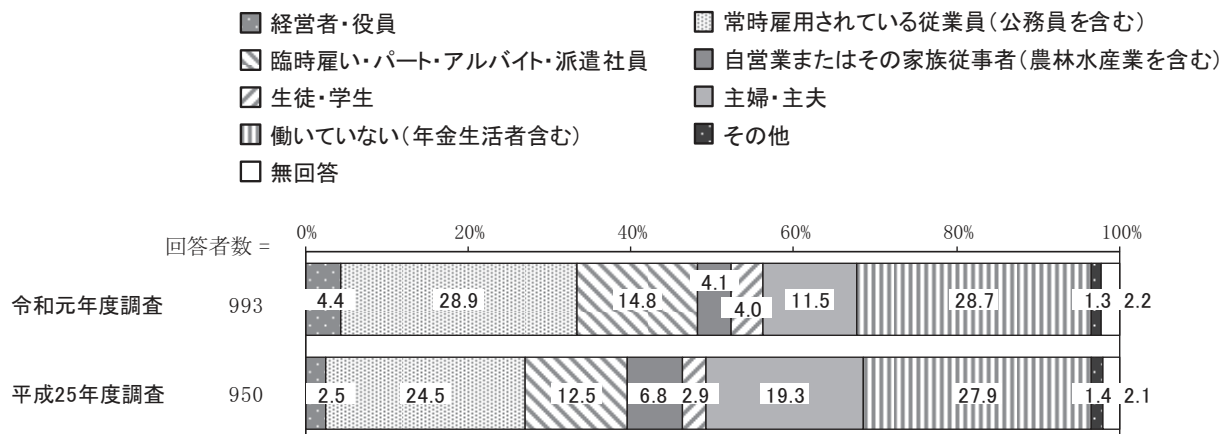


■ 市民モニター

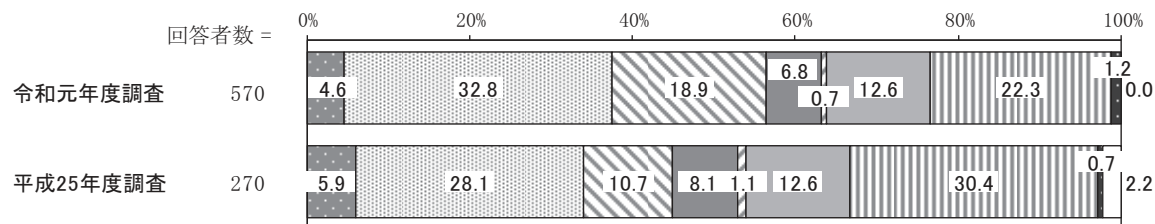


⑤ 職業

■ 16 歳以上の市民調査



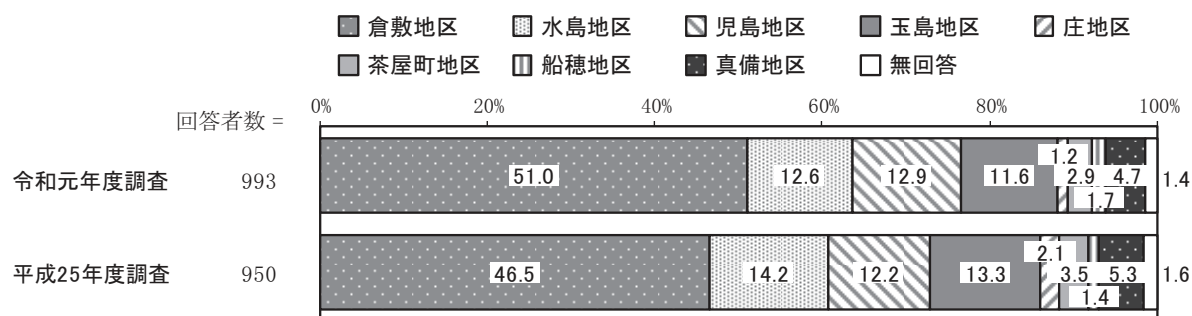
■ 市民モニター



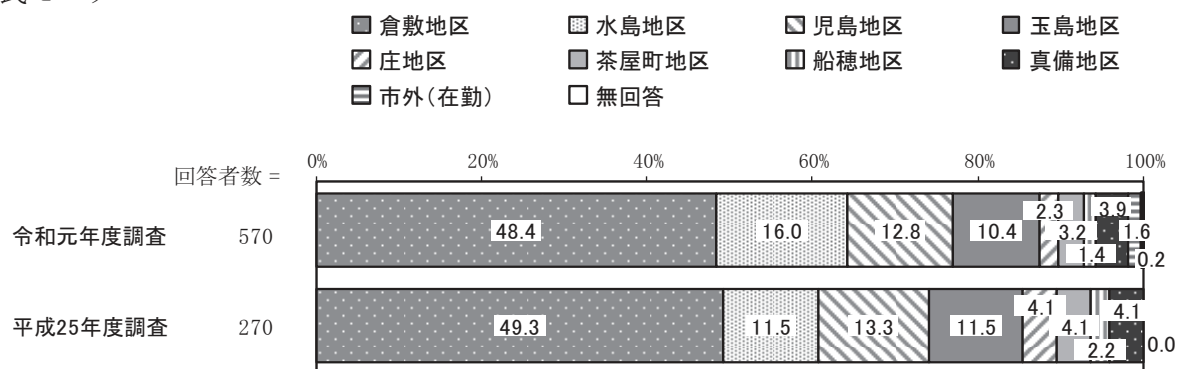
※平成25年度調査の「学生」「主婦」「無職」は、令和元年度調査ではそれぞれ「生徒・学生」「主婦・主夫」「働いていない(年金生活者含む)」に選択肢を変えています。

⑥ 居住地区

■ 16 歳以上の市民調査

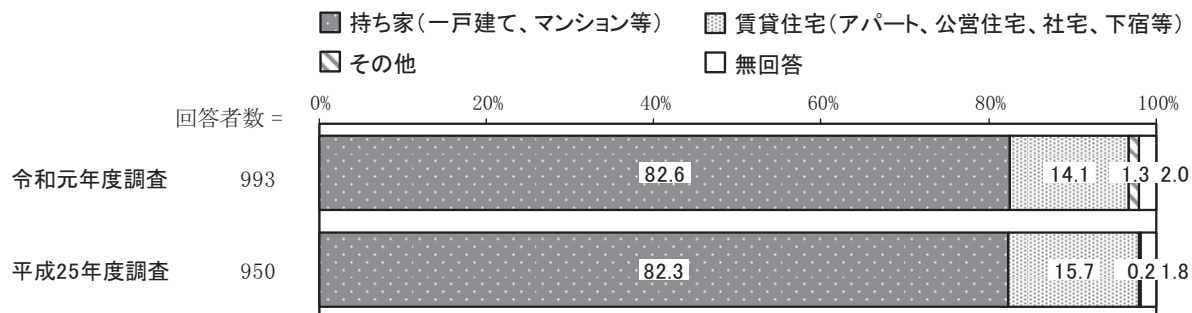


■ 市民モニター

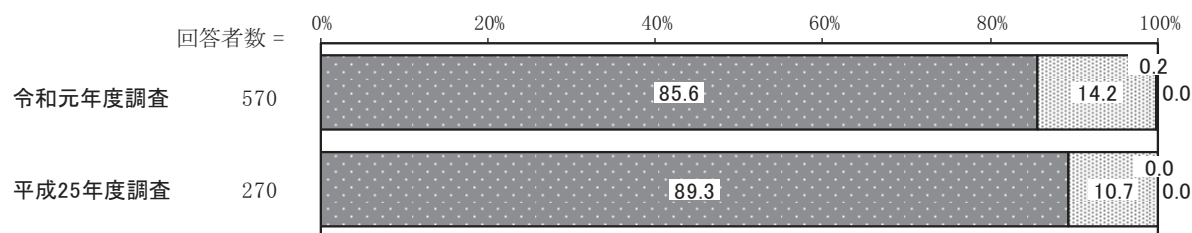


⑦ 住まい

■ 16 歳以上の市民調査



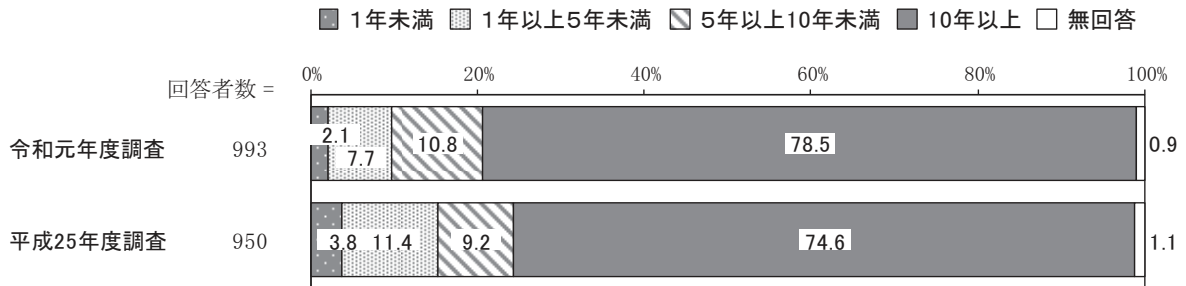
■ 市民モニター



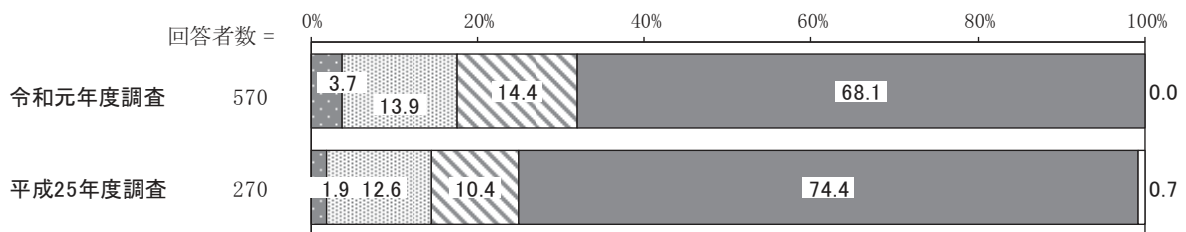
※平成 25 年度調査の「福祉施設」は令和元年度調査では「その他」に選択肢を変えています。

問2 あなたは、今の場所に住んでから通算で何年になりますか。
(令和元年9月1日現在)(○印は1つ)

■16歳以上の市民調査



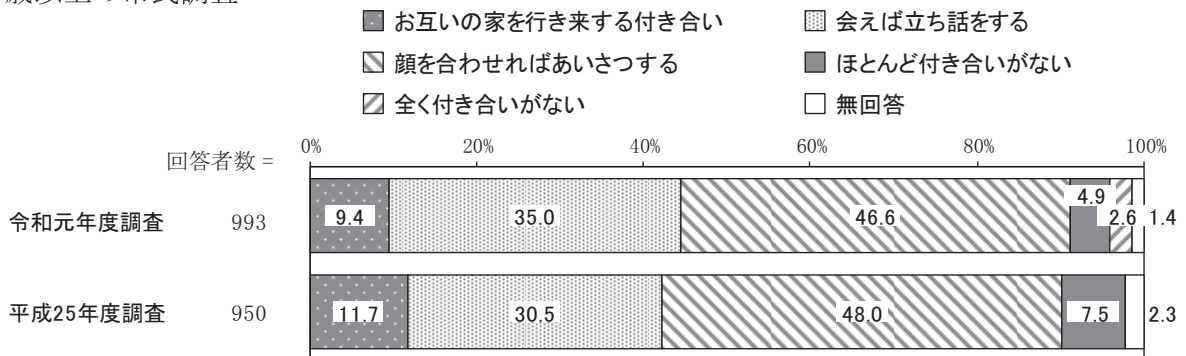
■市民モニター



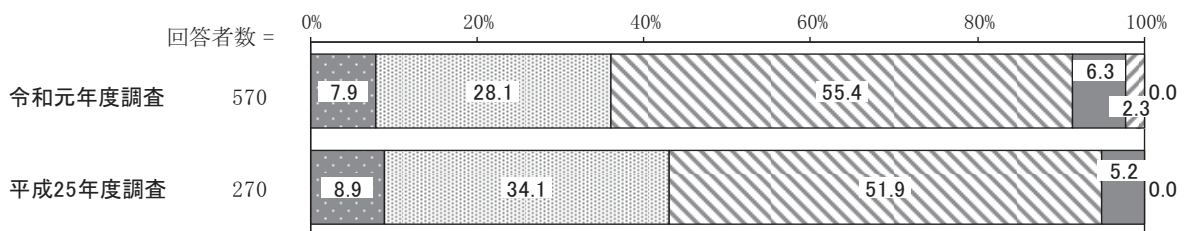
【近所付き合い等について】

問3 あなたのご近所の人とのお付き合いは、次のどれに近いですか。(○印は1つ)

■16歳以上の市民調査



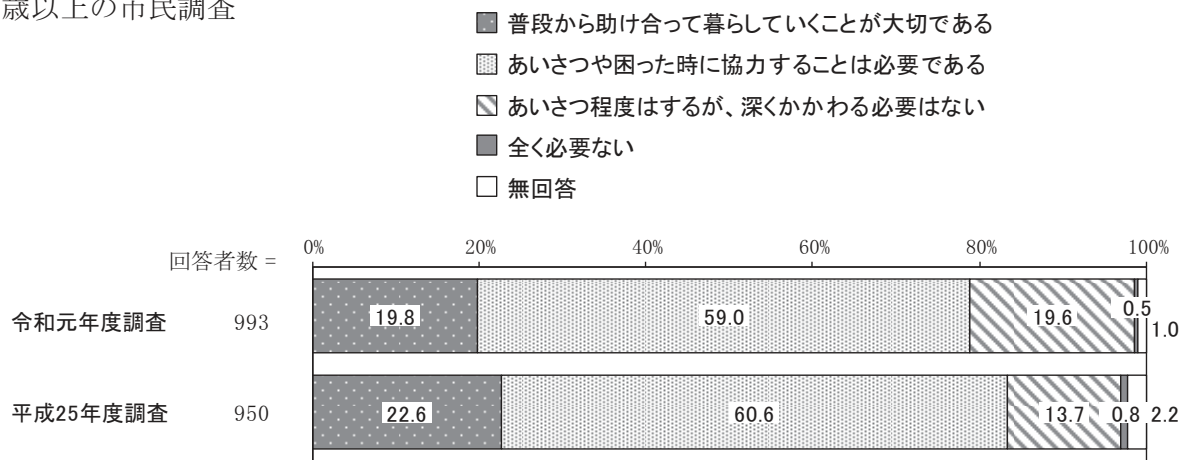
■市民モニター



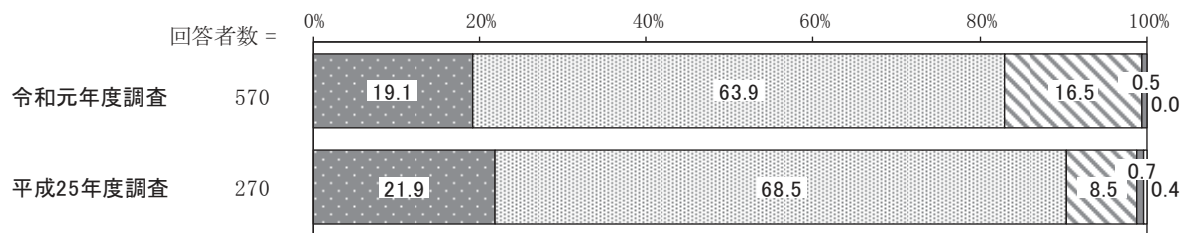
※平成25年度調査では「全く付き合いがない」の選択肢がありません。

問4 あなたのご近所のお付き合いに対する考え方は、次のどれに近いですか。
(○印は1つ)

■16歳以上の市民調査

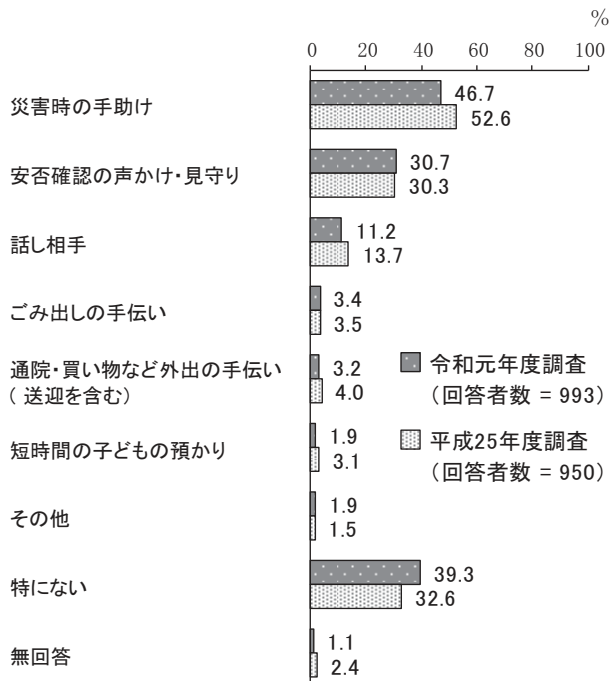


■市民モニター

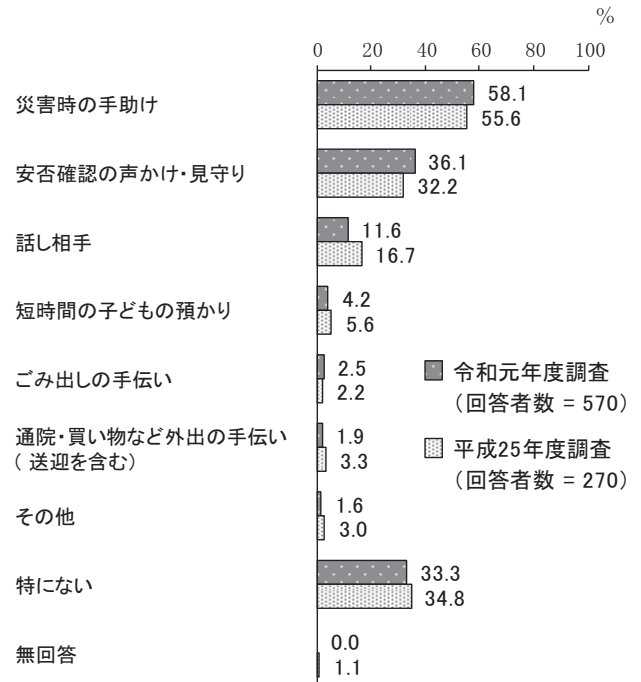


問5 ご近所とのお付き合いの中で、あなたやあなたの家族が「手助けをして欲しい」と思うことはありますか。(あてはまるものすべてに○)

■16歳以上の市民調査

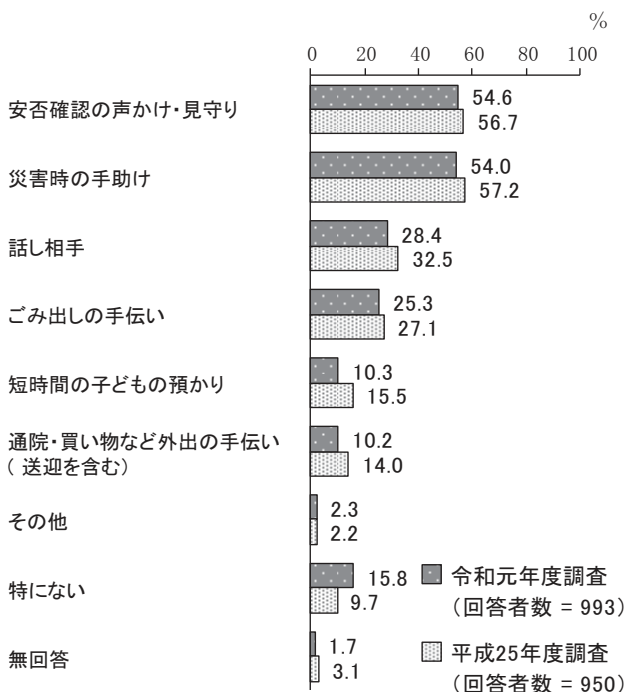


■市民モニター

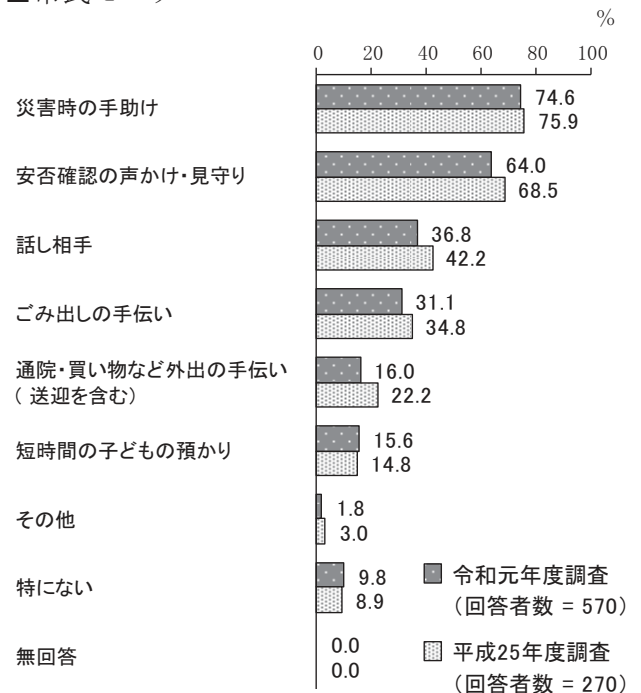


問6 あなたのご近所に介護や子育て等で困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

■16歳以上の市民調査

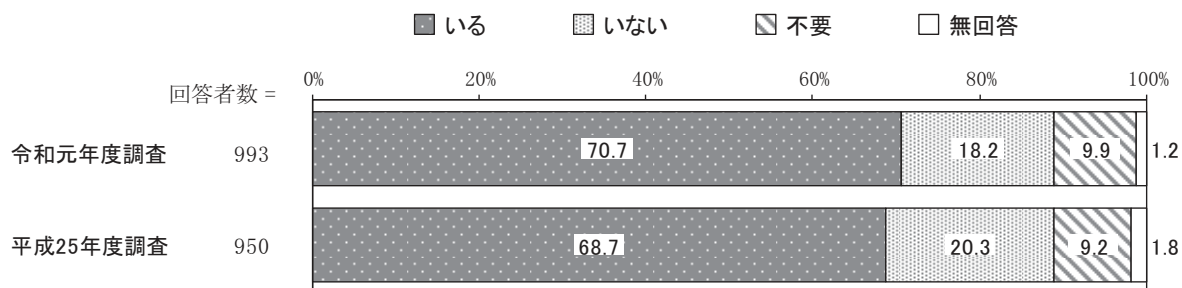


■市民モニター

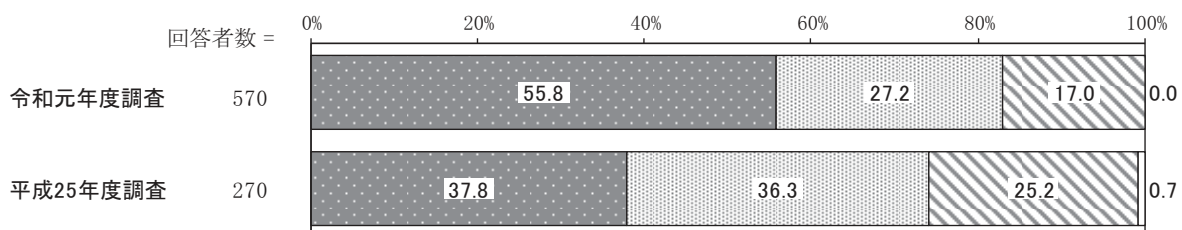


問7 あなたは災害時に避難する際、手助けをお願いできる人（家族、近所の人など）
がいますか。（○印は1つ）

■16歳以上の市民調査



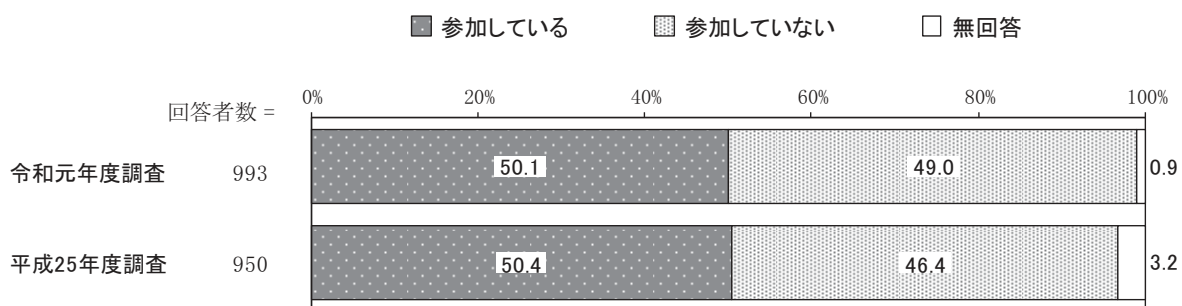
■市民モニター



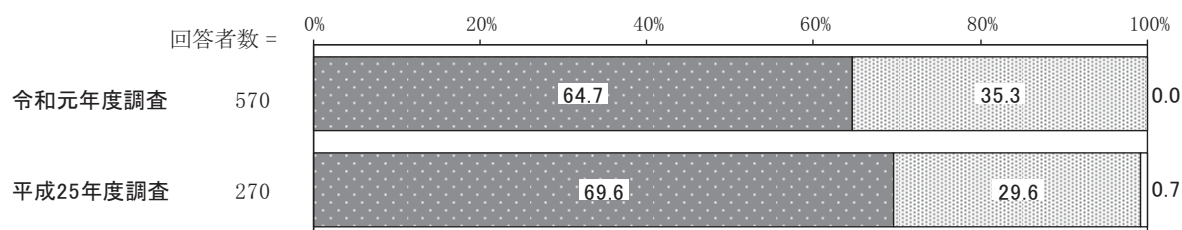
【地域活動（町内会・自治会～小学校区くらいの範囲）について】

問8 あなたは、現在、町内会・自治会等や子ども会、PTAなどの地域活動に参加
していますか。（○印は1つ）

■16歳以上の市民調査

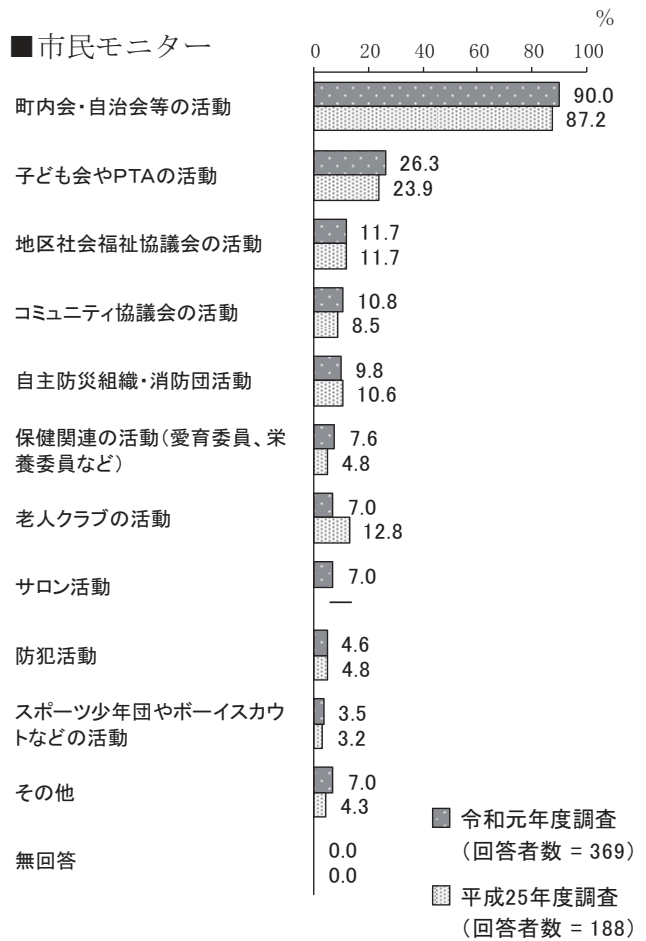
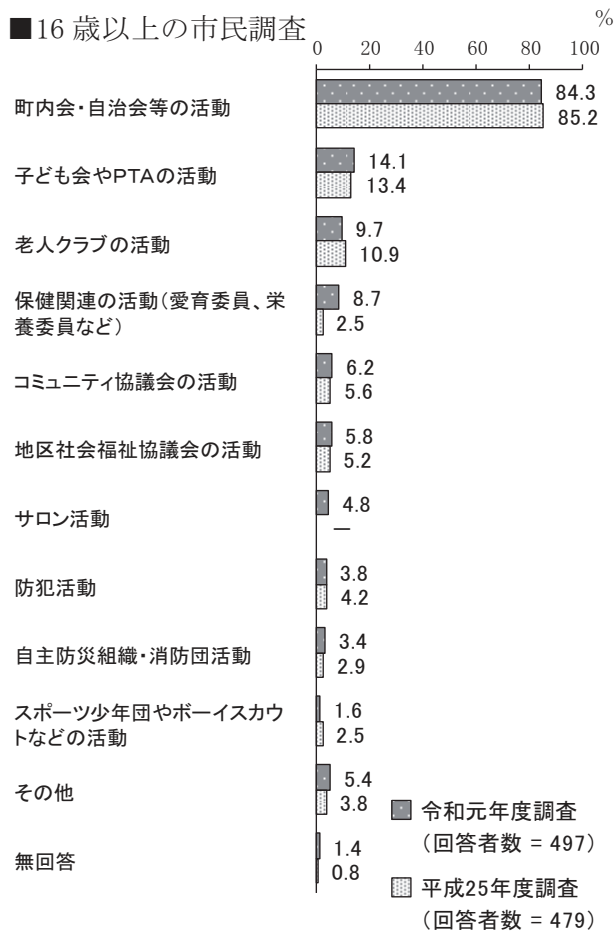


■市民モニター



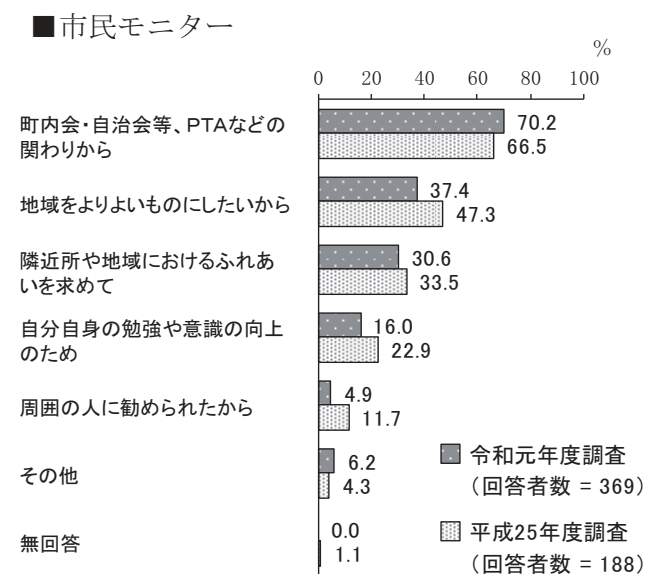
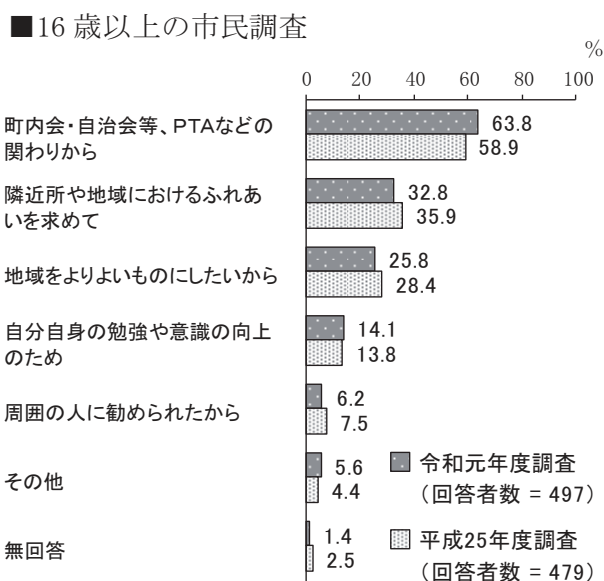
《問 8-1 から問 8-2 までは、問 8 で「参加している」を選んだ方におたずねします。》

問 8-1 どのような活動をしていますか。(あてはまるものすべてに○)



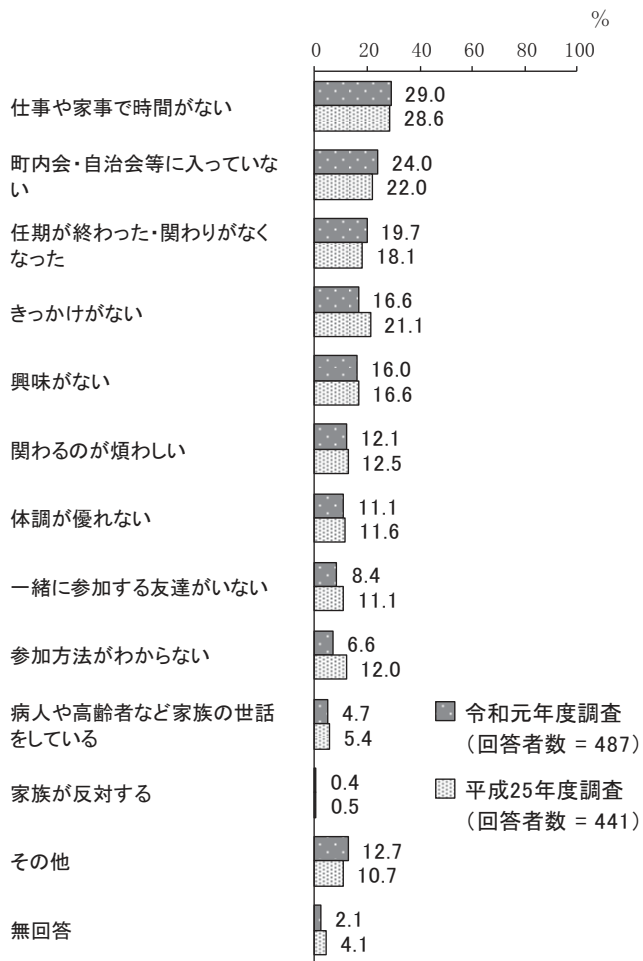
※平成 25 年度調査では「サロン活動」の選択肢がありません。

問 8-2 どのような理由で参加していますか。(あてはまるものすべてに○)

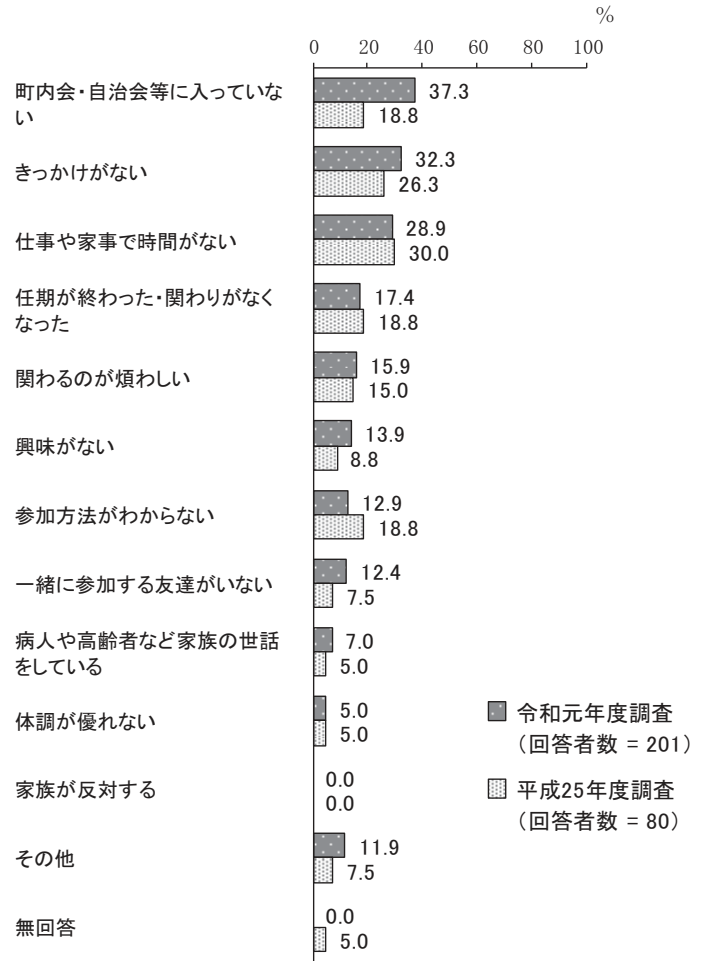


問 8-3 問 8 で「参加していない」を選んだ方におたずねします。
現在参加していない理由を選んでください。（あてはまるものすべてに○）

■ 16 歳以上の市民調査



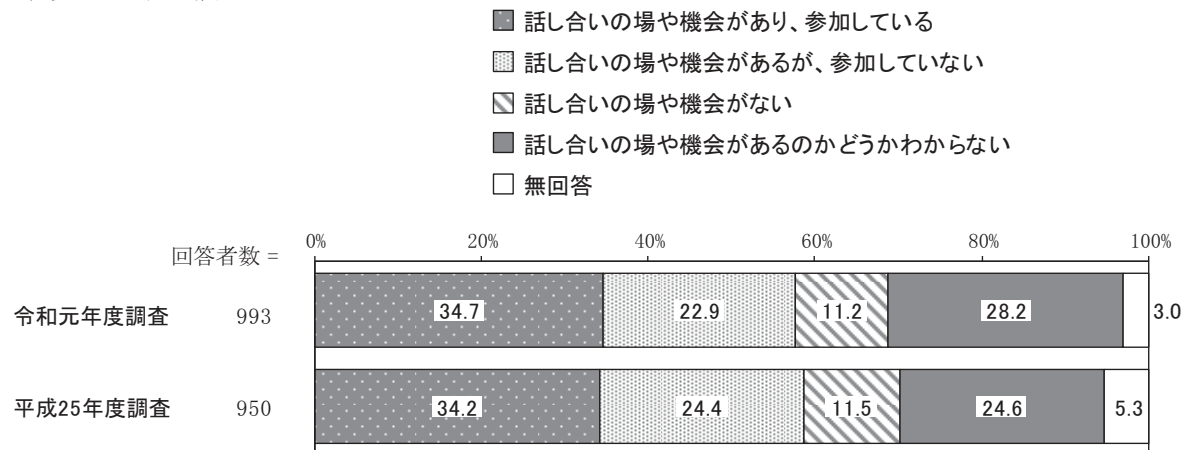
■ 市民モニター



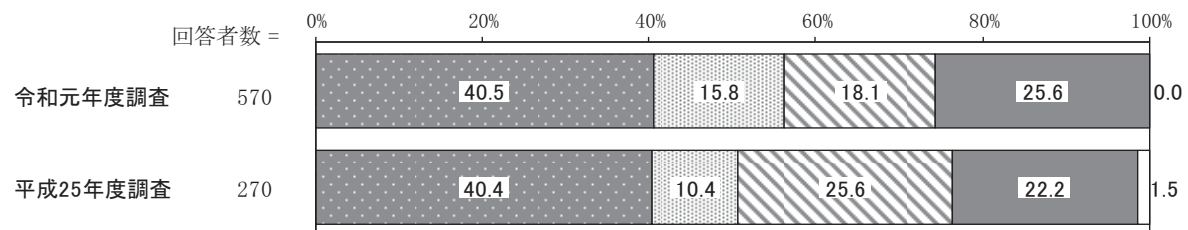
《全員におたずねします。》

問9 あなたの住んでいる地域（町内会・自治会等～小学校区ぐらいの範囲）の問題について、話し合いの場や機会がありますか。また、あなたは参加していますか。
（○印は1つ）

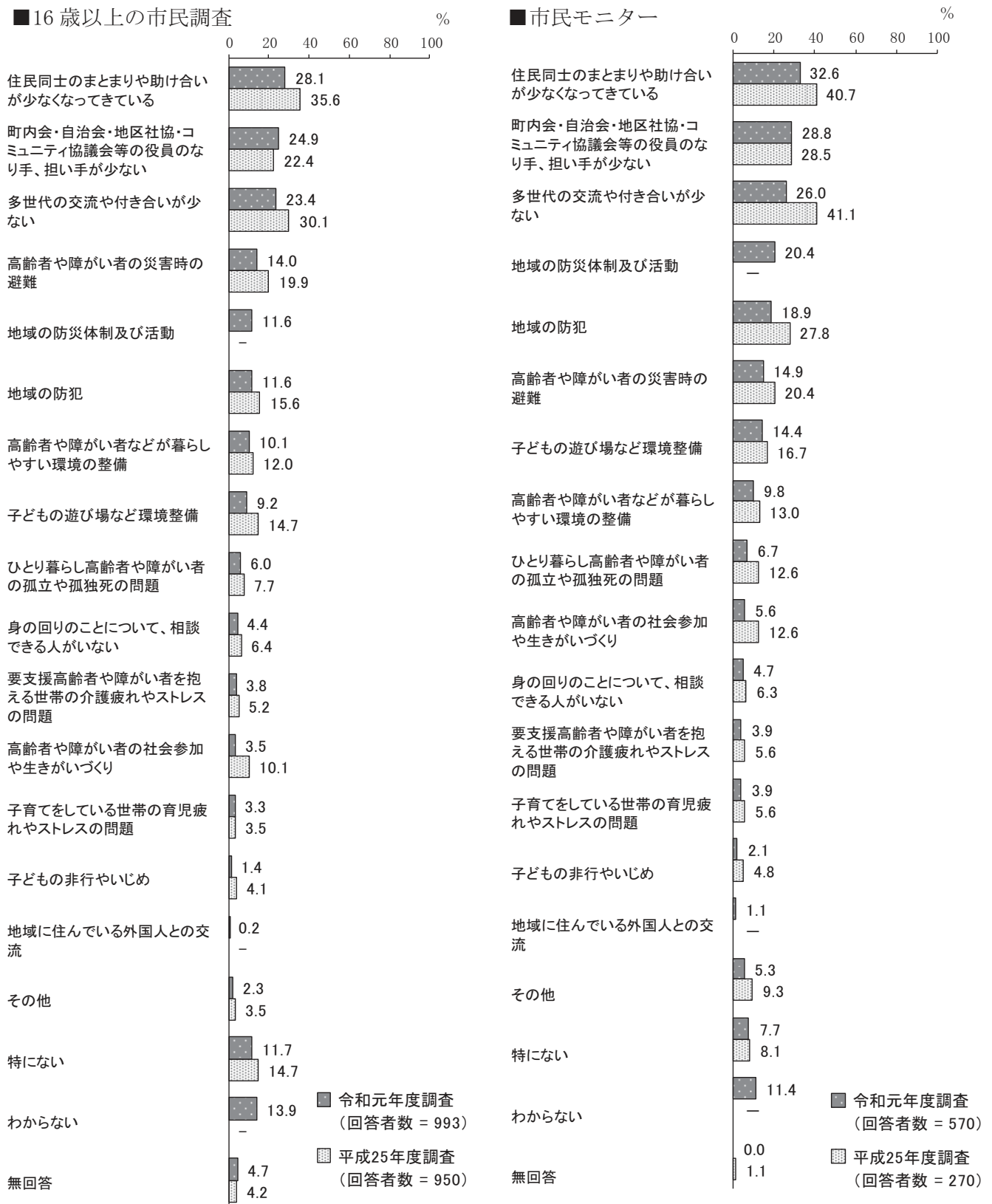
■16歳以上の市民調査



■市民モニター



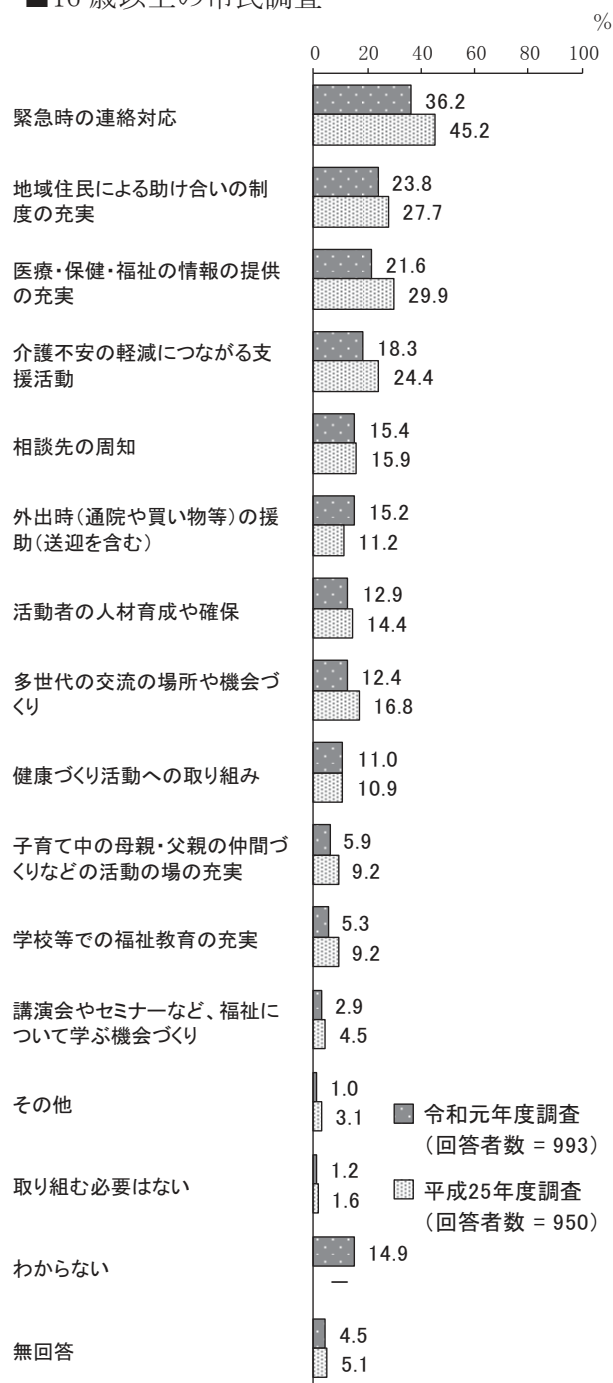
問 10 あなたの住んでいる地域には、特にどのような課題や問題があると感じていますか。（○印は3つまで）



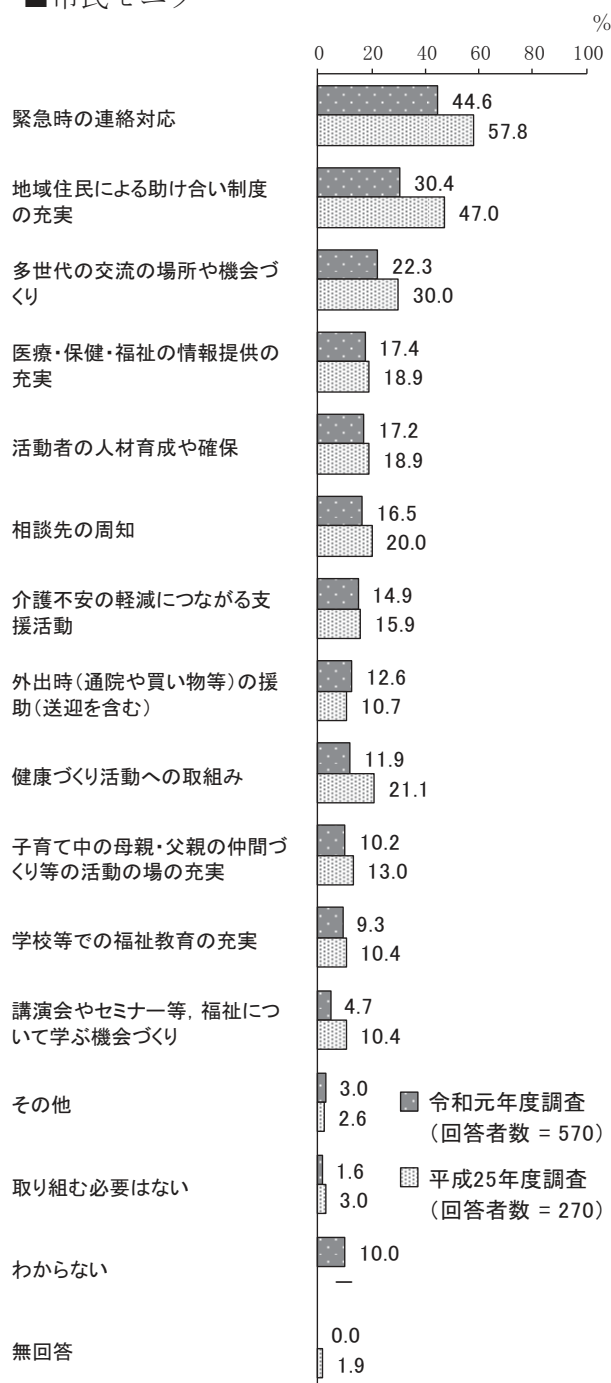
※平成 25 年度調査では「地域の防災体制及び活動」「地域に住んでいる外国人との交流」「わからない」の選択肢がありません。また、平成 25 年度調査の「高齢者の社会参加や生きがいづくり」は令和元年度調査では「高齢者や障がい者の社会参加や生きがいづくり」に選択肢を変えています。

問 11 あなたは今後、地域の福祉をよくするためにどのような取り組みが必要だと思いますか。(○印は3つまで)

■ 16 歳以上の市民調査



■ 市民モニター

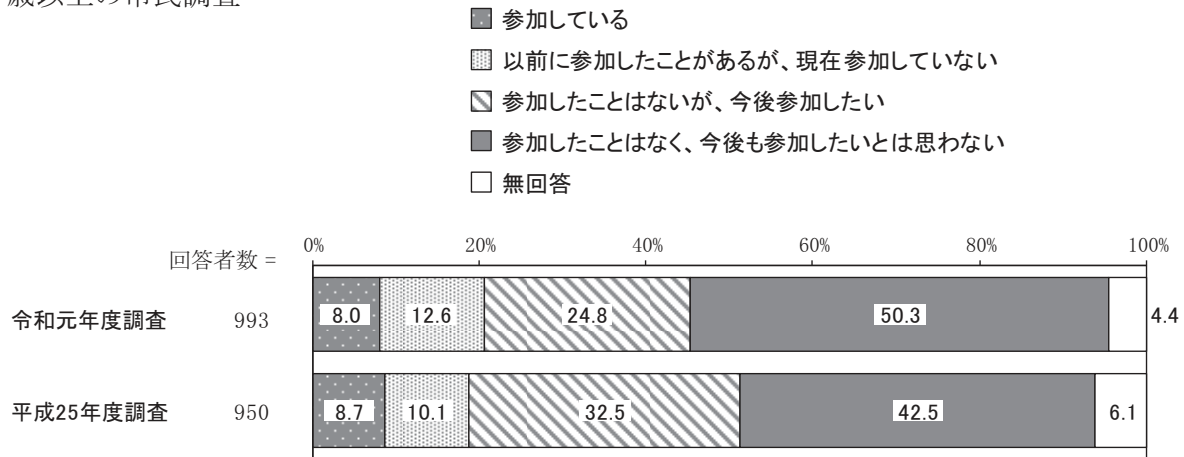


※平成 25 年度調査では「わからない」の選択肢がありません。

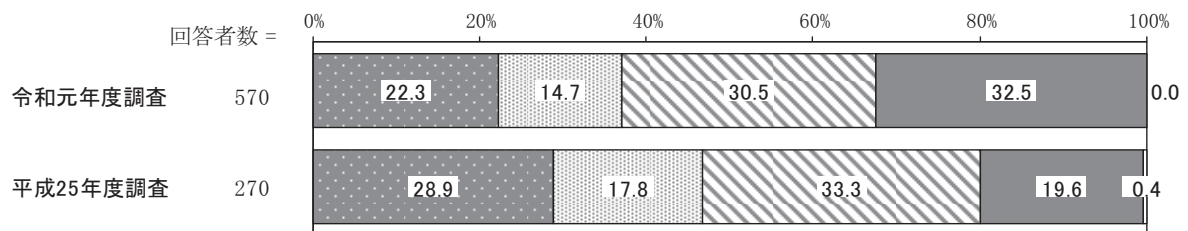
【ボランティア団体やNPO法人等の活動について】

問 12 あなたは現在ボランティア団体やNPO法人（営利を目的としないで社会貢献活動や慈善活動を行う市民活動団体）の活動に参加していますか。（○印は1つ）

■16歳以上の市民調査



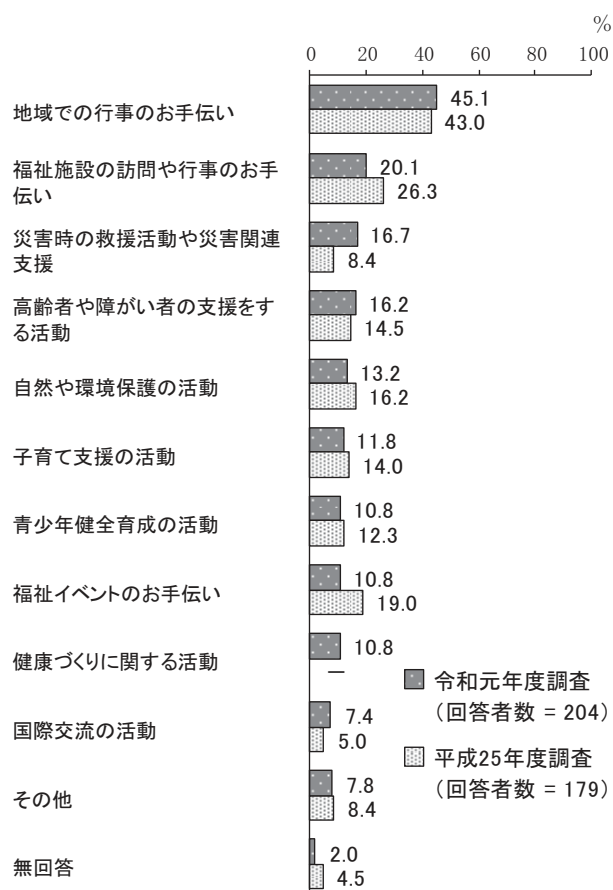
■市民モニター



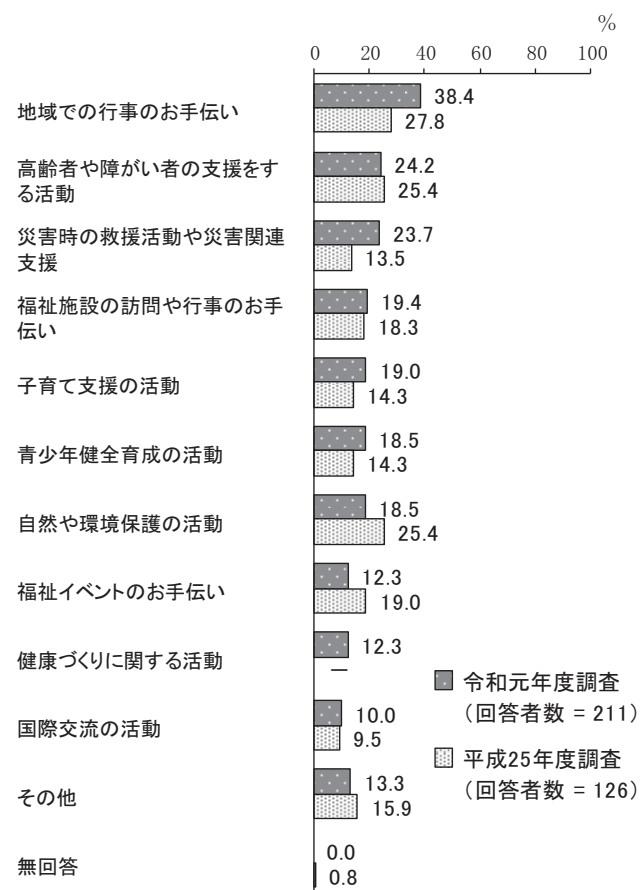
《問 12-1 から問 12-2 までは、問 12 で「参加している」「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」を選んだ方におたずねします。

問 12-1 あなたは、どのようなボランティア活動やNPO活動をしてきましたか。
(あてはまるものすべてに○)

■ 16 歳以上の市民調査



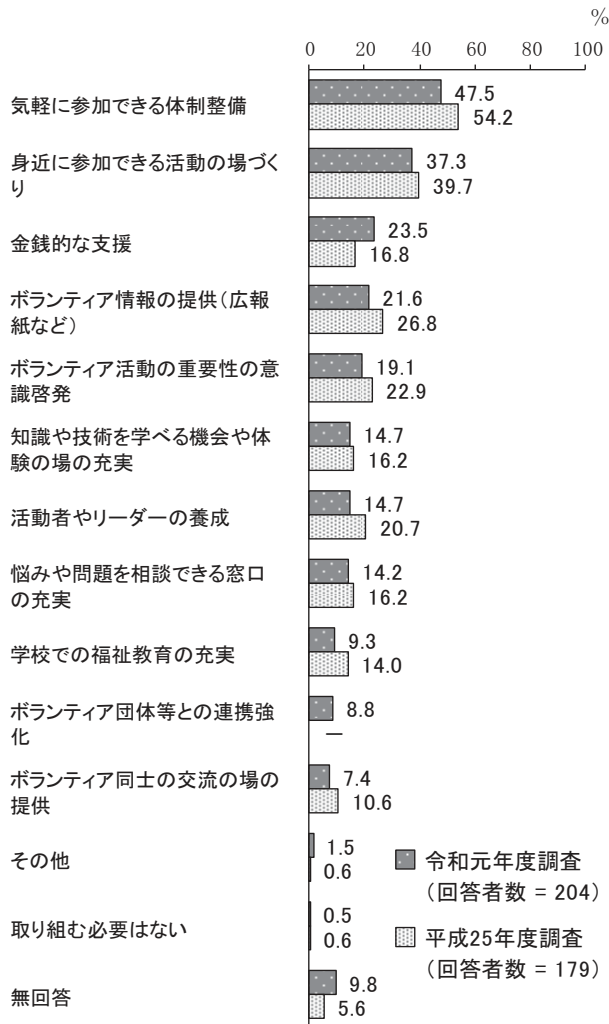
■ 市民モニター



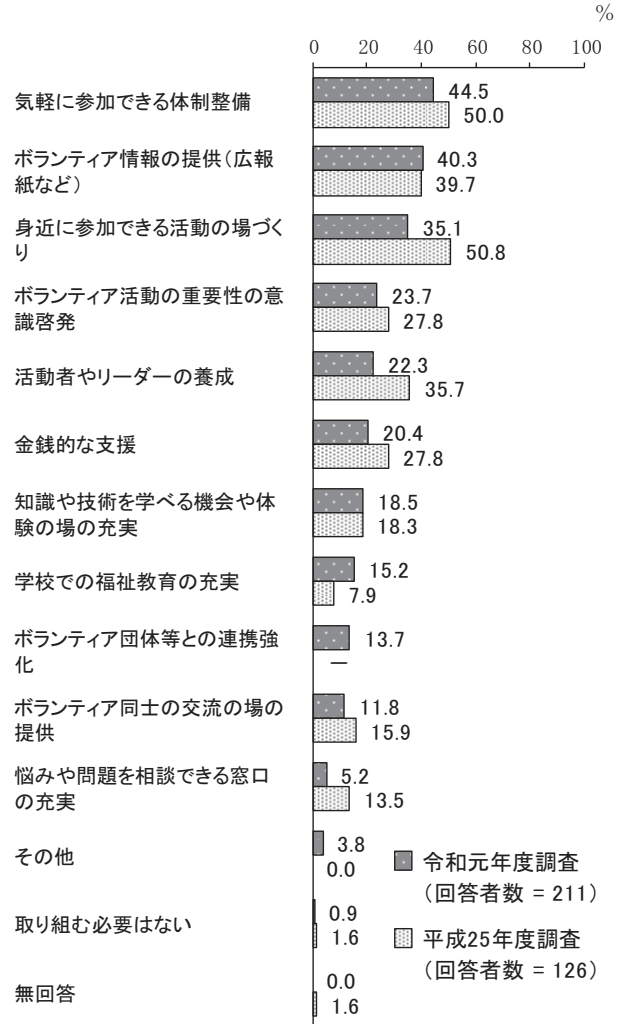
※平成 25 年度調査では「健康づくりに関する活動」の選択肢がありません。また、平成 25 年度調査の「色々な地域での行事のお手伝い」「災害時の救援活動」は令和元年度調査ではそれぞれ「地域での行事のお手伝い」「災害時の救援活動や災害関連支援」に選択肢を変えています。

問 12-2 ボランティア活動やNPO活動を活性化するためには、市はどのようなことに
取り組む必要があると思いますか。(○印は3つまで)

■ 16 歳以上の市民調査



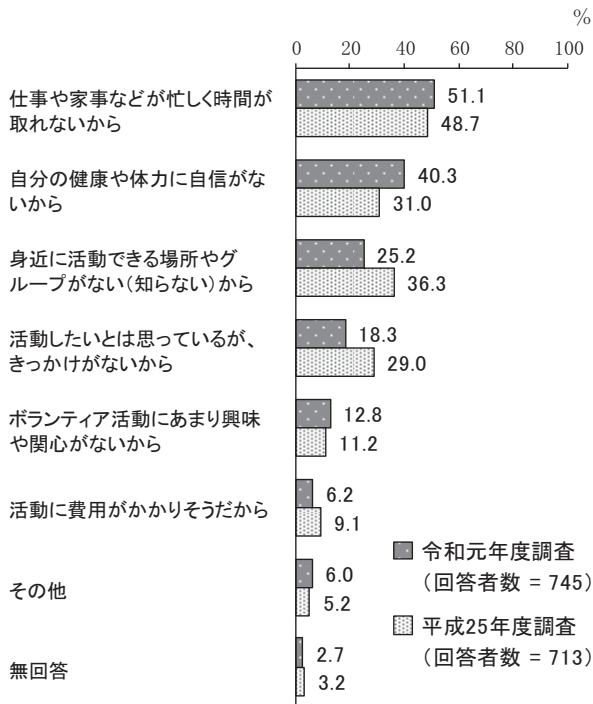
■ 市民モニター



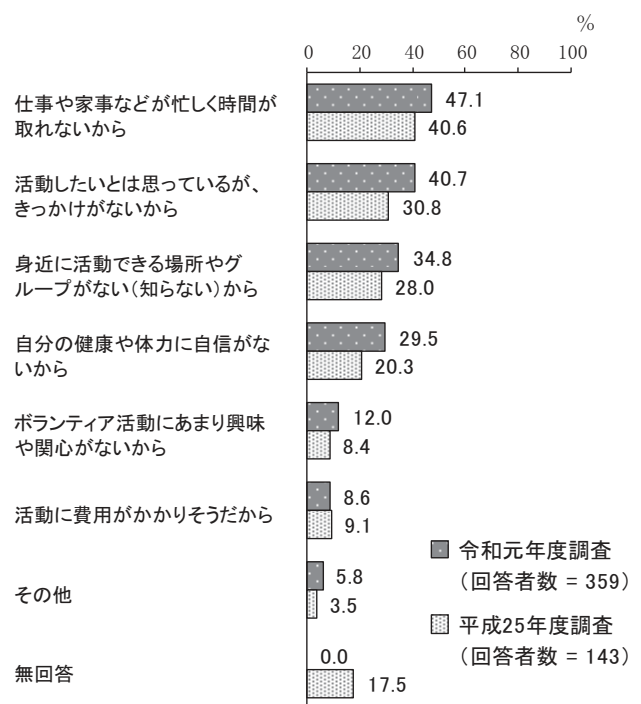
※平成 25 年度調査では「ボランティア団体等との連携強化」の選択肢がありません。

問 12-3 問 12 で「参加したことはないが、今後参加したい」「参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」を選んだ方におたずねします。
参加したことがない理由を選んでください。（あてはまるものすべてに○）

■16 歳以上の市民調査



■市民モニター

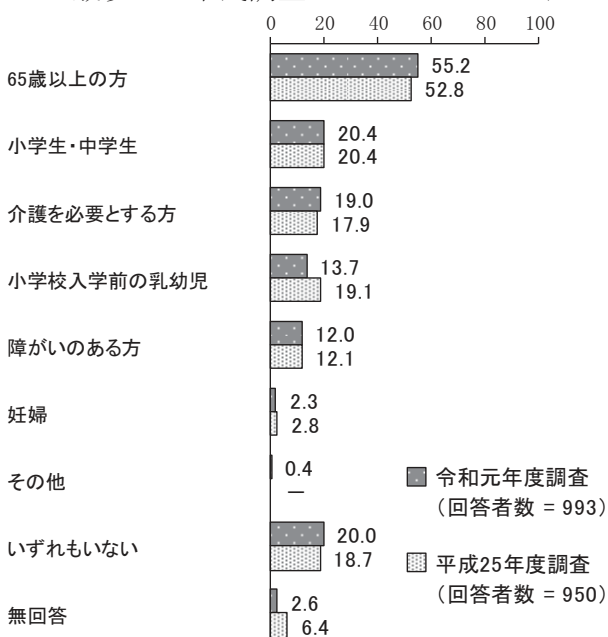


【福祉サービスについて】

※福祉サービスとは、児童・障がい者・高齢者などの方々が施設や在宅で利用するサービスのことをいいます。

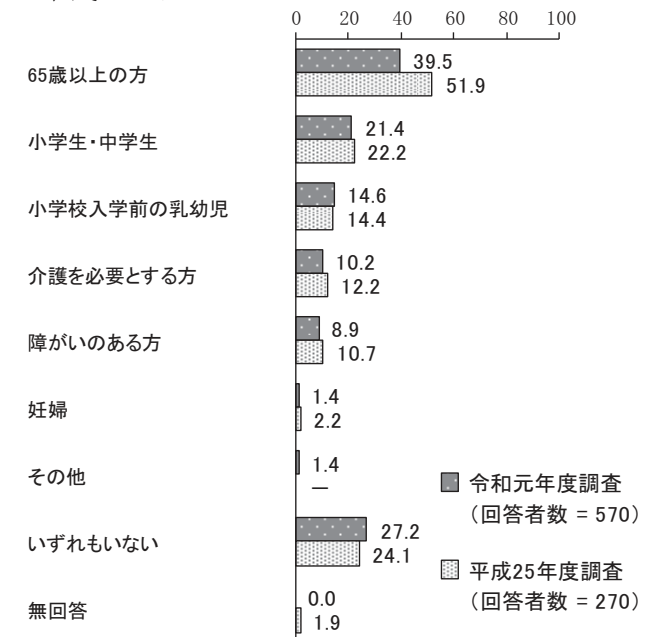
問 13 あなた自身またはご家族（市内での別居含む）に、次のような方はいらっしゃいますか。（あてはまるものすべてに○）

■16 歳以上の市民調査



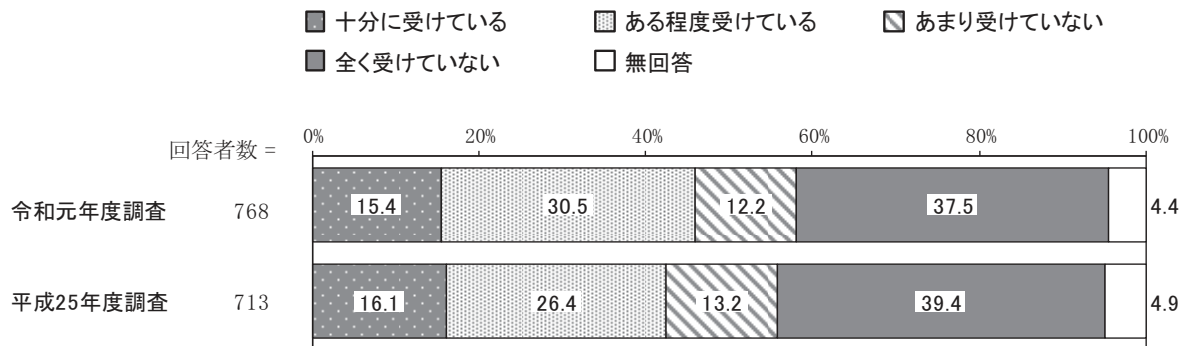
※平成 25 年度調査では「その他」の選択肢がありません。

■市民モニター

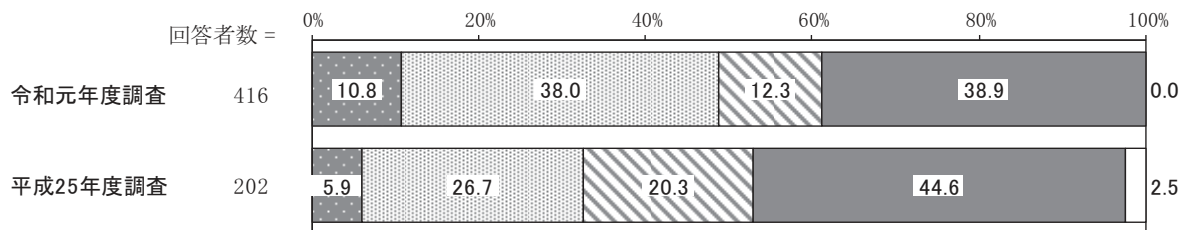


問 13-1 問 13 で選択対象となった方は、現在、市や民間が提供する福祉サービスを十分に受けていますか。(○印は1つ)

■16 歳以上の市民調査

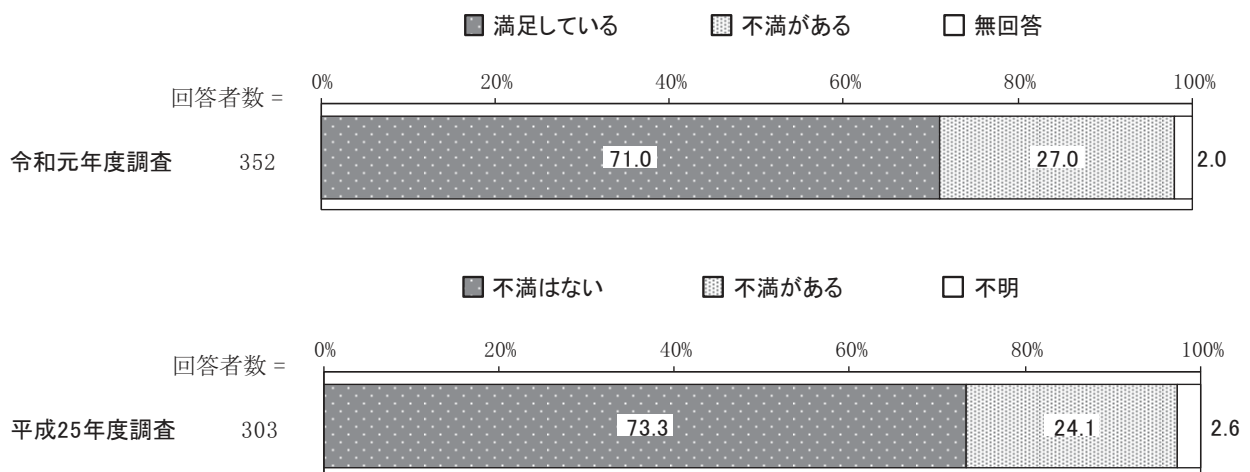


■市民モニター

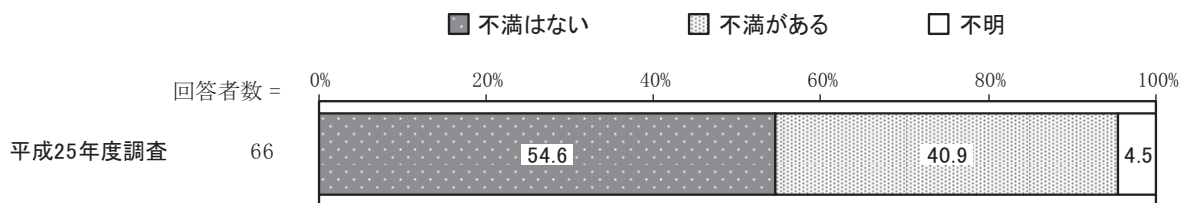
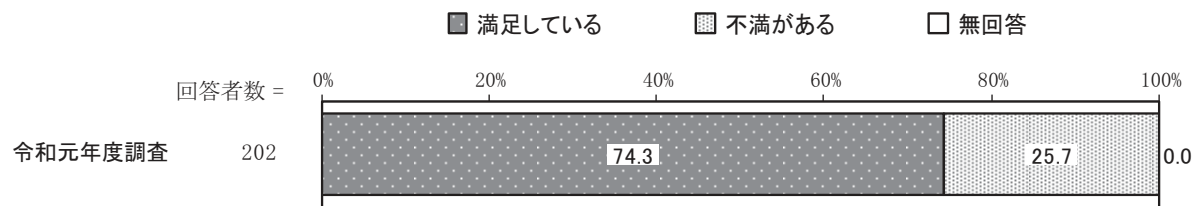


問 13-2 問 13-1 で「十分に受けている」「ある程度受けている」を選んだ方におたずねします。あなたやご家族は、福祉サービスの利用に関して満足していますか。(○印は1つ)

■16 歳以上の市民調査



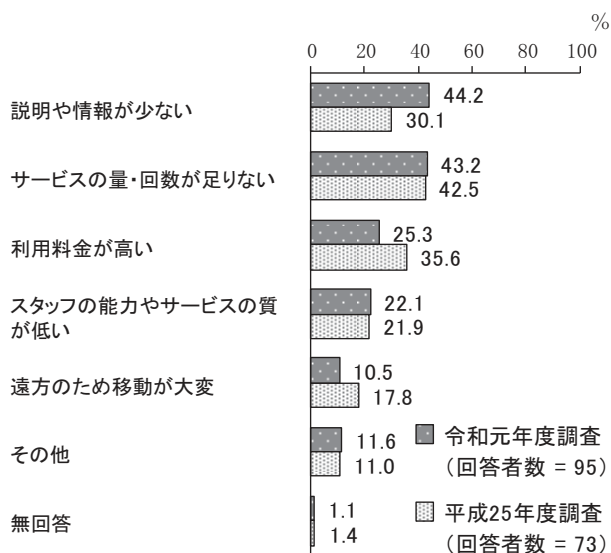
■ 市民モニター



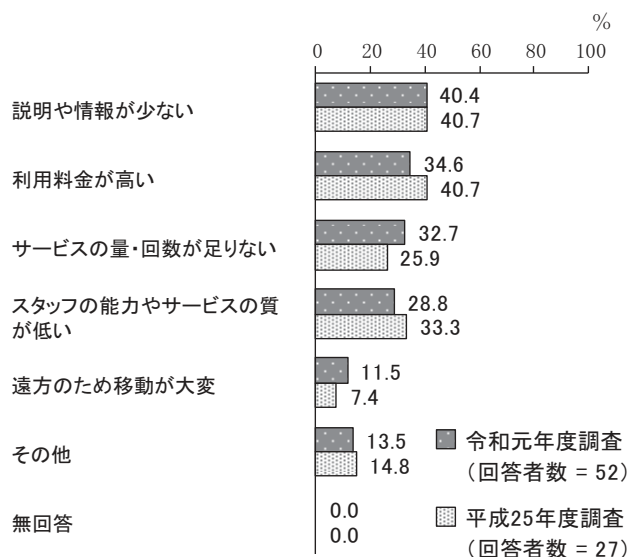
※平成 25 年度調査では「あなたやご家族は、福祉サービスの利用に関して不満に思っていることはありますか。(○印は 1 つ)」という設問でしたが、令和元年度調査では設問の表現を変えています。

問 13-3 問 13-2 で「不満がある」を選んだ方におたずねします。具体的にはどのような不満を感じていますか。(あてはまるものすべてに○)

■ 16 歳以上の市民調査

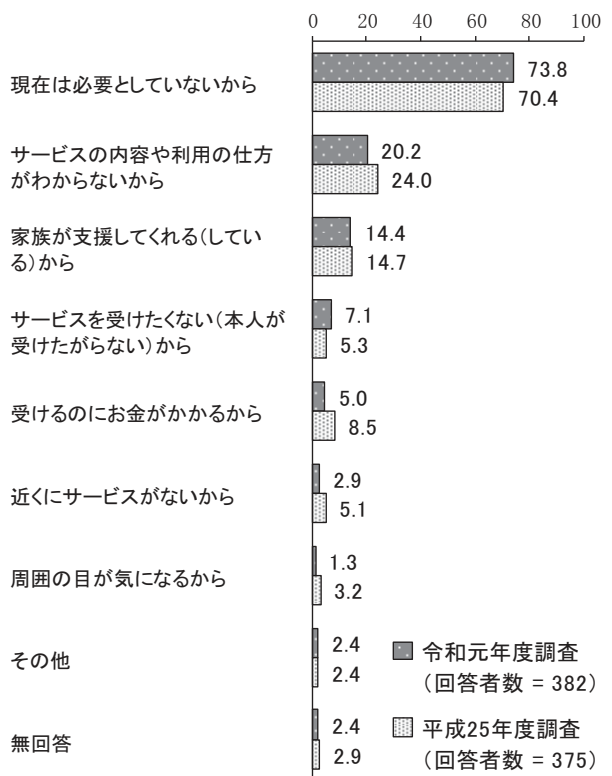


■ 市民モニター

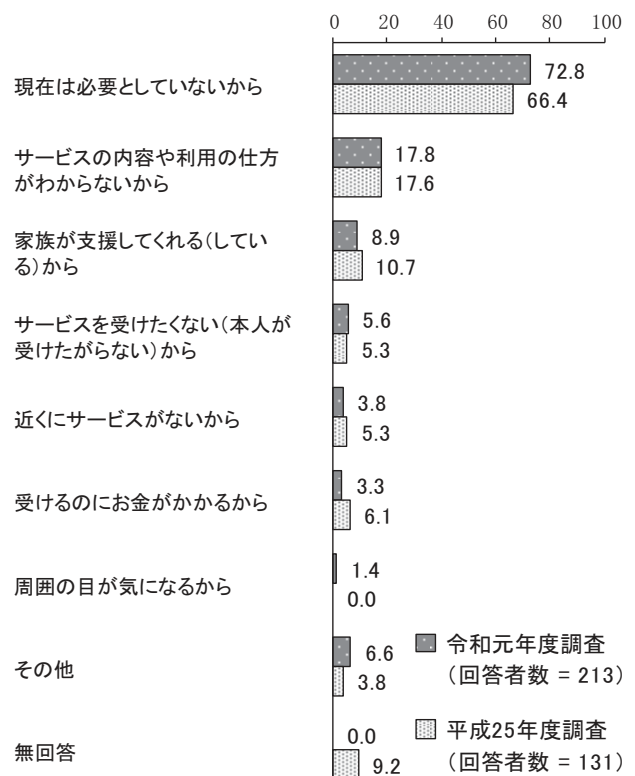


問 13-4 問 13-1 で「あまり受けていない」「全く受けていない」を選んだ方におたずねします。福祉サービスを受けていない主な理由を選んでください。（あてはまるものすべてに○）

■ 16 歳以上の市民調査



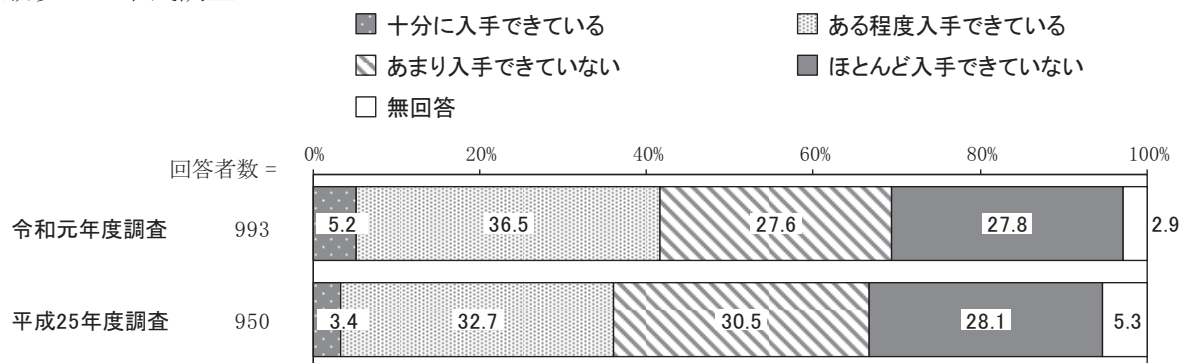
■ 市民モニター



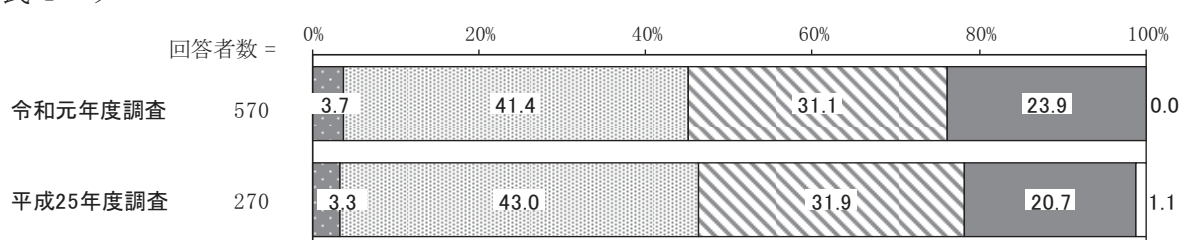
《全員におたずねします。》

問 14 福祉サービスに関する情報はどの程度入手できていますか。（○印は1つ）

■ 16 歳以上の市民調査



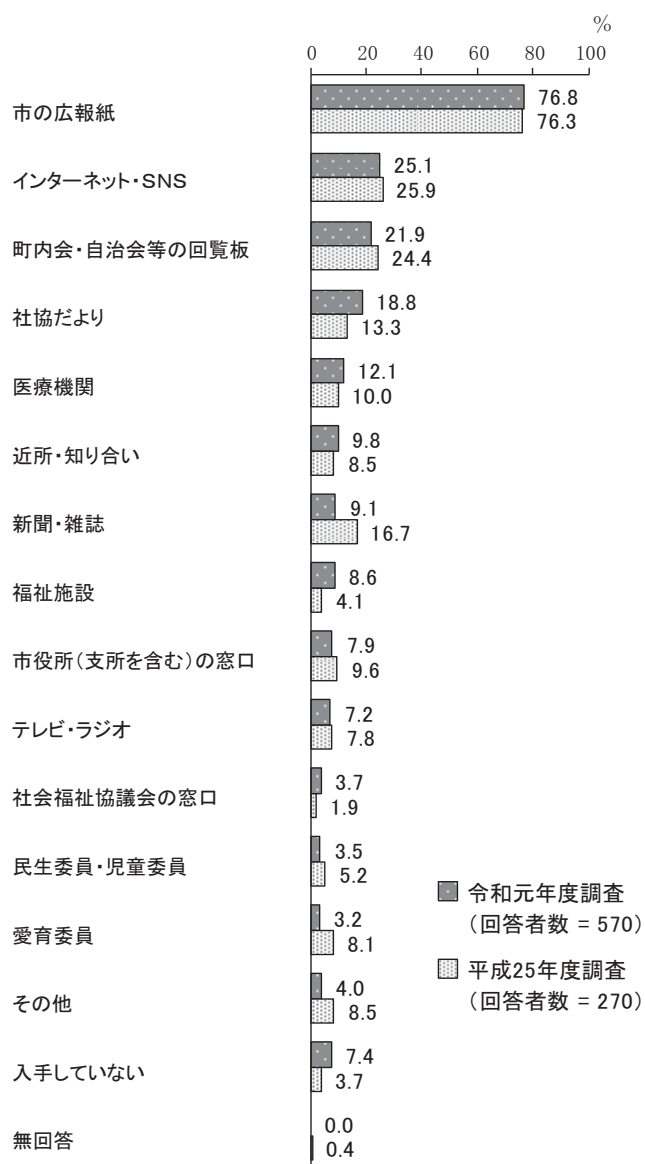
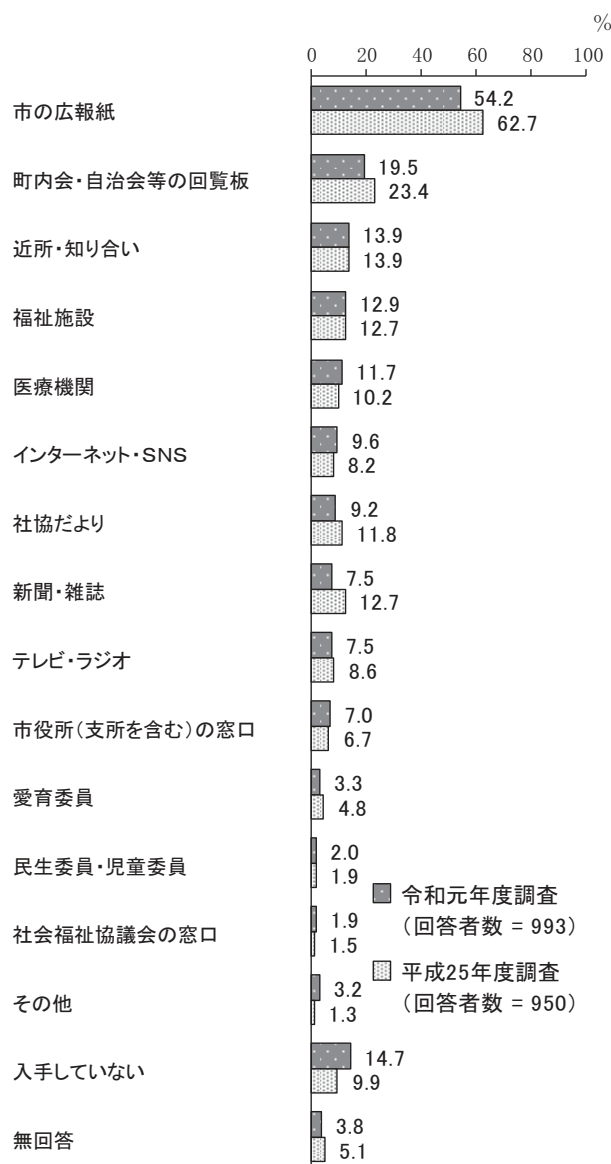
■ 市民モニター



問 15 福祉サービスに関する情報は主にどこから入手していますか。(〇印は3つまで)

■ 16 歳以上の市民調査

■ 市民モニター

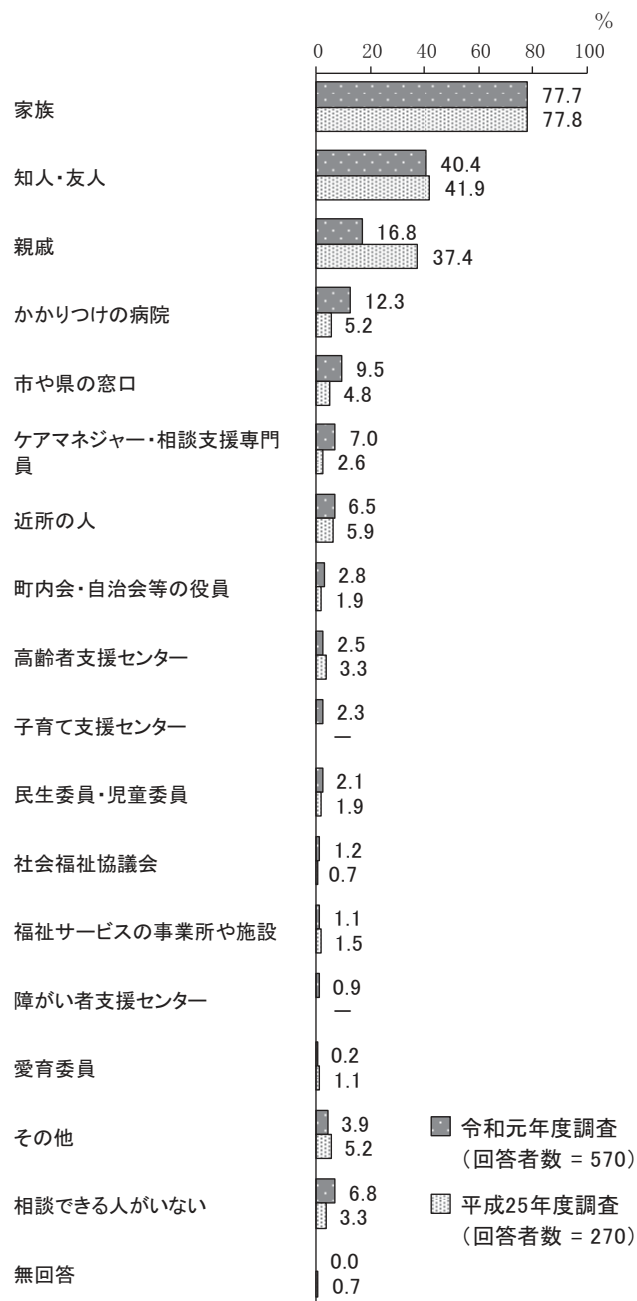
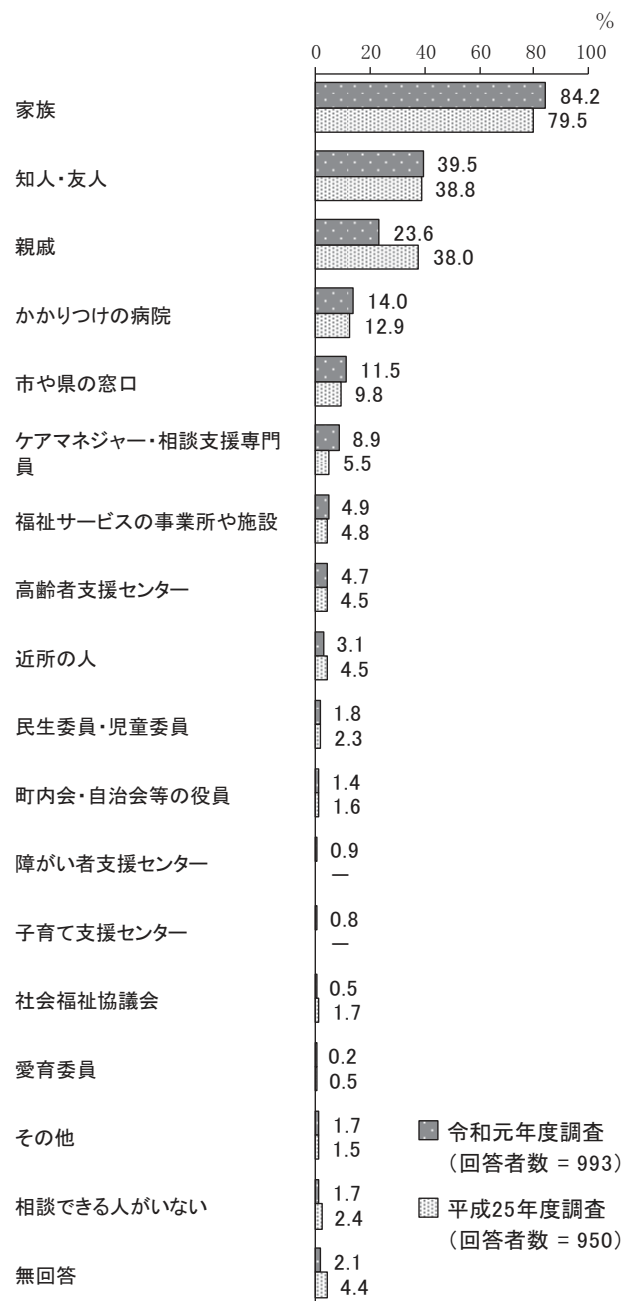


※平成 25 年度調査の「インターネット」は令和元年度調査では「インターネット・SNS」に選択肢を変えています。

問 16 あなたが生活上の悩みを抱えたとき、主に誰（どこ）に相談しますか。
（○印は3つまで）

■ 16 歳以上の市民調査

■ 市民モニター

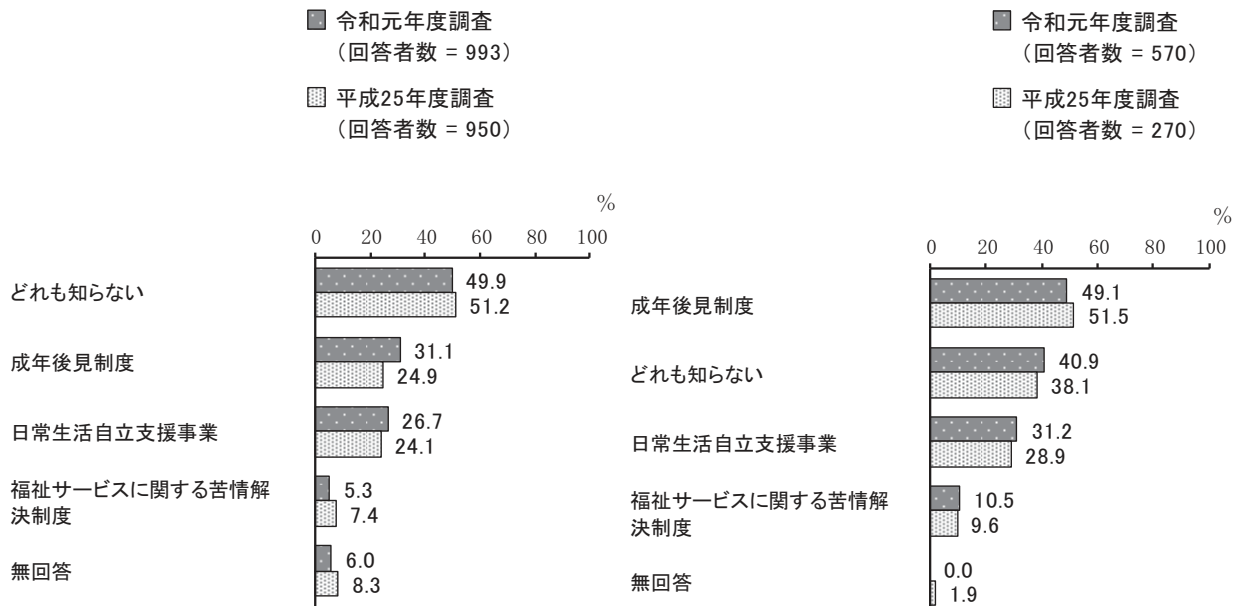


※平成 25 年度調査では「障がい者支援センター」「子育て支援センター」の選択肢がありません。また、平成 25 年度調査の「親族」「ケアマネジャー」「介護保険の事業所や施設」は令和元年度調査ではそれぞれ「親戚」「ケアマネジャー・相談支援専門員」「福祉サービスの事業所や施設」に選択肢を変えています。

問 17 福祉サービスを利用する方の権利を守る制度やしきみについて、下記の中から知っているものを選んでください。（あてはまるものすべてに○）

■ 16 歳以上の市民調査

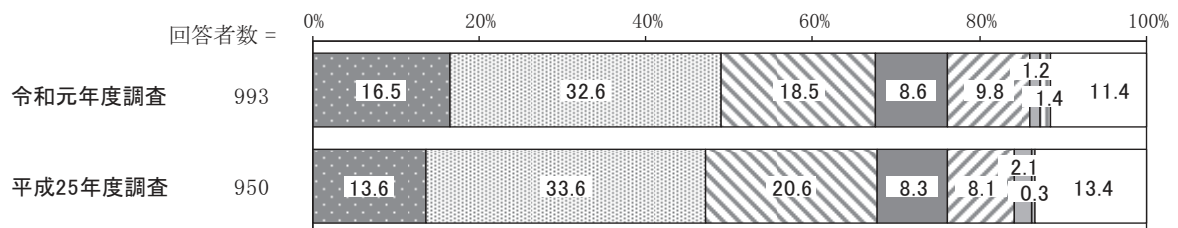
■ 市民モニター



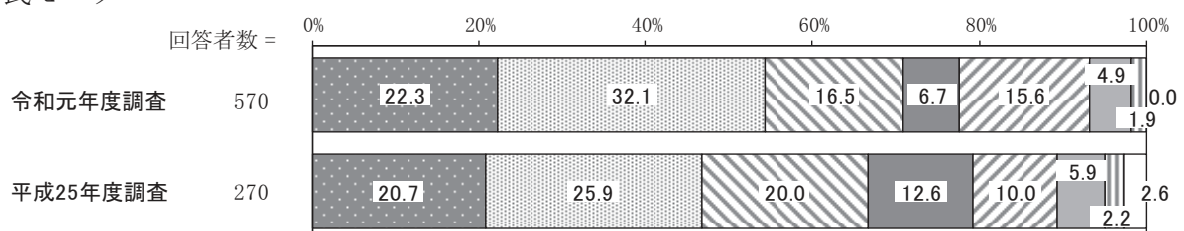
問 18 福祉サービスを必要とする方が十分なサービスを受けるために最も充実させるべきと思うものを選んでください。（○印は1つ）

■ 16 歳以上の市民調査

- 福祉サービスについての相談窓口を充実させる
- 福祉サービスに関する情報を広く一般に提供する
- 福祉サービスを受けるときの費用の負担を軽減させる
- 福祉サービスを提供する事業所の数を増やしたり、設備を充実させる
- 福祉サービスに従事する人材を養成し、確保する
- 住民による福祉ボランティア活動を活発にさせる
- その他
- 無回答

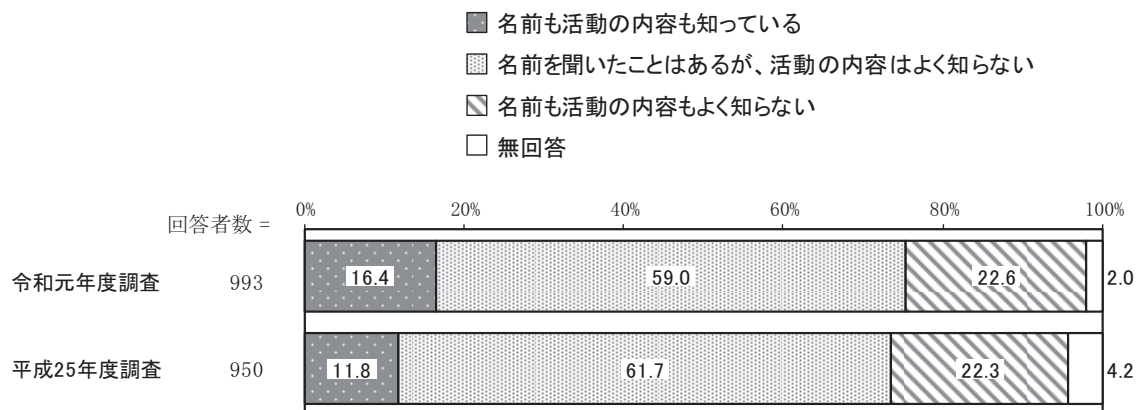


■ 市民モニター

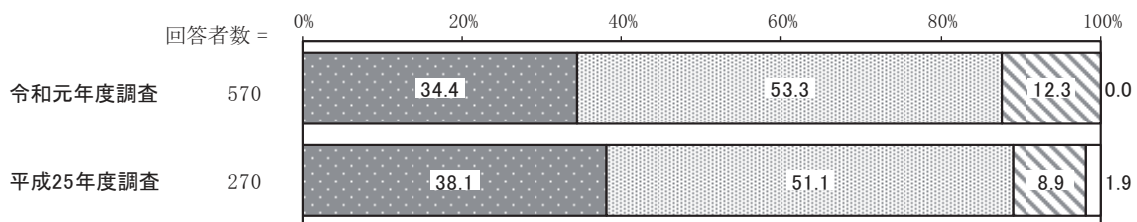


問 19 あなたは「倉敷市社会福祉協議会」をご存じですか。(○印は1つ)

■16歳以上の市民調査

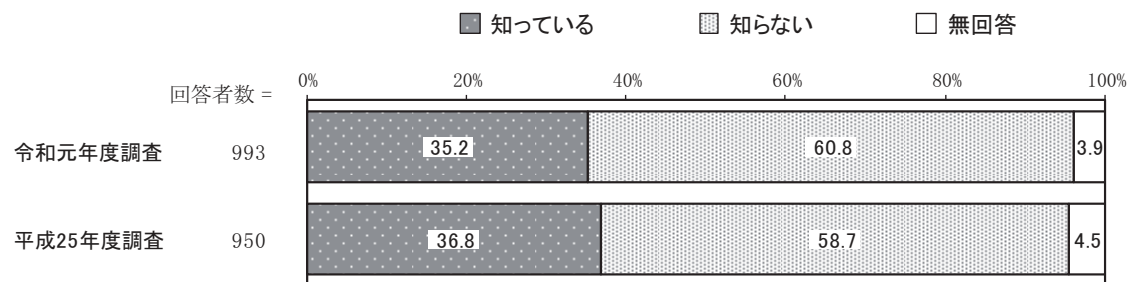


■市民モニター

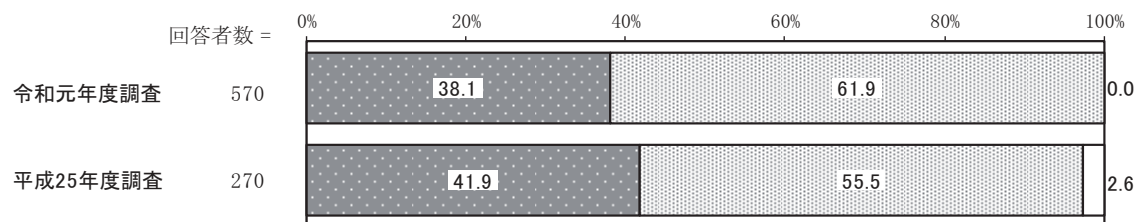


問 20 福祉に関わる身近な相談窓口として、あなたが住まいの地区の民生委員・児童委員をご存じですか。(○印は1つ)

■16歳以上の市民調査



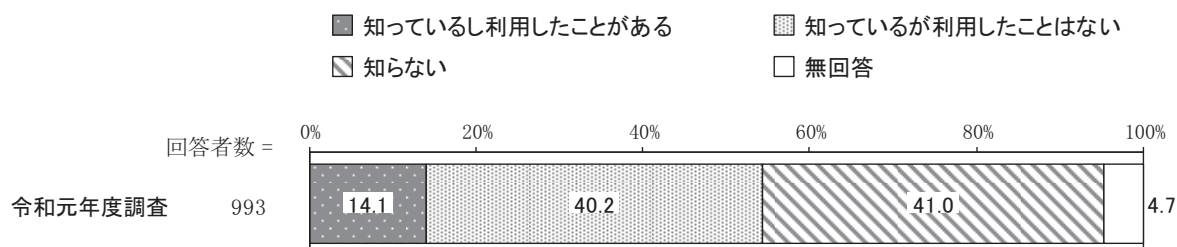
■市民モニター



問 21 あなたは次の①～⑥のそれぞれの項目の相談窓口についてご存じですか。また、利用したことがありますか。（各項目について、○印は1つ）

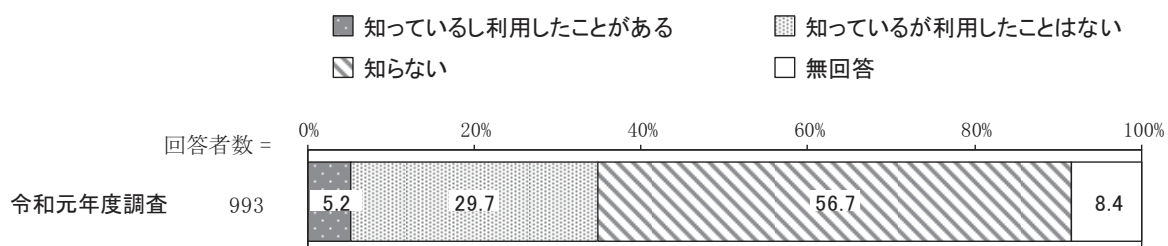
■16歳以上の市民調査

① 高齢者、介護に関する相談窓口（高齢者支援センターなど）



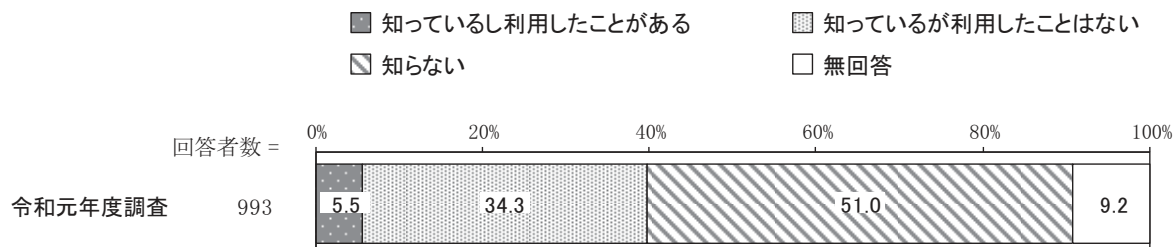
② 障がい者（児）に関する相談窓口

（障がい者支援センター、療育相談センターゆめぱるなど）

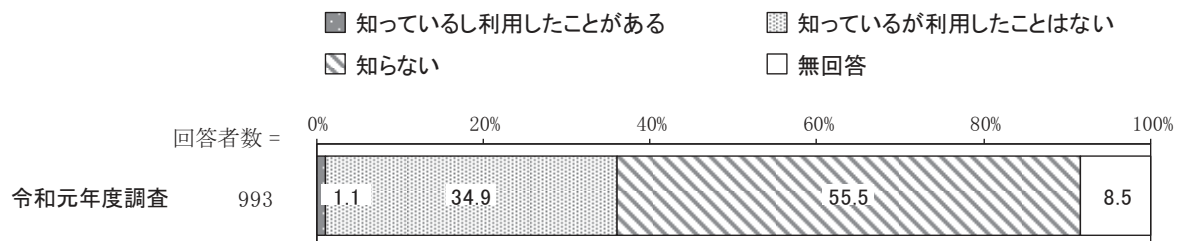


③ 妊娠・子育てに関する相談窓口

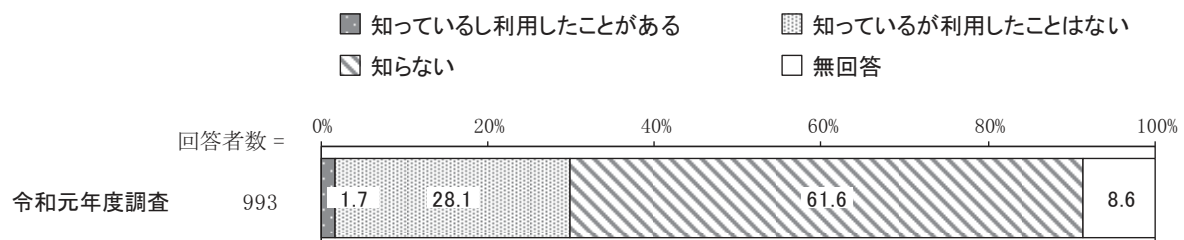
（子育て支援センター、妊婦・子育て相談ステーションすくすく、母子父子家庭相談など）



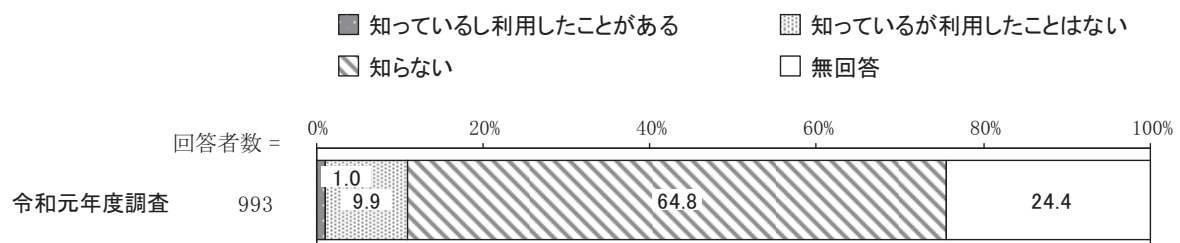
④ 生活困窮・自立支援に関する相談窓口（倉敷市生活自立相談支援センターなど）



⑤ 権利擁護に関する相談窓口（高齢者支援センター、社会福祉協議会など）

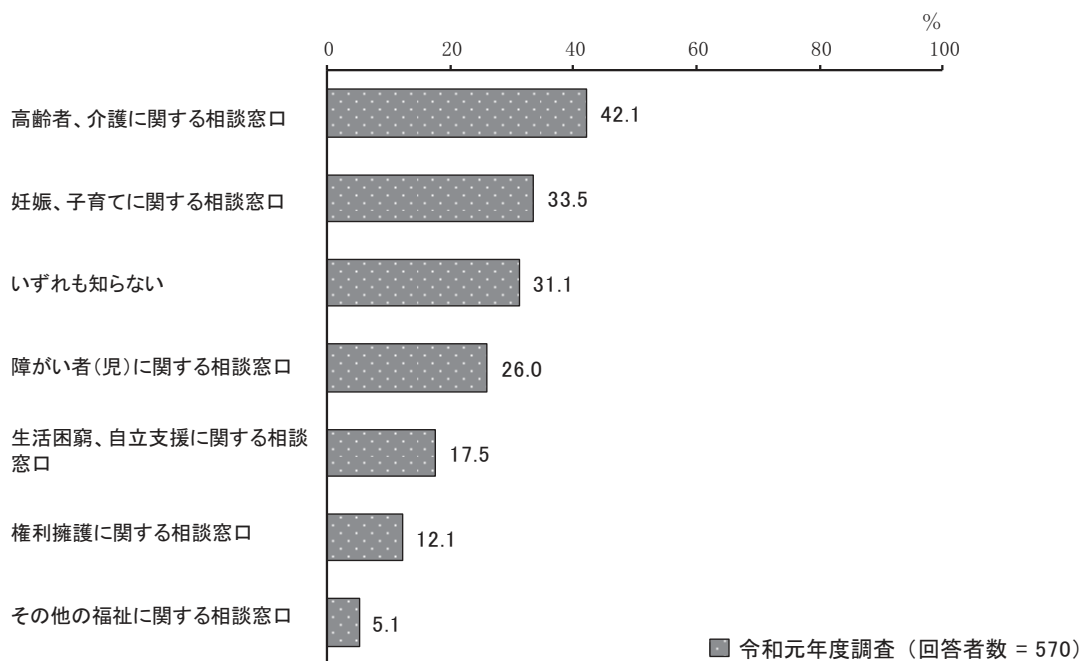


⑥ その他の福祉に関する相談窓口

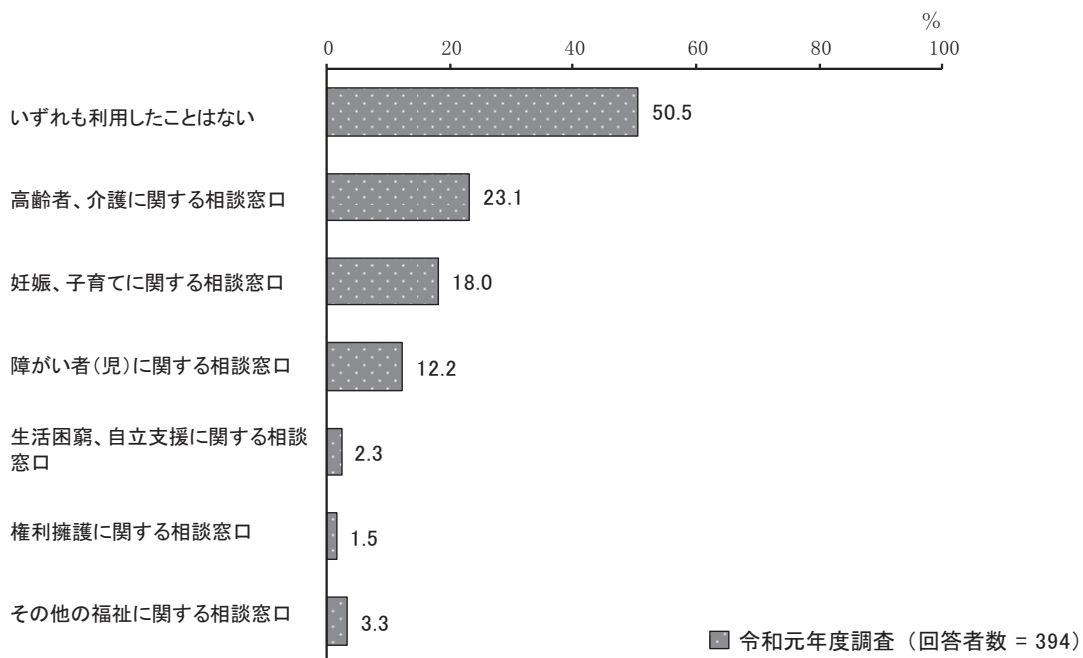


■ 市民モニター

① 相談窓口として知っているもの



② 相談窓口として、利用したことのあるもの



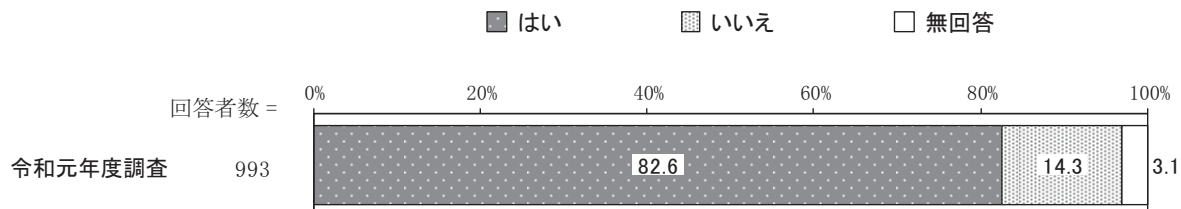
※令和元年度のための調査です。また、市民モニター調査では設問の表現を変えています。

【地域での防災について】

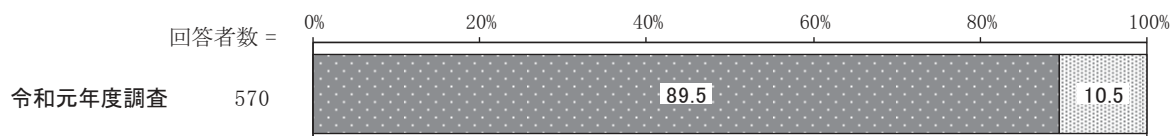
問 22 防災に対する日頃からの取り組みや災害等の緊急時の対応について、おたずねします。（各項目について、どちらかに○）

① 災害時の避難場所や避難所を知っていますか

■16 歳以上の市民調査

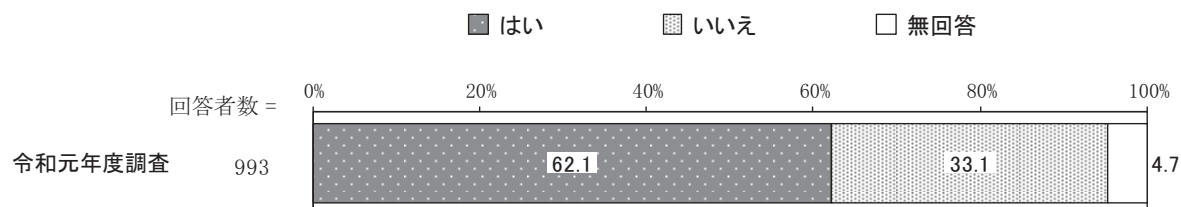


■市民モニター

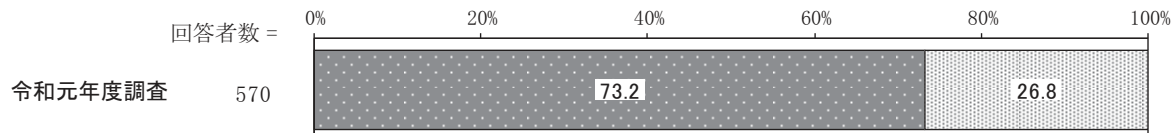


② 避難場所や避難所への経路を確認していますか

■16 歳以上の市民調査

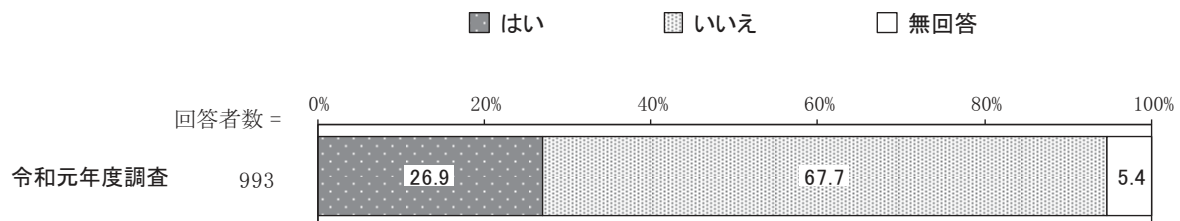


■市民モニター

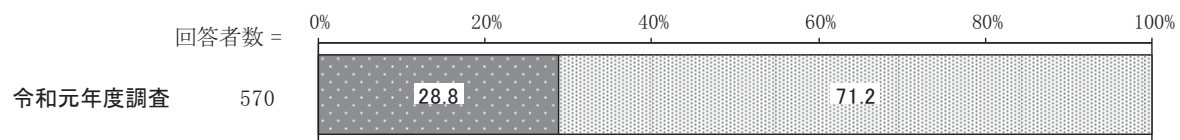


③ 隣近所で支援を必要とする人（高齢者・障がい者（児）等）がいる世帯を把握していますか

■16 歳以上の市民調査

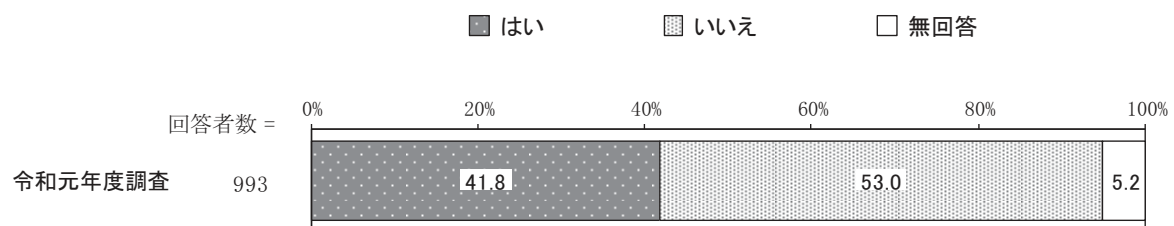


■市民モニター

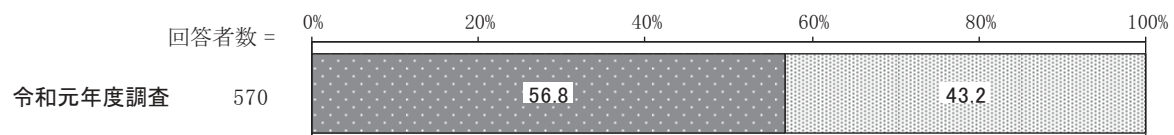


④ 災害等の緊急時に、避難場所や避難所への誘導等の手助けはできますか

■16 歳以上の市民調査



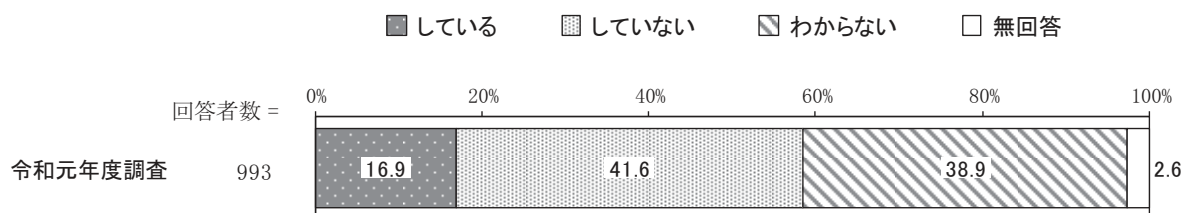
■市民モニター



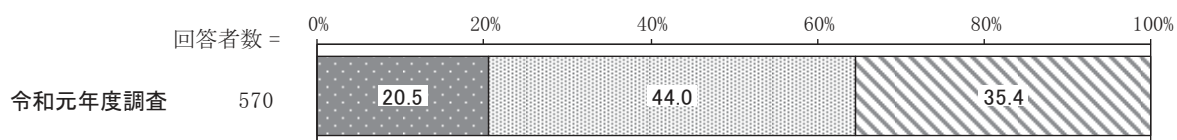
※令和元年度のための調査です。

問 23 あなたの地域では、防災訓練をしていますか。

■16 歳以上の市民調査



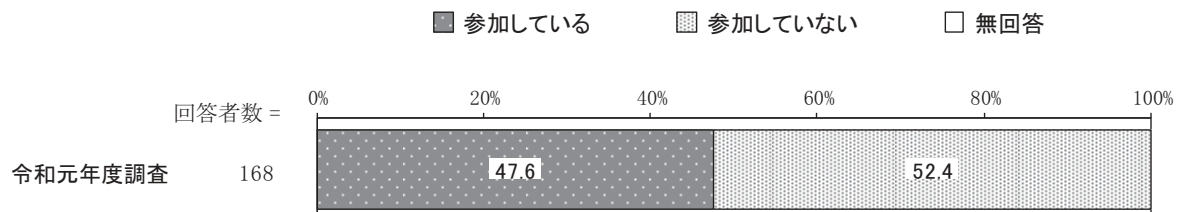
■市民モニター



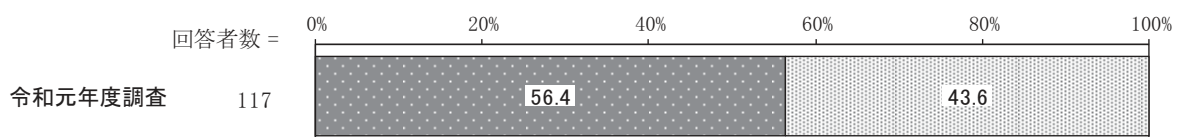
※令和元年度のみの調査です。

問 23-1 問 23 で「している」を選んだ方におたずねします。
地域の防災訓練に参加していますか。

■16 歳以上の市民調査



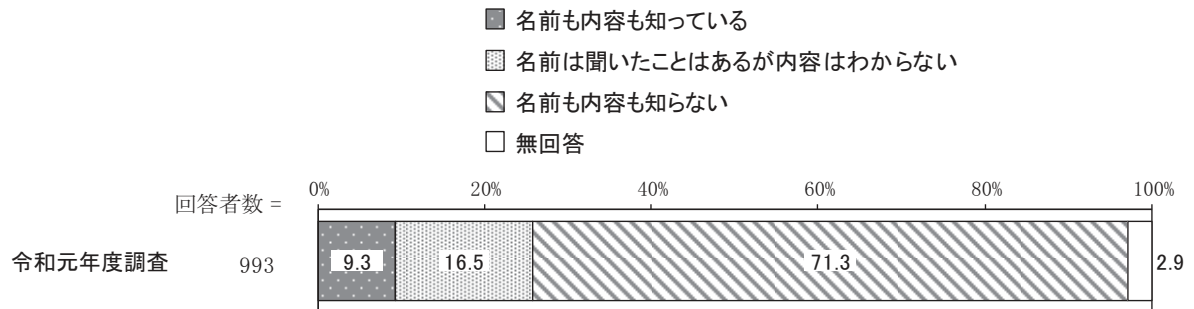
■市民モニター



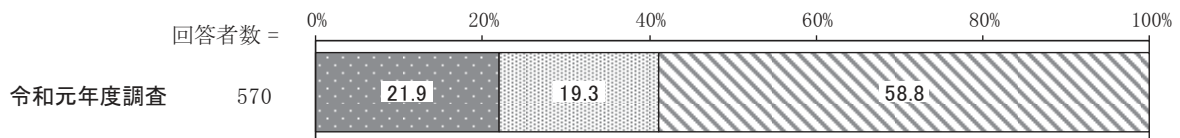
※令和元年度のみの調査です。

問 24 あなたは、災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）をご存じですか。
（○印は1つ）

■16歳以上の市民調査



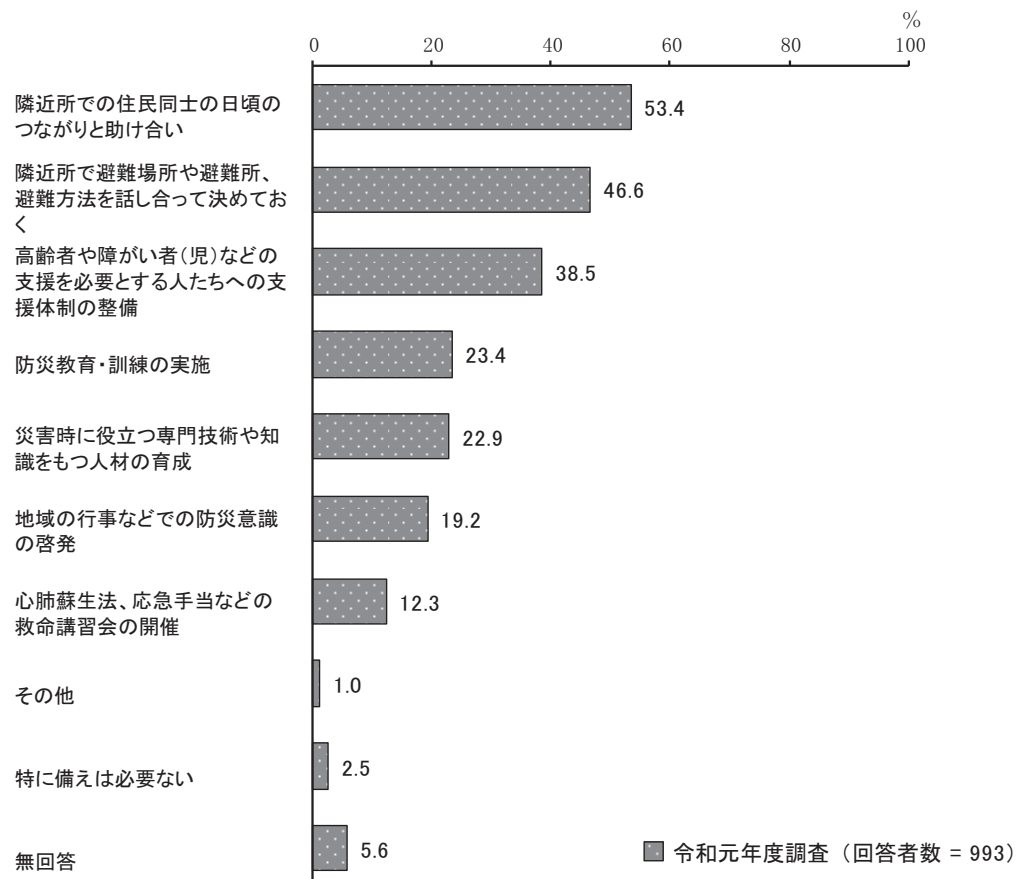
■市民モニター



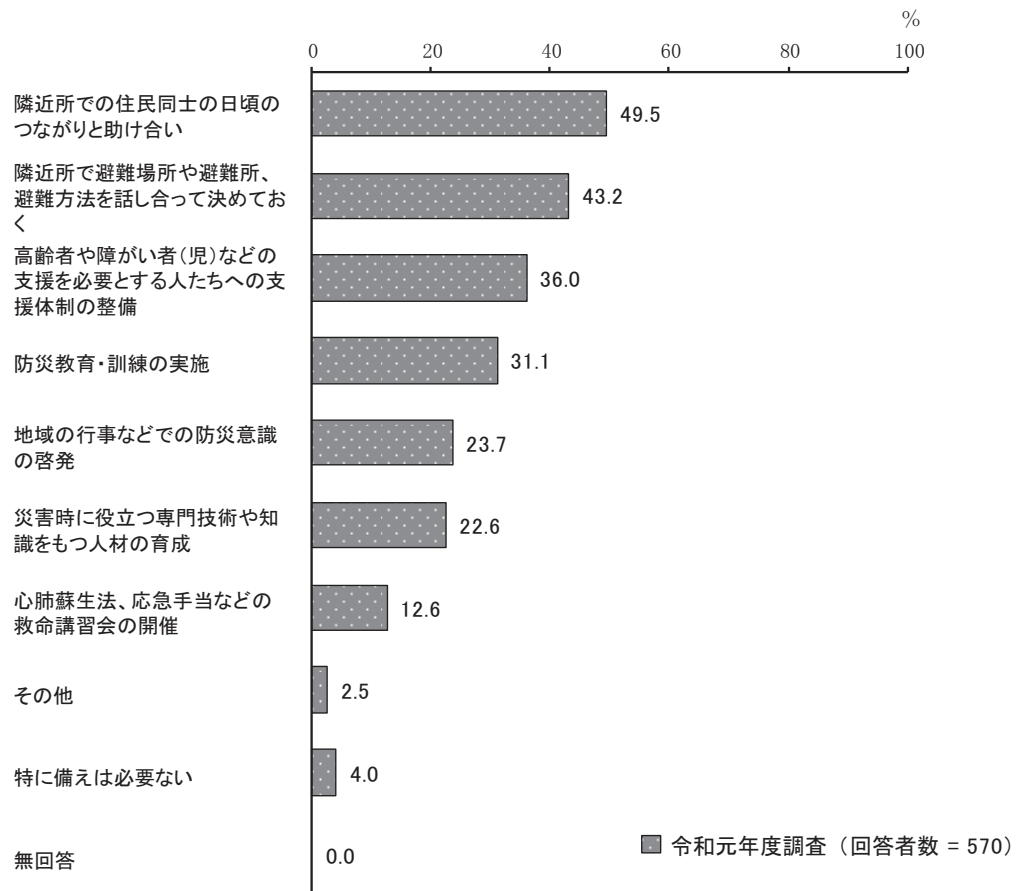
※令和元年度のための調査です。

問 25 災害に備えて、地域でどのような備えが必要だと思いますか。
（防災用品の備えを除く。）（○印は3つまで）

■16歳以上の市民調査



■ 市民モニター

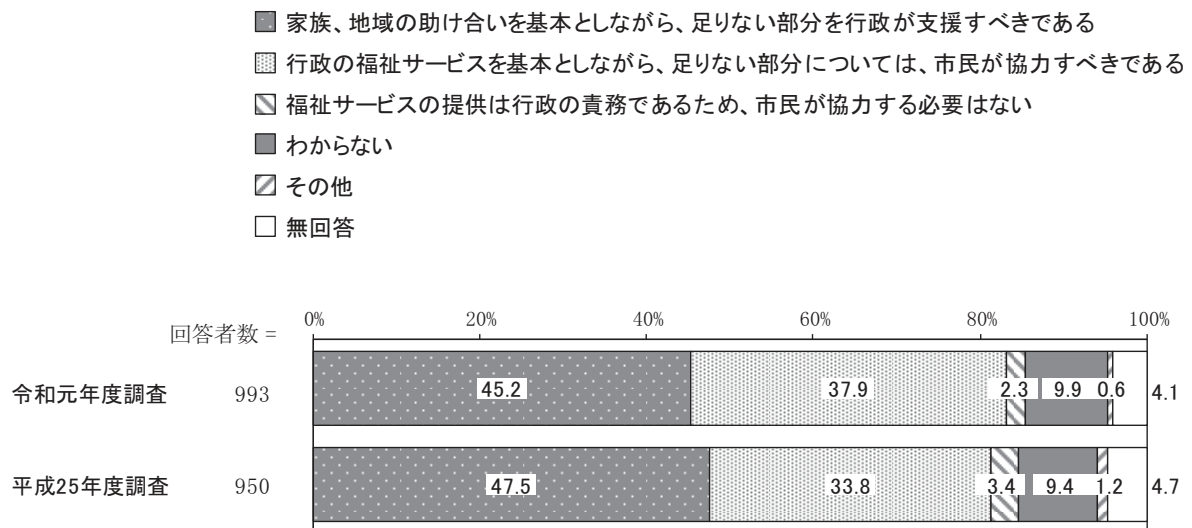


※令和元年度のための調査です。

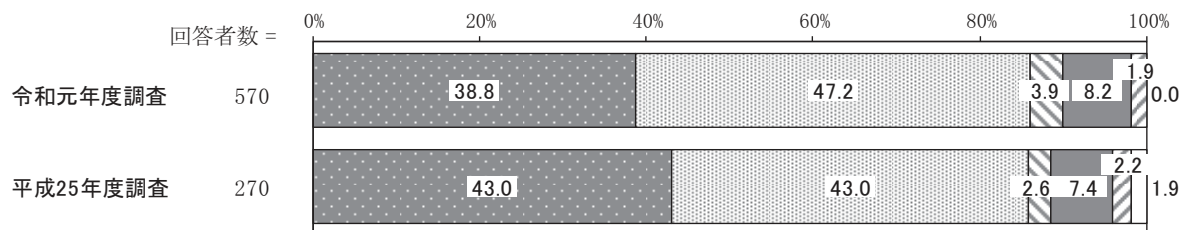
【これからの倉敷市の福祉のあり方について】

問 26 地域における福祉について行政と市民との関係はどうあるべきか、あなたの考え方は、次のどれに近いですか。（○印は1つ）

■16歳以上の市民調査

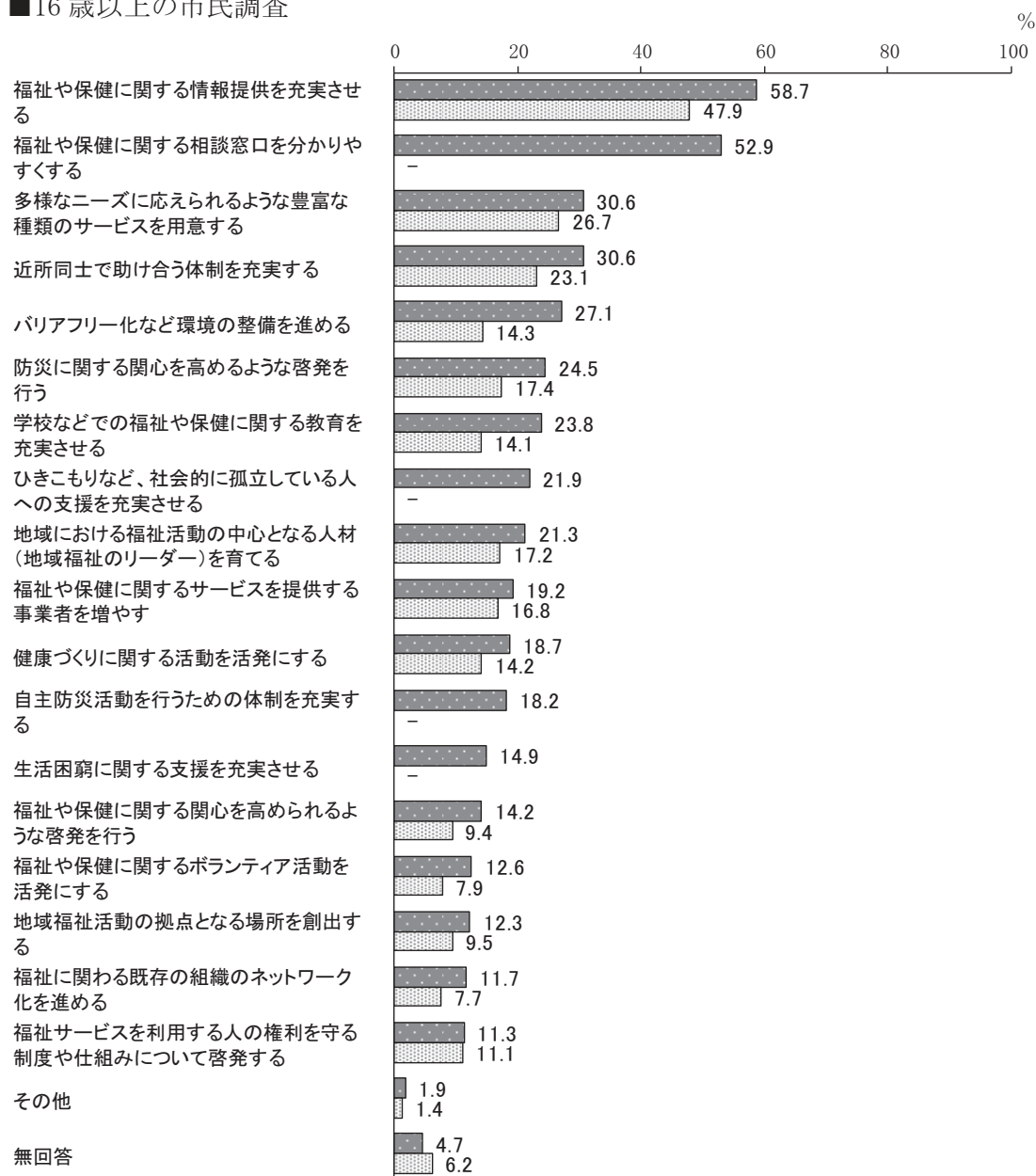


■市民モニター



問 27 誰もが住みなれた地域で安心して生活していくために、どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

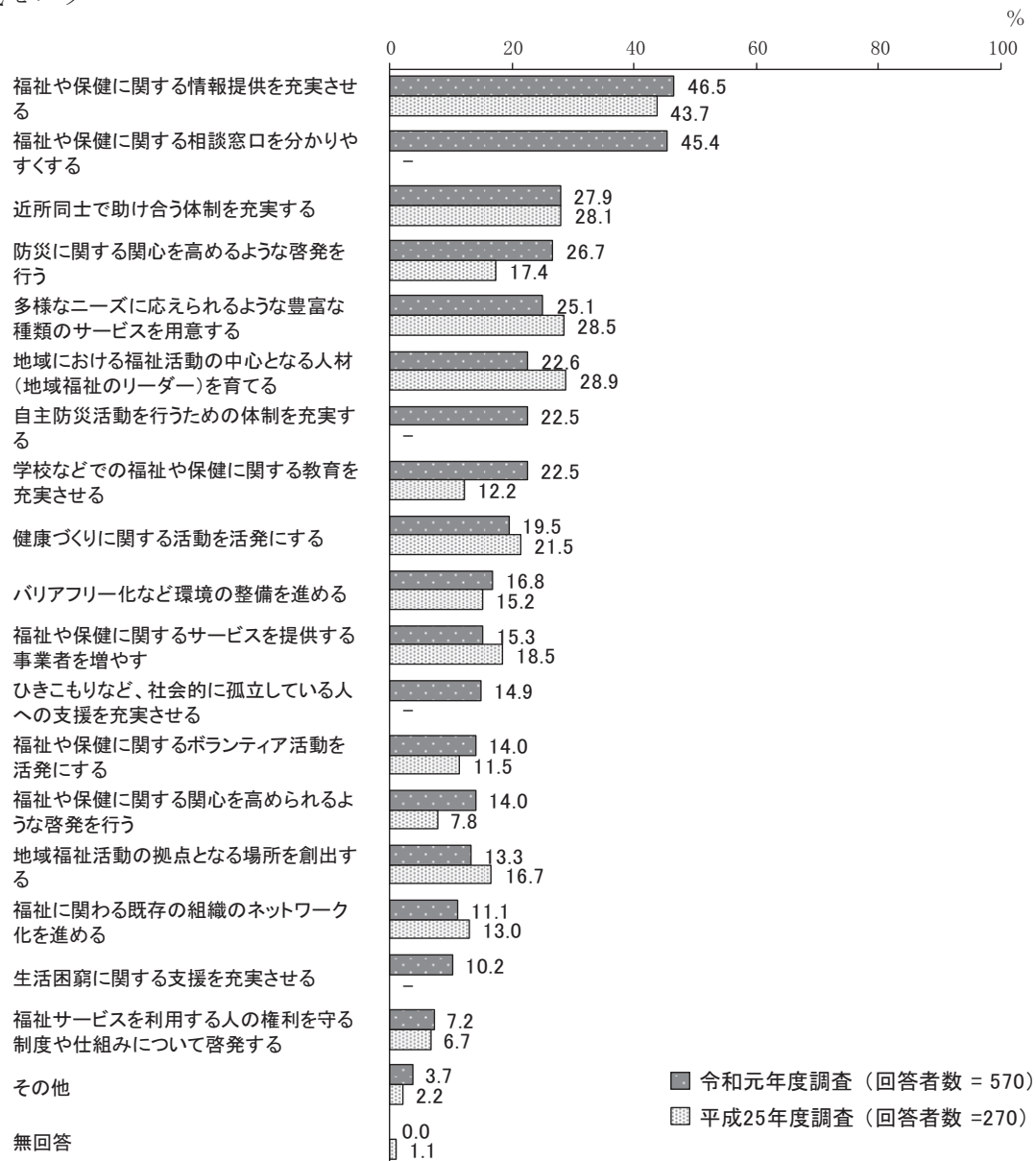
■ 16 歳以上の市民調査



■ 令和元年度調査（回答者数 = 993）

▨ 平成25年度調査（回答者数 = 950）

■市民モニター



※平成 25 年度調査では「福祉や保健に関する相談窓口を分かりやすくする」「ひきこもりなど、社会的に孤立している人への支援を充実させる」「自主防災活動を行うための体制を充実する」「生活困窮に関する支援を充実させる」の選択肢がありません。

問 28 今後、住みよい地域づくりを進めていくための福祉に関するご意見・ご要望がありましたら自由にご記入ください。

(1) 愛育委員

- ・ 月に1回の愛育会議は、子育て中のお母さんにとって、学校行事などの負担が大きく、参加しづらい。
- ・ 団地住民の高齢化で全ての活動が負担になってきている。

(2) 意識改革

- ・ お互い様の精神をもつことが大切。

(3) 行政

- ・ お役所仕事と言われない人材を作るべき。
- ・ 生活保護や母子手当等は、不正受給のないように働くよう指導し、ほんとに困っている人に給付して欲しい。
- ・ 行政も土日に行けるように交代勤務制にして欲しい。
- ・ 責任をもって対応とアドバイスを出し、信頼される窓口を目指して欲しい。
- ・ 色々な相談をしやすい雰囲気が必要。

(4) 子育て支援

- ・ 地域に子どもが少なく、子ども会や子どもの行事が無いので子育て世代の交流がない。
- ・ 子育てをしている人、介護をしている人が買い物や美容院等、自分の時間が持てるように、年に1, 2回、託児等の無料チケットのようなものが欲しい。
- ・ これからの未来を担う子育て支援、母子家庭をもっと助けてあげて欲しい。
- ・ 医療費を中学生まで無償化にしたらよい。
- ・ 幼保無償化もありがたいが、保育園の数、保育士の待遇の改善をお願いしたい。
- ・ 預かり保育について、経験者又は資格をもっている住民の採用など、柔軟な対応をして欲しい。

(5) 障がい者

- ・ 障がい者が自立できるように、働ける場所を作って欲しい。
- ・ あまり認知されていない内部障がい者や、高度精神障がい者の方は地域の助け合いの輪から外れがちになるので、行政で救っていかないといけない。
- ・ 家には精神障がい者がいるが、偏見の目で見られるのが辛い。偏見がなくなる地域づくりをお願いしたい。

(6) 低所得者

- ・ 生活困窮者への支援等を充実して欲しい。

(7) 防災

- ・ 災害時の避難場所への誘導手助けについて、個人情報と言われると支援が必要な人が分からない。
- ・ 防災訓練は地域でしている様だが、毎年同じ人しか参加していない。
- ・ 災害時要援護者台帳に同意していたが、豪雨の際、どこからも安否確認などの連絡がなかったのが不安を感じた。
- ・ 防災、災害時の放送が自宅からははっきりと聴き取ることが出来ないで、スピーカーの設備を整えて欲しい。
- ・ 車椅子の人が公民館等に逃げても障がい者トイレがない。
- ・ 災害時、様々な障がいに対応できるように大きい福祉施設、小さい福祉作業所も避難場所として了解してもらい、AEDの設置や最低限の支援物資の配分をして欲しい。
- ・ 防災情報をより細かく発信して欲しい。
- ・ 用水路にフタがなく危険。防災の面からもフタもしくは柵の設置をして欲しい。冠水対策もお願いしたい。
- ・ ペットと一緒に暮らせるような、災害時の避難場所の提供。
- ・ 避難場所について、どこでも選べるとなるとどこに行けばよいか分からないので、地域ごとに決めてもらった方が動きやすい。
- ・ 災害も実際に被害を受けた時でないと実感したり、行動できず、他人事のようになってしまう。
- ・ 地域の小学校区域で2、3年に1回は必ず避難訓練を義務化する。日頃活動している市民団体と連携し、定期的に意見交換するなど（関係を）強化する必要がある。
- ・ 高齢者の避難について、中学や高校の生徒が助けに行けるようなシステムを作成して欲しい。
- ・ 真備での水害以降、個人での防災に関する意識は高まっているが、居住地域により温度差がある。
- ・ 西日本豪雨の時、写真や居場所の確認、避難場所への安全な通路など町内のグループLINEでリアルタイムで情報が上がるので助かった。
- ・ 各町内会長に集まっていたき、自主防災組織の立ち上げの必要性を説明したらどうか。
- ・ 地域住民全員が参加して取り組める防災企画が必要。
- ・ 災害に関する講演会を行い 災害に対する心構えを行う。
- ・ 道が狭かったり、山が迫っていたり、雨で冠水する道を通らなければならないが、避難場所として適切な場所なのか確認して欲しい。
- ・ 災害時、レジ袋のこんな使い方があるとか、ビニール袋料理等、定期的に防災知識を冊子にまとめて広報に挟んで配る。

(8) 福祉意識

- ・ 介護を必要とする人、周りの人も理解し自分の事ばかりにならない考え方。
- ・ 私の住んでいる地区は、町内会、婦人会、愛育、民生と、とても充実していますが、私達の方も、もっと関心を持つことが一番大切。
- ・ 行政からの働きかけだけでなく、個々にもっと自分のことに対して情報をとり入れなくてはならない。
- ・ 福祉に関心を持ち、理解を深め、自分に何ができるかを考えていきたい。
- ・ 普段からご近所の方と親しくすることの重要性や、災害時にどうやって子ども達を守ればいいのか、改めてもっとしっかり考えたい。

(9) 民生委員

- ・ 個々の情報が掴めず、せっかくの民生委員も活動の場が狭くなっている。近隣の人が関心を持って、情報を提供する仕組み、人間関係や啓蒙活動が必要。
- ・ 高齢者でも働いている人が多く、民生委員は責任のある仕事にもかかわらず無給なので、なり手がみつからない。今の時代に合った制度の見直しが必要。

(10) 高齢者・介護

- ・ 遠くの親戚より近くの他人のように、ご近所さんにも介護の事を伝えているので、気をつけてくれ、とても助かる。市のサービスを受け、精神的に助けられている。
- ・ 老老介護をしており、近所で声かけをよくしてくれてありがたい。
- ・ 介護をしてもらう人ではなく、介護を行う人のサポートができる場所があればよい。
- ・ 高齢者のみの世帯が多く、近所の人たちも自分の家族があるので、なかなか大災害の時に助けてあげる事は難しい。
- ・ 一人暮らし高齢者の見守りを充実させるべきだと思う。高齢の方が入居できる集合住宅（マンションなど）を作り、近くにスーパーやスポーツジム、病院などがあり、集合住宅には見守りの人が一緒に住むことが良いのではないか。
- ・ 今、私達が望むのは、栄養面も考えた安い高齢者向けの食堂、そこに福祉サービスを一緒に考え相談できる場が併設されること。スーパーやデパートで購入した重い荷物や日々の買い物をマンション部屋まで運んでくれる配達サービス、タクシーの割り引き券が支給されると有難い。
- ・ 元気な年寄りが弱った年寄りを支える地域福祉として、日々の安否確認の声かけや買い物の送迎、福祉給食のお世話、緊急時の親族の連絡先確認等、プライバシーに配慮をしながら隣人として共生する町内会になれば。また日頃より災害の避難訓練、食事会、お茶会、町内旅行等で交流を深める。
- ・ 8050問題もあるが、親は子どもを抱えてしまいがちなので、どれだけ外の目が入るのかなど、地域の人の支え合いは必要。
- ・ 舅姑の介護者にはなっているが、私自身がリウマチ患者であり、傍目には健常者と変わらないため、手助けを頼むには自分の病気を説明しなければならないのがとても苦痛。
- ・ ゴミ出しができないことを町内に相談すると、回覧で皆さんに伝えろと言われ、近所に迷惑がかかるとためらっている。

(11) 情報提供

- ・ いざというときの相談やサービスの一覧があればよい。
- ・ 必要な人でなく、まだ必要としていない人に対しても、福祉に関する情報は普段から分かりやすくしておく必要がある。
- ・ 福祉とそれに必要なコスト、人材等に関する情報を広く市民に公開していただきたい。
- ・ 若い人にもわかりやすくして欲しい。知りたいと思える様な人（リーダー）がもっとネットやTVで呼びかけることが大切。
- ・ どのようなサービスがあるかなど尋ねられ、医療関係者に対する負担が多いので、福祉、保健に関する情報を市民に詳しく提供して欲しい。
- ・ HPが使いにくいので、だれが見ても分かりやすい情報発信を。
- ・ 高齢者が情報を得る範囲が限られているのでこれを見たら分かるという物を作る。
- ・ 広報で取組を発信し、分かるようにイベントなどで説明していく。
- ・ 他市から転居してきて感じたことは発信される情報が少ないということ。

(12) 人材

- ・ 部活動、習い事もあり、子ども達も親も忙しいけれど、せめて夏祭り（盆おどり）や秋祭りの時期には活動を控えるなど、地域のつながりや（それを大切に思う）心（気持ち）を長い目で育てていかなければいけない。
- ・ 地域のリーダーをどうやって選び・育成するのが、難しい。高齢化が激しく、次のリーダーがいないし、なった人は大変。
- ・ 町内会の集まりに間に合わないため、そこに批判が集まることも多い。仕事の終わる時間も遅く、昔とは異なるのだから若手に多くを求めない仕組みが欲しい。
- ・ 地域の中で多世代でリーダー的な人の育成を進め、市からどんどん発信してネットワークを充実する。
- ・ 市広報紙ではなく、直接、自治会・町内会に出向き啓発活動を行い、組織単位での福祉協力者を作り出すべきではないか。

(13) 相談窓口

- ・ 文書がきても字が小さい、理解できない、この様な個々の小さい問題を市の職員さんと話し合う機会があれば安心する。
- ・ 窓口担当者のみの対応でなく、社会福祉士をそれぞれの窓口配置に欲しい。
- ・ 祭日もしくは土曜日等は、福祉活動及び福祉の相談窓口の運営を行っていただければ。
- ・ 経験のある人、講習を受けた人、福祉に関心のある人を「福祉委員」として養成して、各町内で相談窓口になってもらってはどうか。
- ・ 対応が困難な時、相談できる場所が多ければ。できるだけ敷居も低くあって欲しい。
- ・ ワンストップで対応できる相談窓口の創設。
- ・ 地域で起こる諸問題に対して、所定の窓口で相談できて、複数の専門機関に繋がってけるネットワークがあったらよい。
- ・ 担当課が多種ありすぎて、どこに行ったらよいのかわからない。

(14) 福祉教育

- ・ 子どもの時から福祉教育をしっかり進めていくことが重要であると思う。学校でのプログラム化を充実させ、実践できる場を作っていくことで意識が植え付けられるのではないか。
- ・ 学校の義務教育で教え、それを親や祖父母に伝えれば、孫の言う事は頭に入りやすいのではないか。
- ・ 十戸単位での福祉活動が出来る講習会などがあれば公民館などで指導をお願いしたい。
- ・ 行政ばかりに頼るのではなく、今の環境下で生活が確保できるように市民一人一人が意識すべき。
- ・ 障がいをもった人、高齢者などが安心して生活できるように温かく見守り、必要な時に適切な援助ができる人が増えるといい。そのために、教育、研修の場を増やしていただきたい。

(15) 付き合い

- ・ 日頃よりあいさつや行き来をして、仲良くしておくことが大切。
- ・ 世代差、居住期間の差から、地域間のコミュニティが形骸化している。
- ・ 昨年の豪雨災害ではどうにか難は免れたものの、普段からご近所の様子が分からないと、空き家なのか独居老人がおられるかも分からない。
- ・ やっとその日の生活をしている人にとってお願いしたい事は、声かけ。これ程嬉しく感じる時はありません。
- ・ 地域が参加する行事にも、全世帯に声をかけ、みんなが顔みしりになれば、何かあった時でも相談や安否確認ができる。
- ・ 三世代の交流が少ない。
- ・ 仕事をしているので地域協力には参加しにくく、近所さんとはあいさつ程度なので、気持ちはあるけれど行動までは出来ない。
- ・ ご近所さんとのつながりが持てないので、地域で楽しめるイベント等があれば。
- ・ 昔からいる住人と、新しく入ってくる住人との間に、交流がない、しようとしないうえ、地域で進めるのは難しいと感じる。
- ・ 子どもが安心して一人でも遊べる環境ではなくなった気がする。
- ・ 地域や周りの人とかかわりを持ちたくない人が増えてきている。

(16) 環境整備

- ・ 駐車場の拡張や循環バスの無料化など、市役所や福祉施設へ通い易くする。
- ・ 街灯を増やして、町を明るくして欲しい。
- ・ 歩道のバリアフリー整備。
- ・ 排水溝の掃除。
- ・ 道路の雑草除去・清掃・河川のごみ・藻等の流下防止設備を構築すること。
- ・ 駅から離れると、点字ブロックが付いていないので、できるだけ付けて欲しい。車道と歩道が区別しにくいところがあるので、白線だけではなく、車道と歩道を区別するブロックを付けて欲しい。

(17) 社会福祉協議会

- ・ 真備町の支援に関しては社協の方は一生懸命されていますが、どのような支援されているのかを被災されて無い方は知らないで、もう少し一般の方にアピールしても良いのでは。
- ・ すべての学区に社会福祉協議会を設置し、互いの連携と市及び市社協の協力で地域福祉のレベルをアップさせる。特に地域力を担う人材の育成と発掘が重要ではないか。

(18) 町内会・自治会

- ・ 町内会、PTAの活動・行事を必要最低限にして欲しい。共働き家庭が多い今、負担が大きすぎる。
- ・ 私の周りでは自治会等への参加率も低いと感じているが、そもそも新しい人を受け入れよう、増やそうという気があるのか疑問。
- ・ 町内会の役員やPTAの会議が夜に行われ、幼児がいて預け先のない母親は大変。また、仕事をしているとPTA活動や子ども会などは大変な負担になる。

(19) 交流の場

- ・ 小さな集まりからでもいいので、地域の人と交流が出来るイベントでもあれば、交流を深めることが出来るのではないかな。
- ・ まだ大丈夫と思っている中高齢者が、井戸端会議的に集える場所を作っていく。そういった活動を自発的に行っているところに多少の支援が出来るルール作りをする。
- ・ 地域の住民同士が気楽に集まって雑談ができる場所とシステム化が必要。
- ・ 転居してきた人への細かな説明や、転居してきた人同士での交流イベントがあれば、地域にとけこむきっかけとなる。
- ・ もっと行政と病院や介護施設、地域が密着したイベントなどが定期的に行われるとよい。

(20) 役割分担

- ・ 地域づくりは住民の自主活動が主であり、行政はその活動のきっかけづくりと補完に特化するべき。
- ・ 何でも行政頼みの姿勢は改めるべき。

(21) 移動手段

- ・ 高齢となると外出が不自由になるので、コミュニティバス、タクシーの割引など考えて欲しい。手軽に頼める足が欲しい。
- ・ 高齢者の免許返還後のフォロー。
- ・ 医療施設、保健施設等への移動手段の確保・充実。
- ・ 過疎地まで細かく支援して欲しい。高齢者や障がい者の移動時の交通手段がない。

(22) 地域福祉

- ・ 見守り隊の強化。
- ・ 民生委員や社会福祉協議会など、地域で活動している人の活動が見えるものにして欲しい。
- ・ 地域全体で取り組む行事を支援する。
- ・ 地域づくり活動（自治会、地区社協など）への参加者と担い手がいらない。個人情報の規制が厳しく、地域コミュニティ活動の障害となる。
- ・ 自分自身が住みやすい環境を日々つくっていく。
- ・ 地域の秋祭りや、小・中学校の運動会などで、楽しくおしゃべりをしながら同じお弁当や、祭り寿司などを囲んで食べたり、三世代交流のおかげで、地域の草刈りや、小・中学生への声かけ・見守りが、とても行き届いている。
- ・ 企業と連携し、働く世代が地域の活動に参加しやすくなる仕組みを作り、企業にもメリットを与える。

(23) 健康づくり

- ・ 各地区全ての公民館等で週 1 回程度、高齢者対象の寝たきりにならない為の健康体操教室を開催することで、一人暮らしの高齢者の安否確認に繋がるので是非行って欲しい。
- ・ 近くにある公園に、老人でも使用しやすい健康器具を設置したり、簡単なスポーツが身近で出来るように取り組んで欲しい。

(24) ボランティア

- ・ 定年後の老人達に声かけし、地域の安全や子ども達の見守りを充実していけるよう指示して欲しい。
- ・ 高齢者の方々に役割を持たせて、生き生き暮らしてもらいたい。
- ・ 仕事をしていても、ボランティアに参加できる制度が充実していけばよい。
- ・ 地域での防災訓練や手軽に出来る福祉ボランティア活動を、小学校区ごとに毎月継続的にしていく事が大切。

(25) 福祉サービス

- ・ まず家族の助け合いを基本とし、足りない部分を行政にお願いする気持ちが大切。行政に対して不足不満を言う人が多くなってきて淋しく思えてならない。
- ・ 福祉、介護、障がいという言葉は、まだ親しみのあるものではなく、サービスを受けようとするハードルが高い。特にこれらの問題は、家族間でどうにかしようとする考えが根強く、第三者を必要とすることは悪いことではないというイメージを広めていきたい。
- ・ 福祉のサービスを受けられない狭間の人、助けて欲しいという声をどうやって吸い上げることができるのか考えていかなければならない。そのためにも、当事者がピアサポーターとして活躍できる仕組み作りが必要。
- ・ 福祉を利用する人しか詳しく知らないと思う。もっと利用しやすいように、どんなサービスなのかが詳しく分かればよい。

(26) その他

- ・ 倉敷でもぜひ、婚姻と同等の権利を同性間にも考えていただきたい。思っている以上に、地域・職場・学生にセクシャルマイノリティ者へのニーズがあることを理解していただきたい。
- ・ 非正規雇用者やひきこもり人材を、正規雇用者として引き立てていただけるような充実した雇用の創出をお願いしたい。
- ・ 福祉の勉強をしている学生はたくさんいるが、実際の仕事には反映されていない。多くの人がこういった職種を選べるように、手当等を充実してあげて欲しい。
- ・ 老人クラブより少し前の世代のクラブ的なものを作り、ネットワークを作れるようにする。
- ・ 都市部と比べ、地域の繋がりは強いと感じるが、若い世代と高齢世代が協力して地域づくりをするのであれば、プライバシーを守ったり、お互いの価値観を尊重して歩み寄ることが必要。
- ・ 間違いかもしれませんが、福祉は老人、こども、生活困窮者、障がい者の手助けというイメージで、私達はどう係わるかが分からない。
- ・ ひきこもりの人々が、社会の輪に入ろうと思える取組が必要。取組次第ではすぐに脱出できる人もいると思われる。悩みを聞いてくれる人や、社会に貢献できる場所が必要。地域の優しさこそが、心の拠り所、助けになる。

4 住民福祉座談会のまとめ（倉敷市社会福祉協議会実施）

（１）概要

倉敷市社会福祉協議会では、地域住民が抱える生活課題、地域課題を把握するため、市内6地区で10回の住民福祉座談会を実施しました。

延べ382人の参加者から、生活課題や課題解決に向けた取り組み、また、その解決方法について御意見をいただきました。

●座談会の参加団体

地区社協・民生委員児童委員協議会・愛育委員会・栄養改善協議会・老人クラブ連合会・介護者の会・障がい者福祉協議会・母親クラブ等

●住民福祉座談会の開催回数及び会場・参加者数

地区	開催場所	対象小学校区	参加者数
倉敷	くらしき健康福祉プラザ	茶屋町・帯江・天城・豊洲	31 人
		西阿知・大高・倉敷南・中島	39 人
		倉敷東・倉敷西・万寿・万寿東・葦高・老松・中洲・粒江	63 人
		菅生・中庄・庄	21 人
水島	水島支所	水島地区全小学校区	50 人
児島	琴浦西小学校	琴浦北・琴浦東・琴浦西・琴浦南	28 人
	児島支所	本荘・赤崎・味野・下津井東・下津井西・児島・緑丘・郷内	43 人
玉島	玉島支所	玉島地区全小学校区	41 人
船穂	船穂町高齢者福祉センター	船穂・柳井原	21 人
真備	真備健康福祉会館	真備地区全小学校区	45 人
合計	10 か所開催	延べ参加者数 382 人	

（２）結果のまとめ

●住民福祉座談会で把握された地域の課題

（地域課題・生活課題）

- 住民同士の交流，つながりの希薄化（164 件）
- ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の増加（158 件）
- 地域活動の担い手の不足（150 件）
- 災害に対する意識・対応の問題（107 件）
- 交通手段の不足（85 件）
- 子育てに関する問題（76 件）
- 集まる場・機会の不足（74 件）
- 生活環境の問題（64 件）
- 障がい者への理解の不足（60 件）
- 活動に参加しない人の増加（49 件）
- 空き地や空き家の増加（48 件）
- ゴミ出しのルールやマナーの低下（46 件）
- 町内会に入らない人の増加（40 件）
- 個人情報保護による過度な対応（37 件）
- 認知症高齢者の増加（36 件）
- 交通ルールやマナーの低下（35 件）
- 病院やお店が近くになく不便（34 件）
- 犬や猫，害獣の問題（29 件）
- 関わりを持ちたがらない人の増加（ひきこもり，ゴミ屋敷，関わり拒否など）（27 件）
- 子育て支援の不足（14 件）
- 防犯に対する問題（13 件）
- 民生委員活動をする中で，要援護者の把握の困難（7 件）
- 団体同士の連携が少ない（5 件）
- 緊急時の対応に対する問題（3 件）
- 子どもたちの非行，不登校，引きこもり等（3 件）
- 生活困窮者の増加（2 件）
- その他（60 件）



●住民福祉座談会全体を通した、地域の課題と解決方法

課 題	解決方法
身近な交流の場・機会	・「通いの場」や住民同士の交流の機会を増やす ・地域での交流の情報発信やその活動に招き入れる人の存在
多世代の交流	・小学校区ごとでの世代間の交流を目的としたイベントの実施・継続 ・学校と地域とが連携した取組の実施
町内会組織・コミュニティの弱体化	・無理のない町内会組織への参画の検討 ・上手な役割分担 ・地域の多機関との連携
無関心層の住民の増加	・顔の見える関係性の構築 ・地域情報の伝達
社会的弱者への虐待や権利侵害	・成年後見制度の活用 ・虐待の発見と専門機関への伝達の仕組みづくり
高齢者単身世帯・高齢者世帯・要介護者の増加	・日常的な暮らしの状況把握 ・ちょっとした生活の支援 ・交流の継続
要援護者の声かけ・見守り	・訪問による安否確認や相談支援 ・個人だけでなく、地域としての見守りシステムの構築 ・命のバトンの活用
生きがいや健康づくりの増進	・楽しみ・生きがいの創出 ・できることを活かした地域での活躍 ・元気な地域づくりや健康づくりを推進する各種団体との連携
地域の担い手・後継者不足	・上手な役割分担 ・男性の活躍促進、女性活動者の増加 ・定年退職後の地域デビューのしかけづくり ・担い手養成講座の活用 ・地域の活動者のマッチング・コーディネート
地域の課題について話し合う場の不足	・小地域ケア会議の活性化 ・民生委員・愛育委員等の地域の見守り団体や関係機関との情報交換 ・町内会や団地単位での支え合いの仕組みづくりに向けた作戦会議

課 題	解決方法
日常のちょっとした困りごとの増加	・住民主体の生活支援の検討・実施 ・介護保険サービスや生活支援サービス等との連携 ・社会福祉法人や病院・企業等と連携した困りごと支援
外出・移動に関する課題	・コミュニティバス・乗り合いタクシー等の運用 ・住民主体の移動支援の検討・実施 ・車の運転だけでなく、付き添いや散歩の支援 ・社会福祉法人等の多機関と協働した仕組みづくり
認知症等要援護者に対する理解	・認知症サポーター養成講座の開催 ・認知症の方やその家族も地域の方と一緒に参加できる居場所（認知症カフェ）づくり ・地元の社会福祉施設と連携した認知症理解の場づくり ・小学生向けの認知症サポーター養成講座の実施 ・認知症による行方不明者に対する見守り発見訓練 ・ネットワーク構築
情報の発信・共有	・昔ながらの回覧板を活用した情報共有 ・新しい SNS やメール等を活用した情報共有
子育て環境の充実	・子育てを応援する地域のシニアとの日々の関係づくり ・子ども食堂、地域食堂の実施 ・子育て情報の共有 ・子育て世代の交流の仲間づくり
男女の出会いの場・交流支援	・結婚相談所の利用促進 ・カップリングパーティー等の企画・開催
防災・減災の取組	・自主防災組織の立ち上げ ・災害に備えた地域での防災訓練 ・地域や家庭ごとの災害時の行動計画づくり
災害からの復興の推進	・住み慣れた地区を離れて暮らす被災者の交流の場 ・災害公営住宅や自宅再建後の新たなつながりづくり ・災害の振り返りや地域ごとの勉強会

5 策定の経過

年月日	内 容
令和元年 6月 8月 8月20日 8月29日 9月20日 ～10月22日	市民公募による分科会臨時委員の選定 第1回地域福祉計画策定庁内検討会 第1回地域福祉計画策定幹事会 第1回社会福祉審議会地域福祉計画策定専門分科会 ・計画策定について諮問 ・アンケート調査について アンケート調査実施
令和2年 1月23日 1月29日 2月 5日	第2回地域福祉計画策定庁内検討会 第2回地域福祉計画策定幹事会 第2回社会福祉審議会地域福祉計画策定専門分科会 ・アンケート調査結果等について ・計画骨子について
令和2年 5月～6月 8月12日 8月19日 8月27日 11月16日 ～12月11日	第3回地域福祉計画策定庁内検討会 第3回地域福祉計画策定幹事会 第3回社会福祉審議会地域福祉計画策定専門分科会 ・計画書素案（1章から3章）について 第4回地域福祉計画策定庁内検討会 第4回地域福祉計画策定幹事会 第4回社会福祉審議会地域福祉計画策定専門分科会 ・計画書素案（4章から5章）について パブリックコメント実施
令和3年 1月15日 2月15日	第5回社会福祉審議会地域福祉計画策定専門分科会 ・パブリックコメント実施結果及び計画最終案について ・社会福祉審議会地域福祉計画策定専門分科会長から 第2次倉敷市地域福祉計画案を市長へ答申

6 倉敷市社会福祉審議会条例

平成13年12月27日

条例第50号

改正 平成25年3月27日条例第7号

平成25年9月30日条例第42号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、倉敷市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員の任期は3年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務を行う委員)

第3条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第5条 審議会の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長又は専門分科会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第7条 審議会及び専門分科会の会議（民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会審査部会の会議を除く。）は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 この条例による最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（関係条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和42年倉敷市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「

民生委員推薦会委員	日額 7,100円	同上
-----------	-----------	----

」を「

民生委員推薦会委員		日額 7,100円	同上
社会福祉審議会	委員及び臨時委員	日額 7,100円	同上
	専門分科会委員及び専門分科会臨時委員（医師を除く。）	日額 7,100円	同上
	専門分科会委員及び専門分科会臨時委員（医師に限る。）	日額 14,100円	同上

」に改める。

附 則（平成25年3月27日条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

7 倉敷市社会福祉審議会運営要綱

平成14年3月13日

告示第101号

改正 平成16年3月31日告示第180号

平成20年3月7日告示第108号

平成22年1月6日告示第3号

平成24年2月22日告示第94号

平成24年3月31日告示第178号

平成24年10月30日告示第658号

平成25年3月27日告示第179号

平成26年1月15日告示第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）及び倉敷市社会福祉審議会条例（平成13年倉敷市条例第50号。以下「条例」という。）に基づき設置された倉敷市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(副委員長)

第2条 審議会に、条例第3条の規定により委員長の職務を代理する委員として、副委員長1人を置き、委員長が指名するものとする。

(専門分科会)

第3条 審議会に、次の専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 身体障がい者福祉専門分科会
- (3) 介護保険地域密着型サービス等運営専門分科会
- (4) 民生委員適正配置検討専門分科会
- (5) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定専門分科会
- (6) 障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定専門分科会
- (7) 地域福祉計画策定専門分科会

2 前項に掲げる専門分科会が調査審議をする事項は、別表第1のとおりとする。

3 審議会は第1項各号に定める専門分科会のほか必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

4 専門分科会は、その専門分科会に属する委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開き、議決を行うことができない。

5 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

(副専門分科会長)

第4条 各専門分科会に、条例第5条第4項の規定により専門分科会長の職務を代理する委員として、副専門分科会長1人を置き、各専門分科会長が指名する。

（専門分科会の会議の特例）

第5条 専門分科会長は、緊急やむを得ない必要がある場合には、当該専門分科会に属すべき委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

（専門分科会の決議の特例）

第6条 審議会は、専門事項に関し諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（審査部会）

第7条 身体障がい者福祉専門分科会に、身体障害者の障害程度の審査に関する事項を含む別表第2に掲げる事項を調査審議するため、身体障がい者福祉専門分科会審査部会（以下「審査部会」という。）を設ける。

2 審査部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 審査部会に審査部会長1人を置き、審査部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 審査部会は、審査部会長が招集し、会議の議長となり、審査部会の事務を総理する。

5 審査部会は、その属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決を行うことができない。

6 審査部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

（副審査部会長）

第8条 審査部会長に事故があるときは、あらかじめ審査部会長が指名した副審査部会長がその職務を代理する。

（審査部会の会議の特例）

第9条 審査部会長は、緊急やむを得ない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

（審査部会の決議の特例）

第10条 審査部会の決議又は意見をもって、審議会の決議又は意見とする。

（議事録）

第11条 審議会の会議については、議事録を作成し、議事の概要を記録しなければならない。

（守秘義務）

第12条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第13条 審議会の庶務は、保健福祉局保健福祉推進課において総括する。ただし、専門分科会又は審査部会の個別の庶務は、それぞれの事務を分掌する課が処理する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日告示第180号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月7日告示第108号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月6日告示第3号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成24年2月22日告示第94号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成24年3月31日告示第178号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月30日告示第658号）

この要綱は、平成24年11月8日から施行する。

附 則（平成25年3月27日告示第179号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月15日告示第20号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

分科会名	審議事項
民生委員審査専門分科会	(1) 民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）の推薦者に対する意見（民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条第2項） (2) 推薦会の推薦者が適当でないと認めることへの意見（民生委員法第7条第1項） (3) 推薦会が再推薦しない場合に市長が適当と認める者を定め、推薦する際の意見（民生委員法第7条第2項） (4) 民生委員解嘱を大臣具申することへの同意（民生委員法第11条第2項） (5) 民生委員解嘱について審議会が審査する際の本人への事前通告（民生委員法第12条第1項） (6) 前号の通告を受けた民生委員が審議会に対し意見を述べることの受諾（民生委員法第12条第2項） (7) 前各号に掲げるもののほか、民生委員の適否の審査に関する事項
身体障がい者福祉専門分科会	身体障害者の福祉に関する事項
介護保険地域密着型サービス等運営専門分科会	(1) 本市における地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の額を定める場合の意見（介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第5項及び第54条の2第5項） (2) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定する場合の意見（介護保険法第78条の2第7項及び第115条の12第5項） (3) 特定施設入居者生活介護事業者及び介護予防特定施設入居者生活介護事業者を指定する場合の意見 (4) 本市における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める場合の意見（介護保険法第78条の4第6項及び第115条の14第6項） (5) 前各号に掲げるもののほか、地域密着型サービス等の適正な運営を確保するために必要な事項
民生委員適正配置検討専門分科会	(1) 民生委員の適正配置に関する事項 (2) 民生委員の定数に関する事項

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定専門分科会	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定等に関する事項
障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定専門分科会	障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定等に関する事項
地域福祉計画策定専門分科会	地域福祉計画策定等に関する事項

別表第2（第7条関係）

身体障がい者福祉専門分科会審査部会の審議事項

区分	審議事項
身体障害者の障害の程度に関する事項	（１） 身体障害者手帳の交付申請があった場合において、その障害が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表（以下「法別表」という。）に掲げるものに該当しないと市長が認めるための、審議会諮問に対する答申（身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第5条第1項） （２） 身体障害者手帳の交付申請があった場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるとき又は身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に定めるいずれの級に該当するか不明なときの、審議会諮問に対する答申
身体障害者手帳に係る診断書交付医師に関する事項	（１） 身体障害者手帳のための診断書を交付する医師を指定する場合の意見（身体障害者福祉法第15条第2項） （２） 身体障害者手帳のための診断書を交付する医師の指定を市長が取り消す場合の意見（身体障害者福祉法施行令第3条第3項）

8 倉敷市地域福祉計画策定幹事会及び庁内検討会設置要領

（目的及び設置）

第1条 倉敷市における地域福祉計画を策定するため、倉敷市地域福祉計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）及び庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（幹事会）

第2条 幹事会に幹事を置き、幹事は別表第1に定める職にある者をもって充てる。

2 幹事会は保健福祉局長が招集し、保健福祉局長が議長となる。

3 議長に事故があるときは、議長が指名した者がその職務を代理する。

4 議長は、第1項に掲げるもののほか、必要と認める者を幹事として加えることができる。

5 議長は、必要と認めるときは、関係部局の職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（幹事の職務）

第3条 幹事は、次に掲げる事務を処理する。

（1） 地域福祉計画策定に関する事務事業の企画立案及び連絡調整に関すること。

（2） 前号の事務事業に関し、必要な実施状況の報告に関すること。

（3） 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（検討会）

第4条 検討会に検討員を置き、検討員は別表第2に掲げる部署に所属する者をもって充てる。

2 検討会は、保健福祉推進課長が招集し、会長は保健福祉推進課長を充てる。

3 会長に事故があるときは、会長が指名した者がその職務を代理する。

4 会長は、第1項に掲げるもののほか、必要と認める者を検討員として加えることができる。

5 会長は、必要と認めるときは、関係部局の職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（検討員の職務）

第5条 検討員は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

（1） 地域福祉計画案の作成

（2） 地域福祉計画策定に必要な事項

（3） 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（庶務）

第6条 幹事会及び検討会の庶務は、保健福祉局保健福祉推進課において処理する。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、幹事会及び検討会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年10月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

保健福祉局長，健康福祉部長，企画財政局企画財政部長，企画財政局市民協働推進部長，総務局防災危機管理室長，社会福祉部長，子ども未来部長，保健所参事（事務系），教育委員会生涯学習部長

別表第2（第4条関係）

企画経営室，市民活動推進課，防災推進課，福祉援護課，障がい福祉課，子育て支援課，健康長寿課，地域包括ケア推進室，介護保険課，保健課，健康づくり課，生涯学習課

9 社会福祉法（抜粋）

（昭和二十六年三月二十九日）

（法律第四十五号）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 （略）

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備す

るよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

10 倉敷市社会福祉審議会地域福祉計画策定専門分科会に属する委員

注：◎…専門分科会長，○…副専門分科会長

氏名	所属団体	備考
【委員】11名		
内田 浩二	倉敷市民生委員児童委員協議会	
○ 岡野 敏郎	倉敷市社会福祉協議会	
◎ 熊谷 忠和	川崎医療福祉大学	
佐藤 千津子	倉敷市愛育委員会連合会	
嶋田 俊幸	倉敷児童相談所	
清板 育子	倉敷市母親クラブ連絡協議会	
難波 一弘	倉敷市連合医師会	
難波 朋裕	倉敷市議会保健福祉委員会	
沼本 浩彰	倉敷市教育委員会	
久本 浩司	倉敷市中心身障がい施設連絡協議会	
吉田 久	倉敷市保育協議会	
【臨時委員】11名		
朝原 義之	倉敷市高齢者支援センター職員連絡会	
兒山 和子	公募委員（倉敷市栄養改善協議会）	
瀧澤 厚志	玉島地区コミュニティ協議会連合会	
中上 由美子	倉敷市社会福祉協議会・倉敷ボランティアセンター	
那須 絵利香	倉敷市子育て支援センター	
藤原 淑子	児島地区コミュニティ協議会連合会	
松原 操	公募委員（船穂地区民生委員・児童委員）	
守屋 美雪	真備地区まちづくり推進協議会連絡会	
安田 泰治	倉敷市老人クラブ連合会	
矢野 宏行	倉敷市介護保険事業者等連絡協議会	
山本 京子	倉敷市身体障がい者福祉協会連合会	
【元委員】4名		
植田 洋子	倉敷市愛育委員会連合会	令和元年度
谷田 陽平	倉敷市教育委員会	令和元年度
西原 洋浩	倉敷市連合医師会	令和元年度
○ 安原 恭子	倉敷市社会福祉協議会	令和元年度
【元臨時委員】1名		
池田 さおり	倉敷市高齢者支援センター職員連絡会	令和元年度

11 倉敷市地域福祉計画策定幹事会・庁内検討会名簿

(1) 倉敷市地域福祉計画策定幹事会

役 職 名	氏 名	備 考
保健福祉局長	藤 原 博 之	令和元，2年度
健康福祉部長	田 邊 鍊太郎	令和元年度
	渡 邊 浩	令和2年度
企画財政局企画財政部長	黒 瀬 敏 弘	令和元年度
	杉 岡 知 裕	令和2年度
企画財政局市民協働推進部長	久 保 毅	令和元年度
	桑 木 真 澄	令和2年度
総務局防災危機管理室長	梶 田 英 司	令和元年度
	山 路 浩 正	令和2年度
社会福祉部長	田 中 盟 人	令和元，2年度
子ども未来部長	藤 原 昌 行	令和元，2年度
保健所参事	笠 原 浩 之	令和元，2年度
教育委員会生涯学習部長	三 宅 健 一 郎	令和元，2年度
保健福祉局参事	尾 崎 英 樹	令和元年度
オブザーバー	倉敷市社会福祉協議会	令和元，2年度
事務局	保健福祉推進課	



令和3年2月15日
答申

(2) 倉敷市地域福祉計画策定庁内検討会名簿

所 属 課 名	職 名	氏 名	備 考
企画経営室	主幹	上 田 尚 己	令和元，2年度
市民活動推進課	主任	今 田 敏 恵	令和元，2年度
防災推進課	主任	栗 原 美代子	令和元，2年度
福祉援護課	主幹	野 口 美 希	令和元，2年度
障がい福祉課	主任	爲 房 勇	令和元年度
	主幹	西 村 修	令和2年度
子育て支援課	主任	田 村 順 子	令和元年度
	課長代理	別 府 慎 一	令和2年度
介護保険課	課長補佐	守 屋 直 樹	令和元，2年度
健康長寿課 地域包括ケア推進室	主任	同 前 和 也	令和元，2年度
保健課	主幹	平 子 三起子	令和元年度
	主任	藤 原 郁 子	令和2年度
健康づくり課	主幹	片 山 岐美恵	令和元年度
	主幹	高 旗 節 子	令和2年度
生涯学習課	課長主幹	貝 原 淳 一	令和元年度
	主幹	坂 川 善 之	令和2年度

オブザーバー	倉敷市社会福祉協議会	令和元，2年度
事務局	保健福祉推進課	

12 用語解説

【あ行】

●NPO法人

「NPO」とは「Non Profit Organization」「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「NPO法人」という。

●岡山県運営適正化委員会

福祉サービスを利用している方やその家族等からの福祉サービスに関する苦情に対して、相談者と事業者双方の話し合いによる円満な解決を図るため、相談・助言及び調査やあっせんを行う機関。岡山県社会福祉協議会内に設置されている。

【か行】

●介護・福祉タクシー

介護タクシーは介護・介助が必要な高齢者や障がい者のために、ホームヘルパーの資格を持った乗務員が乗降の介助等を行うタクシー。福祉タクシーは患者の運送や車椅子利用者などのために、寝台を備え付けた車両やリフトを備え車椅子に座ったままで乗り降りできるタクシー。倉敷市では障がい者に対して福祉タクシーチケットやリフトタクシーチケットの助成等を行っている。

●介護保険給付

介護保険制度において、要介護要支援認定を受けた人が介護サービスを利用した場合に、自己負担を除くサービス費用を介護保険から支払うこと。介護保険給付には「介護給付」「予防給付」「市区町村特別給付」の3種類があり、要介護度やサービスの内容に応じて分けられる。

●虐待

個人の尊厳を害し、心や身体を傷つける態度や言動による人権侵害行為。身体への暴力的な行為や身体拘束等の身体的虐待、わいせつな行為の強要や衣服を着させない等の性的虐待、無視や脅迫等によって尊厳を否定し精神的苦痛を与える心理的虐待、世話の放棄や必要なケアを拒否するネグレクト、本人の財産を本人以外の利益のために管理したり、不当に使用を制限したりする経済的虐待などがある。

●虐待の通報・通告義務

虐待を受けたと思われる児童、高齢者、障がい者等を発見した者は、速やかにこれを市町村などに通報しなければならない、と法律に定められている。

●共助

個人や家族が自ら行う「自助」、行政が行う「公助」に対して、近隣の住民や地域で活動する団体が協力して行うことを「共助」と言う。なお社会保障制度の関連では、近隣の助け合い、ボランティアなどの相互扶助を「互助」、社会保険制度のような制度化された相互扶助を「共助」と区別する場合もある。

●協働

異なる複数の主体が、共通する目的の実現や課題解決のために、各々の資源や特性を活かしてお互いの役割と責任を分担しながらともに協力し合っていくこと。

●居宅介護等訪問系サービス

居宅介護等の支援が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助等を行うサービス。

●くらしき心ほっとサポーター

精神障がいに対するよき理解者としての立場で、心の健康づくりの推進や精神障がいに対する偏見除去のために、行政と協働で啓発に努めていただく市民のこと。養成講座の受講修了者で各地区の特性に合わせて活動している。

●倉敷市子ども条例

わが国では、平成元年に国連総会で採択された子どもの権利条約を平成6年に批准し、子どもの権利を尊重する社会づくりを目指し、子どもを取り巻く環境の整備に努めてきた。本市でも、全ての子どもが幸せに暮らせるまちの実現を目指し、次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つまちづくりの取組に向けた長期的、総合的な指針として「倉敷市子ども条例」を制定し、平成24年4月1日から施行している。

●倉敷市福祉のまちづくり条例

倉敷市における福祉のまちづくりを総合的に推進するために、福祉のまちづくりに果たすべき市、市民及び事業者それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりを推進するための基本的事項等を定めた条例。

●倉敷市要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもや様々な問題を抱えている要保護児童の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行うための機関。

●倉敷地域基幹相談支援センター

地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障がい者の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

●倉敷地域自立支援協議会

倉敷地域（倉敷市・早島町）における障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場。相談支援事業者、サービス事業者、保健医療・教育・雇用関係機関、障がい者関係団体等で構成され、地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること等について協議する。

●ケアプラン

どのような介護サービスをどの程度利用するのかを整理した計画書。介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護者等の心身の状況や、希望、必要性などを踏まえて作成する。

●ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることにより自殺を防ぐ役割となる人のこと。

●権利擁護

自己にふさわしい生活が保障される権利や本人らしく暮らすための意思の決定や表明することが困難な人を、あらゆる形態の権利侵害から擁護し、本人の利益を獲得する支援を行うこと。援助者が本人の代理として行う、最善の利益を獲得するための行為や、生活を送る上で必要な全ての権利について理解できるよう支援し、その活用を保障するという考え方やその実践。

●高齢者支援センター

高齢者が可能な限り、地域において自立した日常生活が送れるよう、介護・保健・医療・福祉に関する総合的な支援を行う中核機関。市内に 25 か所の「高齢者支援センター」と 3 か所の「高齢者支援サブセンター」が設置されている。

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障がい者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めた法律。平成 18 年 6 月公布、同年 12 月施行。

●子育て広場

幼児と親が自由に参加できる「ふれあいの場」とし、幼稚園の余裕教室などを利用して、月2～4回程度開催している。

●子ども家庭総合支援拠点

「地域のすべての子ども（0～18歳まで）とその家庭及び妊産婦等に対し、しつけ・性格・生活習慣・言語・登校拒否・養護・心身障がい等の子育てに関する相談に専門の職員が対応し、状況に応じて必要なサービスにつなぐ支援を行う。

●子どもセンター

子どもや親子の体験的な活動や家庭教育を支援するための情報を収集・提供する組織として平成12年11月よりライフパーク倉敷市民学習センター団体交流室内に設置。ボランティアによって運営されている。

●コミュニティ

（生活地域、特定の目的、特定の趣味など）共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団（人々や団体）。

●コミュニティ協議会

おおむね小学校区を単位として組織された住民自治組織。

●コミュニティタクシー

バス路線が廃止された地域や交通不便地域において、地域が主体となり運行する乗合タクシー。タクシー車両などを用いて、路線バスと同じように、設定されたコース（停留所）を決められた時間に運行する。

●コミュニティ団体

町内会、自治会、コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会、自主防災組織など各地域において地域課題を解決するために、地域住民を主体とした団体。

【さ行】

●サービス提供事業者

介護サービスや障がい福祉サービス等を提供する事業所。

●災害時要援護者

高齢者、障害のある人、妊婦、日本語に不慣れな外国人などの防災対策において特に配慮を要する方のこと。災害時に必要な情報を的確に把握し、自らを守るために安全な場所へ避難できない方が、避難行動において配慮が必要となる。

●災害時要援護者台帳

地域での災害時の援護活動等に活用していただくために、高齢者や障がい者など災害時に自力で避難することが困難な方の情報を登録した台帳（災害対策基本法で「避難行動要支援者名簿」として規定されているものと同じ。）。

●自主防災組織

日頃から地域の人たちが一緒になって防災活動に取り組み、「いざ」という場合に互いに助け合うことを目的とする、地域の住民等で構成する組織。

●自主防災組織カバー率

全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合。

●自主防犯組織

犯罪、事故などの防止を目的として、地域において自主防犯パトロール活動を行う団体。

●指定基準

介護保険・障がい福祉サービスは、サービス種類ごとに定められた事業運営の基準（指定基準）を満たすものとして指定を受けた事業所・施設が提供できる。基準には、サービス提供の前提となる人員・設備及び運営に関する基準等があり、厚生労働省令に準じて本市が条例・規則等で定めている。

●市民公益活動団体

社会福祉活動，社会奉仕活動，コミュニティ活動等，不特定かつ多数の利益の増進のために自主的な活動を行う団体。

●社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、「社協」とも呼ばれる。地域の人が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指して、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取組から地域の特性に応じた活動まで様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいる。

●社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念，原則等を盛り込み，社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

●小地域ケア会議

概ね小学校区単位で、高齢者支援センターが事務局となって、民生委員、愛育委員、栄養委員などの住民組織と保健師、社会福祉協議会の代表者などの専門職が、地域づくりを進めるために、地域に密着した情報共有及び主に高齢者等の支援体制の構築を検討する会議。

●生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。

●生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。

●生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法(平成 25 年 12 月公布。平成 27 年 4 月施行。)に基づく制度。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

●成年後見制度

疾病や障がいなどによりで判断能力が十分でない人が、その基本的人権がまもられた日常生活や社会生活を営むことができるように、後見人・保佐人・補助人を選任することにより、その人を法的に支援する制度。

●セーフティネット

生活することが困難な状態に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組み。社会保障には社会的セーフティネットの役割があり、これにより人生の危険を恐れず、いきいきとした生活を送ることができ、ひいては社会全体の活力につながっていくとされている。

●総合療育相談センター

子どもの心身の健全な発達と自立を支援するための施設。相談員による一貫した支援により発達に関する専門相談や子どもの発達に関する情報提供、子どもに関わる様々な機関の連携づくりなどを行っている。

【た行】

●第三者後見

成年後見制度において親族以外が後見・保佐・補助を行うこと。

●ダブルケア

育児と介護を同時に行う必要がある状況のこと。晩婚化・晩産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことを指すことが多いが、広義では、子だけでなく孫の育児、親だけでなく祖父母の介護も含まれる。

●地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成 28（2016）年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられている。

●地域ケア会議

倉敷・水島・児島・玉島の4行政区単位の広域的な支援体制の構築や、行政区単位における情報共有及び課題解決に向けて検討する会議。小地域ケア会議への支援等もしている。

●地域子育て支援拠点

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施している施設。くらしき健康福祉プラザ内や保育所内に併設している「地域子育て支援センター」、地域の身近な場所や児童館等で開設している「つどいの広場」等がある。

●地縁型組織

自治会、町内会、コミュニティ協議会、老人会、婦人会、青年団、子ども会のような地縁共同体及び消防団や愛育委員会、栄養改善協議会、交通安全母の会などのような解決課題別に組織されていても地縁性や支部性の高い地縁機能体の両者を総称する。

●地区社会福祉協議会

地域の各種機関・団体やボランティアなどによって構成され、「福祉のまちづくり」を推進するため設立されている住民組織。地域で活動する各組織や団体等を「タテ系」とすれば、地区社協はそれらを福祉の視点で結びつける「ヨコ系」といえる。地区社協はおおむね小学校区単位で組織され、市社会福祉協議会とは対等なパートナーとして、住民同士の「助け合い」や「支え合い」により地域福祉を推進している。

●地区防災計画

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条第 3 項に規定する計画で、地域住民（事業所等を含む）が、地域の特性を踏まえた防災活動や訓練、備蓄、災害が発生した場合の相互の支援などについて、地域で話し合って決めるもの。

●出前講座

市民の自主的な生涯学習活動を支援し、学習機会の充実を図るため、市職員が講師として地域に出向いて開催する講座。

【な行】

●日常生活自立支援事業

知的障がい、精神障がい、認知症等があるため判断能力に不安のある人が、自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業。倉敷市では社会福祉協議会が実施している。具体的には利用者と社会福祉協議会との契約に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い、苦情解決制度の利用援助などを実施するほか、日常的金銭管理等を行う。

●認知症サポーター

認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人。

●認知症マイスター

認知症について正しく理解した上で、認知症の理解促進や普及啓発、相談相手や相談先との繋ぎ、サロンや認知症カフェ等の協力や運営等に取り組む人。

●認定調査

介護保険制度において、要介護認定等の申請があった際に、介護の必要性や要介護度等を認定するために行う申請者の心身の機能や状態の調査。

●年齢3区分別

年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、高齢者人口(65歳以上)の3つの区分。

【は行】

●ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度並びに避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

●8050問題

若者の引きこもりが長期化し、それに伴い親も高齢となり、収入や介護に関する問題が発生すること。様々な理由から外部への相談ができず、親子で社会から孤立することが多い。80代の親と50代の子で、親が要介護状態に陥ると問題が表面化することに由来する。

●パブリックコメント

市が基本的な政策等を決めるときに素案・趣旨等を公表して市民の意見を募集し、寄せられた意見を案に取り入れることができるかを検討し、その検討結果や寄せられた意見に対する市の考え方を合わせて公表していく一連の手続き。

●バリアフリー

障壁（バリア）を取り除くこと。段差や仕切りの解消などのハード面だけではなく、近年では意識や各種制度などあらゆる面において、社会生活を困難にするものを取り除くこととして用いられる。

●バリアフリー市民会議

倉敷市福祉のまちづくり条例に定める都市施設の理念に基づき、高齢者、障がい者、乳幼児連れの人など市民だれもが外出しやすいバリアフリーのまちづくりについて検討し、提言を行うための会議。高齢者や障がい者団体等の代表等で構成される。

●PDCAサイクル

計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、最後の action では check の結果から、最初の plan の内容を見直して、次回の plan に結び付ける。この循環のプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。

●福祉サービス

生活上の困難を抱える人に、その解決や緩和を目指して提供されるサービス。本計画では、行政が直接提供するものや民間事業者によるもの、ボランティア団体、NPOなどが提供するサービスなどを含む。

●福祉マップ

障がいのある人や高齢者をはじめ、すべての人が安心して気軽に外出し、社会参加できるよう、公共施設や病院、文化施設、物品販売施設、公園等に加え、身近な飲食店や宿泊施設などについて、トイレや駐車場、エレベーターなどのバリアフリー情報を掲載したマップ。

●福祉有償運送

身体障がい者や要介護認定者等のタクシーその他の公共交通機関を一人で利用できない方に対して、通院、通学等の日常的な外出だけでなく、行楽、余暇活動等の生活の質と範囲を広げる手助けとして、NPO 法人等により、福祉車両等を使用して有償（営利目的ではない）で行われる福祉移送サービス。

●保育コンシェルジュ

保育サービスに関する相談員。就学前の子どもの預け先に関する保護者の相談に応じ、認可保育所や公立幼稚園のほか、私立幼稚園や一時預かり事業などの保育サービスについて情報を提供する。保護者ニーズと保育サービスを適切に結び付けることを目的として、保育・幼稚園課と各保健福祉センター福祉課に配置している。

●ボランティアセンター

市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多く、市民がボランティアに関心を持ち、ボランティア活動に参加してもらうことを目的として、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する教育養成・研修及びボランティア活動への支援に取り組んでいる。活動分野は、福祉分野だけでなく環境や教育・国際交流など多様なボランティア活動の要望に応えられるように、多岐にわたっている。

【ま行】

●ミニ地域ケア会議

主に、解決困難な個別ケースについて、事例に関わる関係機関や地域の住民組織等が集まり、情報共有をしたり、問題解決のために支援方針を立て、役割分担を検討する会議。

●民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。民生委員・児童委員の一部は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けている。

●目的型組織

NPO、ボランティア団体など、同じ目的のもと課題解決に向けて活動する団体であり、地域にとらわれずに活動している。また、目的型であっても地域を限定して活動する団体もある。

【や行】

●ユニバーサルデザイン

年齢や性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、すべての人が使いやすいように製品や施設、生活環境、都市をデザインすること。

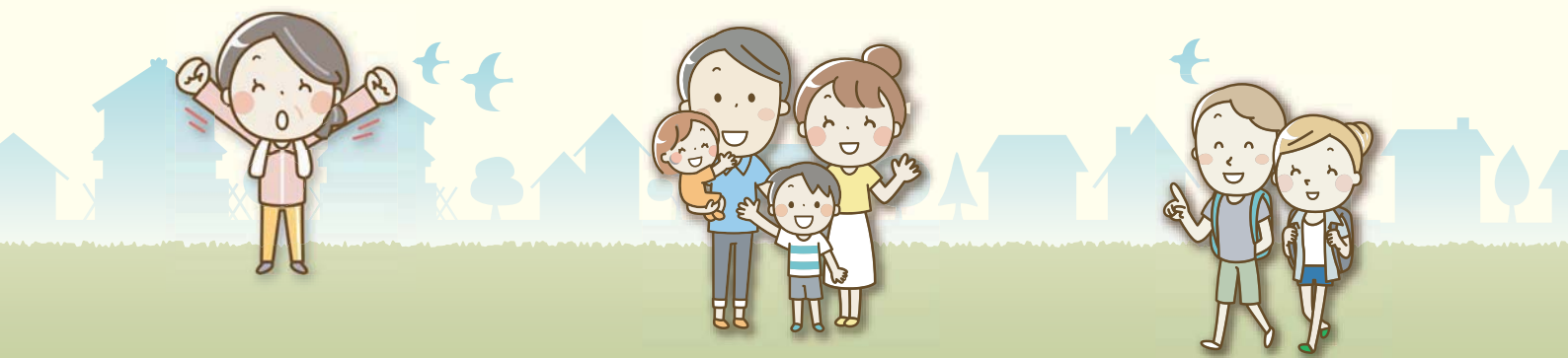
●要支援・要介護認定者

日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある人（要介護者）と認定された人のこと。

【ら行】

●療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者と判断された人に対して交付される手帳。障がいの程度表示（岡山県）は最重度・重度は「A」、中度・軽度は「B」となっている。



第2次倉敷市地域福祉計画
《令和3年度～令和7年度》
■発行年月：令和3年3月
■発行：岡山県倉敷市

■編集：倉敷市 保健福祉局 保健福祉推進課
〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田 640
TEL：086-426-3303 FAX：086-421-4411
E-mail：wlfhlt@city.kurashiki.okayama.jp